

2021 年度  
点検・評価報告書

大谷大学

# 目 次

序章.....	1
第 1 章 理念・目的.....	3
第 2 章 内部質保証.....	10
第 3 章 教育研究組織.....	22
第 4 章 教育課程・学習成果.....	28
第 5 章 学生の受け入れ.....	61
第 6 章 教員・教員組織.....	71
第 7 章 学生支援.....	82
第 8 章 教育研究等環境.....	99
第 9 章 社会連携・社会貢献.....	109
第 10 章 大学運営・財務.....	116
第 1 節 大学運営.....	116
第 2 節 財務.....	128
終章.....	133

## 序章

大谷大学（以下、「本学」）の歴史は、江戸時代前期 1665 年に京都の東本願寺内に僧侶のための研究教育機関として設置された「学寮」にはじまる。学寮では、仏教、特に親鸞の浄土真宗の思想研究と教育が行われ、江戸後期には学生数が 1500 名を数えたとも言われる。その後、明治政府によって進められた国民教育制度改革と歩調を合わせるように体制変更を重ね、1901 年には東京巢鴨で「真宗大学」を開校した。現在の本学はこの時の理念を継承する意図をもって、この日を開学記念と定めている。

真宗大学はその後京都に戻り、1913 年に現在の北区小山の地に「真宗大谷大学」として再設置された。1918 年には「大学令」が出されて帝国大学以外に私立の大学が認められたが、この大学令に基づく大学となることを指向して「大谷大学」として設置申請し、1922 年には文学部の単科大学として認可を受けた。爾来 100 年近く、大学をめぐる状況が様々な揺れ動く中でも、常に建学の理念に立ち返って進むべき方向性を確かめてきた。初代学監（学長）の清沢満之は真宗大学「開校の辞」において、本学を「浄土真宗の学場」としての「宗教学校」とであると宣言した。また、第 3 代学長の佐々木月樵は「大谷大学樹立の精神」において「仏教を学界に解放」することを宣言した。本学ではこれら 2 つの宣言を建学の理念の礎とし、仏教精神に基づいた人間教育を行い、人間に関わる諸学問の研究成果を広く社会に公開してきた。理念を維持するために長く文学部 1 学部体制を堅持してきたが、近年の高等教育機関としての役割の多様化を受けて、2018 年度からは文学部に加えて社会学部と教育学部を開設し、3 学部体制へ改編した。さらに、グローバル化された社会に対応すべき人物の養成を目的に 2021 年度には国際学部を開設し、現在は 4 学部体制となっている。これによって、多様化する現代社会の中で建学の理念を体現化する教育体制の充実を図ってきた。

本学は、これまで 2 度の大学基準協会による認証評価を受けてきた。前回の第 2 期認証評価を 2015 年度に受審し、大学基準に適合するとの認定を受けた。その際、改善勧告として 1 項目、努力課題として 4 項目の指摘を受け、本学ではこれらの指摘事項に真摯に対応してきたと自負している。これらの改善結果は 2019 年度に大学基準協会へ改善報告書として提出し、「改善報告書検討結果」において概ねの改善が認められた。その際、努力課題のうち、一層の対応が求められると指摘された「履修登録単位数の上限設定」並びに「大学院独自の FD 活動」については、改善に向けて継続した取組を進めているため、関係する項目で言及することとしたい。

本学では、前回の認証評価受審以降、前述のように複数学部体制をとることとなった変化を踏まえ、様々な取組を行っている。具体的には、新教室棟「慶聞館」を稼働し、学生の主体的な学習のための環境を創出するため、アクティブラーニングに適した ICT 機器を充実させた多機能教室を整備した。また、建学の理念である仏教精神に基づいた教育を全学横断型に展開・共有するため「仏教教育センター」を開設した。さらに、学生に関する諸情報の収集・分析により教育改善に資することを目的として「インスティテューショナル・リサーチ（IR）室」の設置を行った。加えて、学習成果を測定するため、「ループリック」の作成や「学修行動調査」の実施を行っている。

特に内部質保証の推進にあたっては、本学の規模や組織体系に合わせたシステムを稼働

させるべく、次の取組を行った。第 1 に、学長の下で大学運営の責任を担う大学運営会議が内部質保証推進の責任を負うことを明確にした上で、効率的なシステムとなるよう後述のように組織を変更した。第 2 に、大学基準協会が設定する評価基準・項目に合わせて毎年度の自己点検・評価を実施する形に変更した。これに伴い、学科・専攻の自己点検・評価結果をもとに、学部・研究科で自己点検・評価を行うこととした。最終的に、学部・研究科の自己点検・評価、及び各事務局での自己点検・評価の結果を踏まえて、大学運営会議による全学的な自己点検・評価活動を実施している。第 3 に、内部質保証の客観性を担保するために学外有識者による外部評価を 2019 年度から定期的実施することとした。

本学では、2018 年度に内部質保証推進に責任を負う組織として、「大学運営会議」のメンバーで「内部質保証委員会」を構成した。その「内部質保証委員会」を中心として、それまでの本学における「内部質保証の方針」を踏襲した新たな内部質保証システムでの改善・向上に取り組むこととなった。また、自己点検・評価の結果を着実に改善へ結びつけるため、2019 年度からは「内部質保証委員会」で点検・評価結果をもとに報告会を実施している。これにより、改善事項等を全体で共有・検討する仕組みを整備した。

しかし、2019 年度に実施した外部評価において、本学における内部質保証の定義が不明瞭で、かつ、大学運営を担う「大学運営会議」と内部質保証推進に責任を負う「内部質保証委員会」のメンバーが同じであり、関係性が不明確であるという指摘を受けた。

一般的には、大学運営を担う組織と内部質保証推進に責任を負う組織を別にして運営することも多い。そうすることにより、内部質保証システムの客観性と学部独立性の高い組織体系における全体像の把握が可能となる。一方、本学の学部体制は、教育目的と体系は学部間で異なる部分があるものの事務組織は全学共通である。本学のような体制では、全学的な方針を各学部の教育体系に還元しやすく、別の組織体を構成することは手続きが煩雑になり非効率となる。こうした体制においては、大学運営を担う組織と内部質保証推進に責任を負う組織を一本化することが、効率的で機動力のある組織構成となる。

これらを踏まえて学内で検討を重ね、2020 年度からは「大学運営会議」の機能に内部質保証の推進を含めることとした。そして、本学の「内部質保証の方針」を改訂し、本学における内部質保証の定義と体制を方針内に示すことで、外部評価者からの指摘に対応した。その結果、2020 年度の外部評価ではシンプルで機動力のある体制であると評価を受けたことから、内部質保証を推進し継続的な改善に結び付ける基盤の整備ができたと考えている。

COVID-19 をはじめ、現代社会はかつてないほど予測不可能な状態であると言えよう。このような現代社会の様々な問題の中で、高等教育が求められる役割を真に果たしていくことが重要である。2021 年度に発表した大谷大学第 2 次中長期プラン「グランドビジョン 130 (2022~2031)」でも、予測不可能な社会において、現実を真摯に見つめ、問題を問いつけることができる大学を目指すことを 1 つの目的とした。本学の理念に基づいた教育目標を達成するためにも、本学における現状と問題点の把握を続け、更なる改善・向上の取組を続けていきたい。

## 第 1 章 理念・目的

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的の設定

評価の視点 2：学部における、学部、学科ごとの、研究科における、専攻ごとの人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点 3：大学の理念・目的と学部・学科・専攻の目的の連関性

#### 【大学の理念・目的の設定】

大谷大学の歴史は、江戸時代前期の 1665（寛文 5）年、京都東本願寺内に設置された僧侶の教育研究機関であった「学寮」にはじまる。学寮では仏教、とりわけ親鸞によって明らかにされた浄土真宗の思想の研究と教育が行われ、江戸後期には学生数が 1,500 名を数えた。その後、明治政府によって進められた国民教育制度の改革と歩調を合わせるように体制の変更を重ね、1901（明治 34）年には東京巣鴨で「真宗大学」を開校した。初代学長の清沢満之（以下、「清沢」）は、この際の「開校の辞」において次のように宣言している（資料 1-1【ウェブ】）。

本学は他の学校とは異なりまして宗教学校なること、殊に仏教の中に於いて浄土真宗の学場であります。即ち、我々が信奉する本願他力の宗義に基づきまして、我々に於いて最大事件なる自己の信念の確立の上に、其の信仰を他に伝える、即ち自信教人信の誠を尽すべき人物を養成するのが、本学の特質であります。

真宗大学は他の大学とは異なって「宗教学校」であり、「仏教の中において浄土真宗の学場」であると示されている。これは、真宗大学がブツダや親鸞の思想に基づく人間形成の理念及び平等精神によって国民教育の役割を果たそうとする教育研究機関であることを、明確に示すものであった。京都に移された現在の大谷大学はこの精神を継承し、東京での真宗大学開校をもって開学記念の日と定めている。

清沢が「開学の辞」で言う「宗教」は、いわゆる宗教組織としての宗教ではない。東京（帝国）大学とその大学院で宗教哲学を学んだ清沢は、宗教を人間が本来的にもつ心の「性能」であり、「真理を求める精神」と考えた。彼は、人間が「いかに生きるべきか」を求める精神をもつと考へ、その精神を「宗教」あるいは「宗教心」と呼んだのである。真宗大学を宗教学校であると宣言した時にも、この意味での宗教を意味していた。そして清沢は真宗大学の特質が「我々に於いて最大事件なる自己の信念の確立の上に、其の信仰を他に伝える」ことであるとしている。宗教心に導かれて自己を深く見つめ、人類を広く学ぶ中から「自己の信念」の「立脚地」を得て、それを積極的に社会の他者へと伝える人物を養成することが大学教育の使命であると確認したのである。

この清沢の理念を継承し、敷衍したのが第3代学長の佐々木月樵（以下、「佐々木」）である。佐々木は、1925（大正14）年、京都に移された「大谷大学」の入学宣誓式において「大谷大学樹立の精神」を発表した。佐々木は、ここで大谷大学の使命が「宗教と教育」を両輪として「真実の人格を作る」ことにあると述べ、仏教教育を中心にしてこれを行うことを確認している（資料1-2【ウェブ】）。

そもそも、国民の精神的要素は、いふまでもなく宗教と教育とである。然も、教育は常に宗教を俟つて真実の人格を作り、宗教は教育によつてのみ常にその陥り易き所の迷信に陥ることを防ぐのである。…（中略）…本大学が専ら世間の官公私立大学及び各宗大学等とも大にその趣を異にする点は、本大学は先ず以て仏教学を以て諸学の首位とし、また之を中心として教授し研究する所にある。…（中略）…諸子は今後益々本学に於ける人格陶冶の三モットーたる所の、本務遂行、相互敬愛、及び人格純真の三条に心をよせ、各自純真の人間となつていただきたいのである。諸子の学問及び人格の完成が、また本学の完成である。

ここで佐々木の言う「宗教」は、清沢が「開校の辞」で示した内容を指している。そして佐々木は更に進んで、そのような宗教教育が設置された3学科（仏教学・哲学・人文学）の専門教育との相互関連のなかで十全な役割を果たすとし、そこに真実の人格形成が実現するとする。そしてこのような理念を「本務遂行、相互敬愛、及び人格純真」の「三モットー」として表現した。つまり大学に学ぶ者が各自の専門の学びを通じて「なすべき本務を遂行」し、「相互に敬愛できる社会の創造を目指」して「自ら純真なる人格の形成する」、その実現を目指すのが大谷大学の理念であり目的であると宣言したのである。

このように本学は、一貫して仏教精神に基づいた人間教育を実践し、人間にかかわる諸学問の研究成果を広く社会に公開してきたが、2018年度からは、そうした使命をより明確にするために従来の文学部に社会学部と教育学部を加えて3学部体制とし、さらに2021年度からは、国際学部を加えて4学部体制となった。あわせて大学院文学研究科を設置しているが、4学部の各学問分野を包括しうる名称として、2022年度より人文学研究科へと名称変更する。大学及び大学院の目的は本学の理念や学校教育法の趣旨を踏まえて規定しており、例えば大谷大学学則、及び真宗大谷学園寄附行為では「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、仏教の精神に則り、人格を育成するとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、広く世界文化に貢献すること」と定めている（資料1-3 第1条、資料1-4 第1条、資料1-5）。また、このような理念に基づく教育を全学的に展開するために、2018年度から新たに仏教教育センターを開設し、建学の理念の具現化の推進をはかっている。

#### 【学部・学科編成】

上記のとおり、本学は大学に4学部、大学院に1研究科を設置している（資料1-6 p.2）。具体的には、大学には文学部6学科（真宗学科、仏教学科、哲学科、歴史学科、文学科、国際文化学科）、社会学部2学科（現代社会学科、コミュニティデザイン学科）、教育学部1学科（教育学科）、国際学部1学科（国際文化学科）の4学部10学科を設置している。なお、

文学部の社会学科、人文情報学科及び教育・心理学科は2018年度から学生募集を停止し、修業年限を超えた学生のみ在籍しており、国際文化学科は、2021年度から学生募集を停止している。社会学部と教育学部は2018年度から、国際学部は2021年度から学生募集を開始している。

大学院には、文学研究科（2022年4月より人文学研究科に名称変更予定）7専攻（真宗学専攻、仏教学専攻、哲学専攻、社会学専攻、仏教文化専攻、国際文化専攻、教育・心理学専攻）を設置している。本学の大学院は区分制の博士課程で、前期2年の課程を修士課程として取り扱い、後期3年の課程を博士後期課程としているが、教育・心理学専攻のみ修士課程だけを設置している。また、社会学専攻については、修士課程を2019年6月に廃止し、博士後期課程を2020年4月に募集停止をしており、2021年度末をもって在学生在が全て修了するため、廃止の手続きを行う予定である。また、2022年度より、文学部、社会学部、教育学部、国際学部の4学部が含む研究分野を包括しうる研究科名称として、人文学研究科へ名称変更することが決定している。

これらの学部・学科、研究科・専攻については、それぞれの教育研究上の目的を学則に定めている。例えば文学部では、「歴史の中で蓄積されてきた多様な文化的所産に学ぶことを通して、人間と世界に関わる根本的な問題を解明し、深く自己を洞察しつつ現代社会を主体的に生きることのできる人物の養成をめざす」と定め（資料1-3 第3条）、哲学科では「人間や世界にかかわる根本的な問題を東西の思想伝統を踏まえつつ考究し、多様かつ柔軟な視点と論理的思考力を培い、現代の諸問題に対処することのできる人物の養成をめざす」と定めている（資料1-3 第3条の2）。

大学院においては、例えば真宗学専攻では「親鸞の根本著作である『教行信証』の読解を中心に据え、その教学思想を研究し、自己自身の求道的関心を通して、広い視野をもって人間の諸問題を探究する人物の育成をめざす」と定め（資料1-4 第5条）、仏教学専攻では「客観的文献研究を重視する方法論によって仏教を学問的に研究し、その知見に基づき、現代社会のさまざまな課題の解明にも寄与する人物の育成をめざす」と定めている（資料1-4 第5条）。

### 【大学の理念・目的との関連性】

既述のとおり、本学は開学以来の建学の理念を堅持しつつその実現を遂げるために、仏教精神に基づいた人間教育を行い、人間にかかわる諸学問の研究成果を広く社会に公開してきた。社会変動によって大学の高等教育機関としての役割が多様化しているが、2021年度から新たに4学部体制としたことも、仏教精神を根幹に置く研究教育の伝統を（文学部）、より直接的に社会に還元し（社会学部）、人間教育の現場に活用し（教育学部）、国際社会に視野をもって展開する（国際学部）ことを目指したものである。この大学理念との関連において、各学部・学科、研究科・専攻の目的を定めている。

例えば文学部では「人間と世界に関わる根本的な問題を解明し、(略) 主体的に生きる」人物を養成するとし（資料1-3 第3条）、これを受けて真宗学科では「自己を問い、人間を問う」、文学部では「人間と社会への理解力及び洞察力」を養うと定めている（資料1-3 第3条の2）。社会学部では「現代社会の諸課題に向き合うことを通して(略) 異なる他者と敬い合いながら生きる世界を構築」する力を養うとし（資料1-3 第3条）、これを受け

てコミュニティデザイン学科では「人と人をつなぐ」実践手法を進め（略）「コミュニティ」のこれからを「デザイン」する」人物の養成をめざすと定めている（資料1-3 第3条の2）。

大学院の目的は「仏教並びに人文・社会に関する学術の理論及び応用を教授研究」するとし（資料1-4 第1条）、これを受けて、例えば真宗学専攻では『教行信証』の読解を中心に据え、その教学思想を研究（資料1-4 第5条第3項）すると定め、仏教文化専攻では「アジア諸地域の文化を歴史学研究と文学研究の両面から解明」すると定める（資料1-4 第5条第3項）など、連関性を持たせて設定している。

### 【有効性や適切性の判断】

以上のとおり、本学では建学の理念を明確に位置づけ、その理念のもとに大学及び大学院の目的を定め、さらにそれを踏まえて学部・学科、研究科・専攻の目的を定めており、適切であると判断している。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：大学の目的及び学部・学科・専攻の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・学科・専攻の目的等の周知及び公表

### 【目的の明示】

大学及び大学院の目的については、建学の理念や学校教育法の趣旨を踏まえ、それぞれの学則第1条に規定している（資料1-3 第1条、資料1-4 第1条）。また、各学部の目的は大谷大学学則第3条第2項（資料1-3 第3条第2項）に、各学科の目的は同学則第3条の2第2項（資料1-3 第3条の2第2項）に定めている。大学院の各専攻の教育研究目的は、大学院学則第5条第3項にそれぞれ定めている（資料1-4 第5条第3項）。なお、同学則第3条第2項では博士課程の目的を（資料1-4 第3条第2項）、第3条第4項に修士課程の目的を（資料1-4 第3条第4項）、第3条第5項に博士後期課程の目的を定めている（資料1-4 第3条第5項）。

### 【目的等の周知及び公表】

建学の理念については、毎年学生及び教職員に配付する『学生手帳』に掲載しているほか、既述のとおり大学 Web サイト上で「開校の辞」と「大谷大学樹立の精神」を掲載し、広く学内外に紹介している（資料1-7 pp.6～11、資料1-1【ウェブ】、資料1-2【ウェブ】、基礎要件確認シート1）。また、大学、大学院の目的及び学部・学科、研究科・専攻の教育研究目的は、教職員には学内ネットワーク上のデータベースで常時確認できる環境を整備するとともに、学生には『履修要項』に記載し配付している（資料1-8、資料1-9-1 pp.11～18、pp.211～231）。さらに大学 Web サイト上に学則を公表し、学内だけでなく、広く

学外にも周知している（資料 1-10【ウェブ】、基礎要件確認シート 1・2）。

### 【有効性や適切性の判断】

本学の目的をはじめ、学部・学科、研究科・専攻の目的については、法令に従って適切に規程に明示し、冊子体だけでなくネットワークを利用して学内に周知している。また大学 Web サイトを利用して学外にも公表するなど、適切に行っていると判断している。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

### 【中・長期の計画の設定】

本学は、本学の理念及び使命を確認し、中長期計画を明確にするため、2012 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日に至る 10 年間の第 1 次中長期プラン「グランドデザイン（2012ー2021）」（以下、「グランドデザイン」）を策定した（資料 1-11【ウェブ】）。このグランドデザインは、本学の建学の理念と教育研究活動の歴史的経緯を確認した上で、現在の社会的状況に応じた新たな活動展開の形を模索したものである。特に、教育研究の場であると同時に、人間形成の場としての本学のめざす方向性を明示した上で「仏教精神に基づき、社会を主体的に生きることのできる人物を育成する」という基本目的を設定した。この基本目的に則って「教育」「学生支援」「研究」「社会貢献」「管理運営」の 5 つの柱を立て、それぞれに方針を策定し、目標を掲げた。同計画を遂行するにあたって 10 年を 3 期に区分し、各期の具体的な目標（行動計画）を立案した。中長期計画の基本方針の策定には学長会があたるが、次いで学長会を母体とする大学運営会議が基本方針を受けて審議を重ね、各種委員会への意見聴取等を行いながら、具体的な計画を立案した（第 10 章第 1 節「大学運営」点検・評価項目②で組織の詳細を説明）。こうして立案された計画は各学部・学科・専攻、事務部局に伝達され、実行することになっている。

グランドデザインの遂行において、はじめに「管理運営」では、責任母体となる学長会で策定された基本方針をスピーディーに機能させるための執行部体制を整備した。第 1 期（2012 年度～2014 年度）には「教育」の面で、学部教育の推進力となっている「教育推進室」やリメディアル教育の柱となる「学習支援室」などを設置した。また「研究」では、真宗総合研究所を中心とした学術活動の国際ネットワーク構築も進めた。さらに老朽化した校舎を改築するなどのキャンパス整備も推進した（資料 1-12）。

第 2 期は、2015 年度を調整年とし、2016 年度から 2018 年度の 3 年間とした。これは 2014 年度当初に学長会が中心となって大学の将来を見据えた複数学部化の方針を出したことを受け、2015 年度はその準備期間としたことによる。複数学部化の狙いは、「仏教的理念に基づく人間教育をより積極的に展開すること」や「学問の特性に応じた教育実践を十分に行うこと」などであった。さらにその中で、仏教に基づく建学の理念を学内のあらゆる教育場面で強化すべく、新たに「仏教教育センター」構想が立ち上がり、2018 年度に

設置した（資料 1-13）。また「社会貢献」の面では、文学部社会学科を社会学部に改組したことにより、地域との連携活動もより活発になってきている（資料 1-14）。

現在は、2019 年度から 2021 年度の 3 年を期間とする第 3 期の計画を推進している（資料 1-15）。想定外の困難な状況の中、「高等教育の修学支援新制度」の運用や近代化 120 周年（2021 年度）関連事業の実施や、4 学部目となる国際学部の開設など、更に積極的に本学の理念に基づく人間教育を展開する活動を進めている。国際学部では、本学の「人間学」を人格形成の基礎に据え、身近な他者に気づき、寄りそい、共生できる人を育て、これからのグローバル社会の要請に応えていきたい。

また本学では、各期のグランドデザインをもとにして、単年度の事業計画を策定している（資料 1-16）。ここでグランドデザインに掲げる計画を詳細にし、各学部・学科・専攻、事務部局間の調整を図るとともに、予算との調整を行っている。

開学 120 周年を迎える 2021 年は、2011 年に公表されたグランドデザインを総括した上で、第 2 次中長期プラン「グランドビジョン 130（2022～2031）」（以下、「グランドビジョン 130」）を公表した（資料 1-17）。「適切な世界観をもって、未来を、主体的かつ柔軟に生きることのできる人物を育成する」大学となることを謳い、多様な存在が相互に敬愛する社会の実現を目指し、学生・教職員が挑戦しながら共に学び合える場としての大谷大学を創出するスタートとする。このグランドビジョン 130 に含まれる中期計画（第 1 期＝5 年、第 2 期＝5 年）は、法令順守の観点から、理事会・評議員会の意見を聴取して審議決定され、大谷大学の 10 年後の将来像と、その実現に向けた計画が示される予定である（資料 1-18）。

### 【有効性や適切性の判断】

以上のとおり、将来を見据えた諸施策の策定と実施については、常に建学の理念の現代的な意義を検証する形で推進してきている。特に 2011 年からは、「仏教精神に基づき、社会を主体的に生きることのできる人物を育成する」という目的を実現するためのグランドデザインを策定し、全学体制でその推進にあたっている。更にそれを引き継ぐ形で、2022 年度から 10 年間のビジョンを示すグランドビジョン 130 を 2021 年度中に策定する。教育研究のみならず大学運営やキャンパスなどの環境整備等、様々な改革が進んでおり、適切であると判断している。

## （2）長所・特色 （意図した成果が見られる（期待できる）事項）

大学の理念・目的に則った教育活動を充実させるため、2018 年度から従来の「文学部」に「社会学部」「教育学部」の 2 学部を加えた 3 学部体制を採った。さらに、2021 年度からは国際学部を加えて 4 学部体制となった。これによって従来の「文学部」1 学部の枠組みを越えた各専門領域に特徴的な教育活動を、これまで以上に社会に開かれた形で展開することが可能となっている。

また、新体制にあわせて建学の理念の具現化を学内のあらゆる場面で強化すべく「仏教教育センター」を開設したが、2018 年 4 月に活動を開始した同センターによって、仏教精

神に基づく大学風土を醸成する体制が確保され、仏教に基づいた建学の理念をもつ大学としての社会的責任を今後も継続的に果たしていくことが可能となった。

### （３）問題点 （改善すべき事項）

既述のとおり、将来を見据えた中長期計画を明確にするために、現在第 1 次中長期プラン「グランドデザイン（2012-2021）」に基づき、大学運営に取り組んでいる。また第 2 次中長期プラン「グランドビジョン 130（2022～2031）」も 2021 年度中に策定する。「教育」「学生支援」「研究」「社会連携」「管理運営」の 5 つの部門ごとに方針を策定して事業を推進していく。これらの事業は複数部署にまたがった事業となるため、円滑な活動のためには、緊密な連携が必要となる。計画の立案から実施を速やかに推進するためには、学部や部署といった枠組みを越えて円滑に活動できる環境を整えなくてはならない。

また、私立学校法の改正により、中長期計画は認証評価結果を踏まえて、評議員会の意見を聴取して立案する必要があることや、私立大学ガバナンス・コードへの準拠が求められていることなど、複数の制度に対応した連動が必要である。加えて、各部門の単年度の事業計画についても、中長期計画に基づいた PDCA サイクルをまわすことが必要である。

中長期計画に基づく事業の実施主体として大学運営会議が諸制度を統合的に掌握して PDCA サイクルを回していかなければならない。大学運営会議の夏季ミーティングや年度末の点検・評価結果をもとにした報告会において、定期的に事業の進捗の確認を行っているが、今後はガバナンス・コードへの準拠の観点など、新たな検証項目を加えて、より総合的な観点から検証することが課題である。

### （４）全体のまとめ

本学は 1665（寛文 5）年に東本願寺内に創設されて以来 350 年以上にわたって仏教精神に基づいた人間教育を行い、人間にかかわる諸学問の研究成果を広く社会に公開してきた。1901 年の大学開学以来も一貫して理念と理念に基づく教育研究活動を保持してきたが、そのことをもっともよく象徴したのが、100 年以上にわたって続いていた文学部 1 学部体制であった。2018 年の複数学部化は、その体制に大きな変更をもたらすものであったが、この機を、より積極的に建学理念を堅持し具現化する機会と捉え、今日まで諸施策を施してきた。日常の活動と同時に、第 1 次中長期プラン「グランドデザイン（2012-2021）」における各部門（教育研究、社会貢献、教育環境、大学運営）などの面から改革事業を全学体制で進めてきた。2022 年度以降は、第 2 次中長期プラン「グランドビジョン 130（2022～2031）」として示す予定であり、今後も、変動が著しい社会的状況に柔軟に対応しつつ、仏教的理念を中心とした本学の教育研究活動を充実させる体制を工夫し続けていきたい。

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

独自評価視点：グランドデザインと対応したシステムとなっているか

#### 【内部質保証の方針】

本学は、高等教育機関として多様化する社会の負託にこたえるため、建学の理念のもと、人物養成上の目的の達成を目指している。本学では、内部質保証の基本的な考え方を「人物養成上の目的を達成するために、自己点検・評価を実施し、その結果に基づき改善活動に取り組み、教育研究が適切な水準にあることを自ら証明する恒常的・継続的プロセス」として、これを全学的に推進し、内部質保証の取組を社会に公開していくこととしている（資料2-1）。また、大谷大学学則第2条及び大谷大学大学院学則第2条では「目的及び使命の達成並びにその教育研究水準の向上に資するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」（資料1-3 第2条・資料1-4 第2条）と定めている。

本学では、2014年に策定した各種方針（資料2-2）に基づきながら、2019年度までの内部質保証の方針を「本学は、建学の理念の実現のため3つの方針に基づいた教育活動を展開し、教育の質の向上をめざす。そのために適正な教員組織を編成し、教職員の資質の向上を図り、学生支援の充実を図る。また、教育研究活動の促進に必要な環境を整え、社会に貢献できる開かれた大学として永続するよう、経営基盤の整備に対し不断の努力を行う」（資料2-3）としてきた。この方針は、本学における卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受入れの方針（AP）の設定の根幹に関わるものであった。しかし、2019年度までの方針の場合、本学における内部質保証の定義や具体的な取組が見えにくいことが課題であった。そこで、2020年度から、本学における内部質保証の定義をより明確にした上で、内部質保証の推進組織やその活動内容を記した方針に改定した。

本学では、上述の方針に基づいて自己点検・評価を行い、内部質保証のPDCAサイクルを回している。自己点検・評価は、大学基準協会の大学基準による評価項目に基づきながら、第1次中長期プラン「グランドデザイン（2012－2021）」（以下、「グランドデザイン」）

及び単年度の事業計画等で掲げた目標達成状況も観点に含めて行っている。その内容をもとに「自己点検・評価報告書」を作成し、学内で共有しながら現状の問題点や課題を把握し、改善計画を立案、推進することで、教育研究水準の向上を図っている。この自己点検・評価報告書は、大学 Web サイトで公表し、社会に対してもその取組を公開している（資料 2-4【ウェブ】）。

なお、グランドデザインで掲げた各部門の方針（教育、学生支援、研究、社会貢献、管理運営）は大学基準協会の設定した大学基準に準拠した上で策定している。そのため、大学基準に基づく自己点検・評価を行うことで、グランドデザインの推進状況に関する評価も同時に行うことが可能となっている。

### 【手続（組織の役割分担等）】

図 1 は、本学における内部質保証システムの手続を概念化してまとめた図である。

本学では、大学運営会議（点検・評価項目②参照）が主体となって全学的な内部質保証を推進している。大学運営会議の役割は、内部質保証の推進に責任を負い、大学全体の自己点検・評価を通して、大学の教育活動の改善・向上に必要な方策の策定と支援策を講じることである（資料 2-1）。

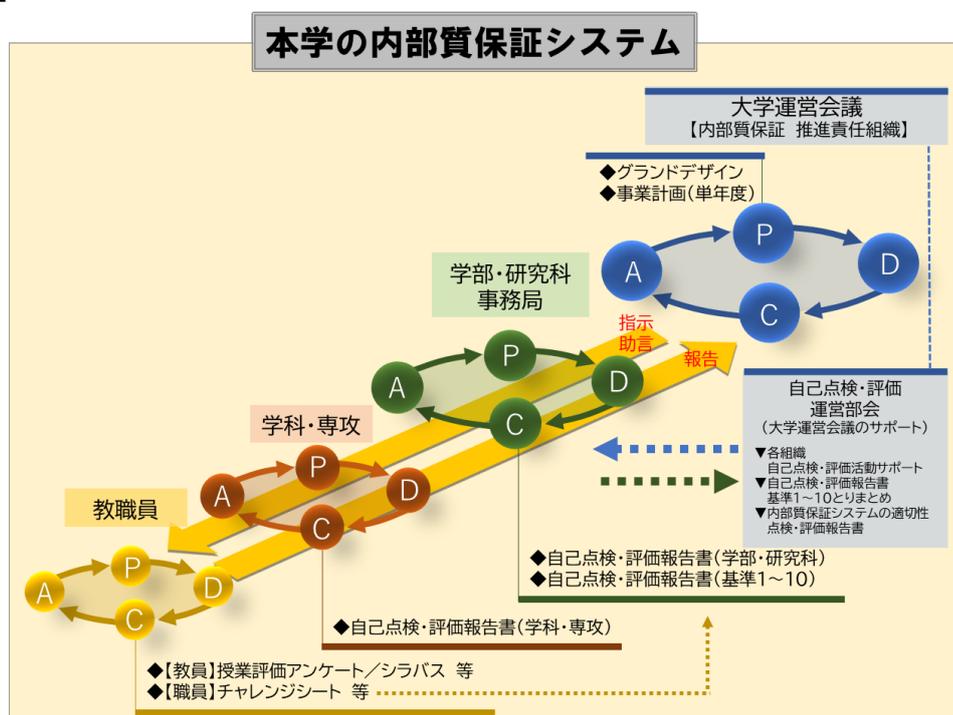


図 1 大谷大学における内部質保証システム概念図

具体的には、自己点検・評価に関わる事項の審議、内部質保証に関わる事項の審議、その他必要な事項に関わる審議を行っている。自己点検・評価に関わる事項としては、計画の決定及び推進、自己点検・評価結果の検証及び総括、自己点検・評価報告書の公表である。内部質保証に関わる事項としては、内部質保証のための方針・手続の策定、内部質保証システムの適切性の点検・評価、自己点検・評価結果に基づく改善の指示及びその検証である。また、その他必要な事項としては、外部評価結果の検証、認証評価の受審及び評価結果への対応である。自己点検・評価の結果として改善が必要な事項がある場合は、大学運営会議で改善に向けた方針を検討の上、該当する組織に改善・検討指示、助言を行う。そのうち改善指示を受けた組織は、大学運営会議が定める期間内に改善状況の報告を行う。

本学では、大学運営会議における内部質保証の推進を補佐するための組織として、「自己点検・評価運営部会」を設置している。その役割は、自己点検・評価の計画の策定、組織等が作成した自己点検・評価報告書のまとめ、外部評価の実施等である。

本学の自己点検・評価活動は、大学基準協会の定める 10 の基準に基づいて、該当する委員会又は事務局、学部・研究科等の自己点検・評価結果を集約した上で、全学的な自己点検・評価を行っている。なお、基準ごとに点検・評価を担当する組織を示した組織図を資料 2-4【ウェブ】に示している。例えば、学部・研究科、及び、学科・専攻の自己点検・評価は、基準 4 の「教育課程・学習成果」を中心として行われる。詳細は点検・評価項目③で後述するが、基準 4 の自己点検・評価は学科・専攻→学部・研究科→全体という形で、最終的にまとめられる。大学運営会議では、その報告を受けて審議し、必要に応じて学部、学部教育全体を集約する教育推進室、又は研究科、大学院教育全体を集約する大学院運営委員会に改善・検討指示、助言を出すこととなる。この一連の自己点検・評価活動を経て全学科・専攻に共通する改善事項があった場合は、各学科・専攻の代表者で構成される学科主任会議・大学院運営委員会を通じて共有し、各学科・専攻で改善に向けた取組を行う。

教育活動を支える他の基準についても、それぞれ中心となる委員会又は事務局において自己点検・評価を行い、各組織から成果や課題に関して報告を受けた大学運営会議が必要に応じて改善・検討指示、助言を出すという手続である。なお、学生の受け入れや学生支援、教員・教員組織などの基準については、学部や研究科においても点検・評価を行い、結果を大学運営会議に報告している。大学運営会議では、その報告を受けて全学的な点検・評価を行うこととなる。各基準の点検・評価及び改善のプロセスは、実際に自己点検・評価活動に関わるそれぞれの委員会や関係者が策定し、大学運営会議で決定している。

このように本学では、学科・専攻レベルで行った自己点検・評価活動をもとに学部・研究科レベルでの自己点検・評価活動を行い、その上で全学レベルの自己点検・評価を行っている。学科・専攻では、それぞれの教育目標に照らし合わせて自己点検・評価を行い、現状や問題点を把握した上で、カリキュラム編成などの教育内容の充実を図っている。学部・研究科では、各学科・専攻の自己点検・評価結果をもとに、学部や研究科の教育目標に照らし合わせた自己点検・評価を行っている。最終的に、これらの自己点検・評価活動を経た上で、本学の全学的な自己点検・評価活動を行う。なお、上述の自己点検・評価活動を経た上で、大学運営会議で特に重要な改善事項とされたものは、改善に向けた方針の検討及び該当する組織への改善指示を行い、大学運営会議が定める期間内に改善報告を求めることとなっている。大学運営会議、自己点検・評価運営部会に関わる規程に関しては、点検・評価項目②で後述する。

一連の自己点検・評価活動の客観性を担保し、本学の内部質保証システムの適切性を向上させるために、前述した外部評価を 2019 年度から実施している（資料 2-5）。加えて、データ収集と分析を行うインスティテューショナル・リサーチ室（以下、「IR 室」）を 2020 年度に設置した。IR 室の目的は、学生に関する諸情報を収集及び統合し、分析と活用を推進することにより、教育改善に資することにある（資料 2-6 第 2 条）。2019 年度までは、内部質保証委員会（旧内部質保証推進責任組織）の下に立ち上げられた作業部会が学生の授業評価アンケートや満足度アンケート、及び卒業生アンケートを実施し、集計結果の分析を行っていた。IR 室は、この作業部会の役割を発展させたものである。IR 室設置の経緯に関しては点検・評価項目⑤で後述する。

### 【方針及び手続の明示】

本学の内部質保証を含む各種方針は、定期的に全体版を学内周知し、内容に変更が生じた方針はその説明を行っている。この周知方法に則り、2021 年度は、教授会・部課長会議・助教連絡会で各種方針の全体版を説明し、共有を行った（資料 2-7）。

手続を含む内部質保証に関わる取組内容は、学内グループウェアの掲示板で配信して学内者に明示している。加えて、自己点検・評価活動に深く関わる学科主任・大学院運営委員には自己点検・評価活動の説明会を行い、本学における内部質保証システムとその手続を説明している。特に、2020 年度には、全教職員対象（事務職員はオンデマンド配信）の SD 研修会として自己点検・評価活動の説明会を実施し、内部質保証システムとその手続について、教職員に説明を行って周知した（資料 2-8）。

これらの内部質保証に関する方針及び手続は、教職員・学生等の学内者だけでなく学外者も閲覧できるように、大学 Web サイトで公表している（資料 2-9【ウェブ】、資料 2-10【ウェブ】）。

### 【有効性や適切性の判断】

以上が、2021 年度の本学の現状である。本学の内部質保証のための取組は、2019 年度から実施した外部評価も含めて、様々な改善を行ってきた。内部質保証に関する方針や手続は、本学の規模や状況にあったものとなるよう調整しており、現時点では全学的な体制で適切な PDCA サイクルを回すことができていると自負している。また、本学の内部質保証に関わる取組は大学 Web サイトで公表し、方針や手続として整備するだけでなく、説明会や研修を通して教職員に明示している。本学における内部質保証の明確な意識づけは、この現状に甘んじることなく継続して教職員に行う必要があるだろう。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

### 【過去からの経緯】

本学は、大学設置基準の大綱化にあわせて自己点検・評価の実施を 1992 年に学則で定め、これに基づき 1997 年に「自己点検・評価委員会」を組織した。2003 年 11 月には自己点検・評価規程を制定し、自己点検・評価委員会が中心となって継続的に自己点検・評価活動を行ってきた。その組織は、学監・副学長を委員長とし、自己点検・評価活動推進担当者として任命した学長補佐、教授会や各種委員会から任命した教員と各事務局の事務部長で構成していた。その役割は、大学執行部が責任を持って行う教育等の諸活動について、学内者でありながらも第 3 者的な視点で学部・研究科・事務局から提出された自己点検・評価報告書を評価することであった。

しかし、教育改善に向けた取組に責任を持って内部質保証を更に推進するため、自己点検・評価委員会の在り方を精査し、自己点検・評価規程を一部改正の上、2018 年度以降は自己点検・評価委員会に代えて、大学執行部及び担当の学長補佐をメンバーとする「内部

質保証委員会」を設置した。これにより、内部質保証推進の責任は大学執行部（大学運営を担う「大学運営会議」構成員）にあると明確にすることで、改善・向上の取組を効率的に行うことができるようにした。

この改善により、問題の把握から改善策の実行までをスムーズに実施できる体制となったが、2019年度の外部評価により、内部質保証推進の責任組織である「内部質保証委員会」と大学運営の責任組織である「大学運営会議」の構成員が同じであるため、関係性が不明確にみえるという指摘を受けた。そこで、2020年3月に内部質保証委員会を廃止する一方、学長会及び大学運営会議規程における大学運営会議の役割に内部質保証に関する事項を明示し、大学運営会議が内部質保証の推進に責任を負う組織となるよう変更した。その結果、2020年度の外部評価では、シンプルで機動力があり、改善・向上に向けた全学的な取組が可能な体制であるという評価を得た。

### 【現在の体制】

本学における自己点検・評価を含む内部質保証の推進に関する体制は、自己点検・評価規程に定めており（資料 2-11）、2020年度からは「大学運営会議」が全学的な内部質保証の推進に責任を負っている（資料 2-11 第 2 条第 1 項、資料 2-12 第 7 条第 1 項第 3 号）。

一般的な大学における自己点検・評価委員会や内部質保証委員会は、自己点検・評価の客観性を保つために、大学の運営に関わる執行部とは別に組織されることが多い。このようなあり方は、大規模で学部の独立性が事務レベルでも高い大学においては有効であるが、本学のような中小規模大学は全学的な方針の決定と取組の推進が容易であるため、別組織とすることはむしろ非効率である。そこで、本学では意思決定機関である大学運営会議を内部質保証に責任を負う組織とすることで、内部質保証をより効率的に推進している。

この大学運営会議は、学長、学監・副学長、学監・事務局長、教育・学生支援担当副学長、研究・国際交流担当副学長、学生部長、入学センター長、各学部長、大学院文学研究科長（以下、「研究科長」）、各事務部長で組織される（資料 2-12 第 6 条）。このように、各学部長・研究科長・各事務部長といった教育活動の責任者が構成員であることから、教育活動の点検・評価、改善・向上に向けた対策策定から推進までを効率的に行うことができる。

内部質保証における大学運営会議の役割は、点検・評価項目①で示したように自己点検・評価や外部評価、認証評価の結果を受けて、必要に応じて各組織へ改善・検討の指示や助言を行い、改善・向上に向けた取組の進捗確認や支援を行うことである。あわせて、大学運営会議は大学の業務に関わる意思決定機関であるため、全学的な観点から現状を把握した上で、問題点や課題の改善を図ることが可能となっている（第 10 章第 1 節「大学運営」点検・評価項目②参照）。

なお、学監・副学長を部会長とし、学長補佐と各事務部長を構成員として組織される「自己点検・評価運営部会」は、大学運営会議の内部質保証活動を補佐しており（資料 2-11 第 6 条）、その役割も規程に定めている（資料 2-11 第 7 条）。さらに、内部質保証を推進するにあたり、2020年度に設置した IR 室からの様々なデータを活用しながら評価や質向上に取り組み、その役割と構成員も規程に定めている（資料 2-6）。

また、本学では COVID-19 の感染拡大に対処するため、大谷大学危機管理規程に則り、

危機対策本部を設置している。そこでは、2020年2月から刻々と変化する状況に対処すべく随時会議を開き、情報を共有・発信する一方、感染拡大抑止対策を検討して対応を進めた。規程上では、COVID-19への対応は危機レベル2（緊急時）に相当し、通常であれば危機対策本部の設置はしないが、関係省庁からの情報発信等により種々対応を迫られることが明らかであったため、本部長である学長が危機レベル3（非常事態）と判断して危機対策本部を設置した（資料2-13 第5条）。その構成員は、より手厚く対応ができるよう大学運営会議構成員全員に拡大して運用している（資料2-13 第10条）。こうした体制をとることで、内部質保証の観点から見ても、本学におけるCOVID-19への組織的な対応を検証することが可能となっている。

### 【有効性や適切性の判断】

以上、本学の内部質保証システムは、大学運営会議の責任の下で推進しており、様々な問題に対して迅速に全学的な対応をする体制として十分に整備・運営できているといえる。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取組
評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指導事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学は、建学の理念「仏教精神に則り、人格を育成するとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、広く世界文化に貢献する」のもと、学則の目的（資料1-3 第1条、資料1-4 第1条）や教育目標（人物養成上の目的）（資料1-3 第3条第2項、資料1-4 第5条第3項）を定めており、3つのポリシーを策定する際の指標としている（建学の理念・目的の設定に関しては、第1章「理念・目的」点検・評価項目①参照）。

各学部・研究科は、この目的や教育目標に基づきながら、卒業認定・学位授与の方針（DP）として卒業時に身につけておくべき能力を定めている（資料2-9【ウェブ】）。教育課程編成・実施の方針（CP）は、卒業認定・学位授与の方針（DP）で定められた能力を身につけるために必要なカリキュラムの編成と、適切な授業方法の設定について定めている（資料2-9【ウェブ】）。入学者受入れの方針（AP）については、卒業認定・学位授与の方針（DP）及び教育課程編成・実施の方針（CP）に基づきながら、受験生に求める人物像を入試制度

ごとに具体的に示している（資料 2-9【ウェブ】）。

本学では、上述の 3 つのポリシーに基づいた教育活動を展開し、教育の質が向上しているかを検証するため、内部質保証に関する方針及び手続に基づいて毎年度、学科・専攻レベル、学部・研究科レベル、全学レベルの 3 つの複層的なレベルで自己点検・評価活動を実施している。各学部及び研究科は、それぞれの教育課程の編成、専門教育の学習成果、学生支援に関わる内容に関して自己点検・評価を行い、その結果を報告書として内部質保証の責任組織である大学運営会議に提出している。この自己点検・評価は、大学運営会議の指示で、各学部長・研究科長の責任において実施している（資料 2-14）。

各学科・専攻に対しては、各学部長・研究科長から自己点検・評価活動の結果を報告書として作成するように指示している（資料 2-15）。なお、教育学部は、2019 年度から教育学部の「初等教育コース」と「幼児教育コース」のそれぞれで自己点検・評価報告書を作成することとした（資料 2-16・資料 2-17）。これらのコースは同じ学科であっても、それぞれのコースで教育課程が大きく異なるため、きめ細かい改善・向上の取組を目指すためには、それぞれで自己点検・評価活動が必要と判断して実施している。各学部長は、学科から提出された報告書を取りまとめ、各学部の自己点検・評価を行い、その結果を報告書（資料 2-18-1～2-18-4）として大学運営会議に提出した上で報告している。研究科においても同様に、研究科長が各専攻から提出された報告書を取りまとめ、研究科の自己点検・評価を行い、その結果を報告書として提出した上で報告している（資料 2-18-5）。

基準 4「教育課程・学習成果」は、教育・学生支援担当副学長（文学部長兼務）の責任で、各学部・研究科の報告書をもとに大学全体としての自己点検・評価を行う。これらの手順を経て、大学運営会議で当該年度の現状や課題を把握・共有し、大学全体の自己点検・評価報告書として公表している。2019 年度からは、大学運営会議（2019 年度のみ内部質保証委員会）で毎年 3 月末に学部・研究科、全基準の点検・評価結果をもとにした報告会を行い（資料 2-19-1）、現状や課題を共有した上で、全学的な視点で点検・評価を行い、最終的な点検・評価結果を基準ごとの報告書として、翌年度 7 月に大学 Web サイトで公表している（資料 2-4【ウェブ】）。なお、2019 年度末の報告会の時点で COVID-19 の感染拡大が広まっていたため、報告時間の短縮やマスクの着用、定期的な換気などの対策を講じた上で、対面で実施した。2020 年度も同様に、ソーシャルディスタンスの確保などの基本的な感染拡大防止対策を講じた上で実施した（資料 2-19-2）。2021 年度も COVID-19 の感染対策は同じであるが、大学基準協会の認証評価受審スケジュールの影響から 2022 年 2 月 16 日に報告会を開催し（資料 2-19-3）、最終的な点検・評価結果は 2022 年度に公表する予定である。

大学全体の自己点検・評価報告書では、学科・専攻、学部・研究科の各レベルの報告書で把握した問題点に対する改善案を記載している。したがって、各学部・研究科の改善の取組は各学科の現状を踏まえた改善の取組であることを意味する。さらに、各学部長・研究科長は大学運営会議のメンバーであるため、大学全体での内部質保証の推進の取組として適切な措置を迅速に講じることが可能となっている。このように本学における内部質保証は各学部・研究科の教学マネジメントを確認した上で、全学的な教学マネジメントの確認を行っている。

事務局においては、学園事業計画書を毎年度作成し、評議員会・理事会に提出している

(資料 1-16)。さらに事業計画に対する取組の進捗状況は、法人監事による期中監査を実施し、年度終了時には事業報告書として評議員会・理事会に提出する(資料 2-20)。これらは、主にグランドデザイン(第1章「理念・目的」点検・評価項目③参照)に関わる計画とその進捗状況を確認するものであるが、その中には基準ごとの自己点検・評価に関わる事業も含まれる。そのため、各事務局は事業計画に対する対応状況も踏まえて、基準ごとの自己点検・評価報告書を作成している。

本学における内部質保証システムの客観性と妥当性は、次のとおり複数の観点で検証している。内部質保証システムが有効に機能しているかは、自己点検・評価運営部会で点検・評価し、その結果を内部質保証システムの適切性の点検・評価報告書(資料 2-21)として大学運営会議に提出した上で報告している。大学運営会議では、その報告をもとに適切性や有効性を検証・審議している。また、外部評価を学外の委員に依頼し、実施することで、内部質保証システムの客観性と妥当性を確保している(資料 2-22【ウェブ】)。これらの検証を経た上で、大学基準協会による 2022 年度の大学評価受審に向け、内部質保証システムの改善を行っている。

内部質保証の推進には、認証評価機関等の学外からの指摘に関して適切に対応することも含まれる。本学では、2015 年度大学評価受審時における大学基準協会からの指摘事項を真摯に受け止め、現状の内部質保証システムに整備し、その成果に関しては、2019 年度に改善報告書として大学基準協会に提出し(資料 2-23【ウェブ】)、再度の改善経過報告は求められていない(資料 2-24【ウェブ】)。また、2018 年度に社会学部と教育学部を設置し、2021 年度に国際学部を設置したが、その設置に関わる設置届出書及び設置計画履行状況報告書は大学 Web サイトでそれぞれ公表している(資料 2-25【ウェブ】、資料 2-26【ウェブ】、資料 2-27【ウェブ】、基礎要件確認シート 3)。

通常(point check・evaluation)活動に加え、本学では危機対策本部での協議結果に基づき、COVID-19 に対する対応も状況に伴い柔軟に対応している。2020 年度前期に関しては、全国への緊急事態宣言も出たことから、原則オンライン授業としたが、国や京都府から示されるガイドライン等に基づき、COVID-19 感染拡大防止対策の徹底を前提に、対面授業への緩和を段階的に実施していくこととした。まず、2020 年 6 月 29 日より一部授業での対面授業を再開するにあたり、COVID-19 に対する行動指針を定めた(資料 2-28)。また、対面授業を再開するにあたり、2020 年 7 月 1 日には、感染、及び濃厚接触者と判明した場合の初動対応を決め、教職員、及び学生に通達し、2020 年 8 月 4 日には一部改訂した(資料 2-29)。

本学におけるオンライン授業が学生の学修に与える影響を調べるため、前期の授業に対する学生の状況調査を行うことで、オンライン授業における学生の主観的な学習効果も調査している。その結果、オンライン授業においてもある程度の学習効果が得られているが、対面授業の方がより教育効果が高かったことから(資料 2-30【ウェブ】)、後期の授業をできる限り対面形式で行うこととした。感染対策としては、教室における学生間の距離の確保、授業後の消毒の実施、カードリーダーによる入退構時のチェック、入構時の検温等を徹底してきた。2021 年度も引き続いてこうした対応を行い、国内の COVID-19 感染者の減少から、2021 年 9 月より、本学における感染拡大に対する行動指針を第 2 版に改定し、現在は行動指針のレベル 2 として対面授業の継続を行っている(資料 2-31【ウェブ】)。さらに、職員による学内食堂・教室棟の巡回や教員による啓発アナウンスを実施し「密集・密接回

避」「黙食の徹底」の啓発活動を適宜行っている。本学の学生の感染は皆無ではないが、授業や課外活動を起因とする感染は幸いにも 2022 年 1 月の段階では報告されていない。今後も感染状況に鑑みつつ、学生の安全を確保した上で、本学の質を保証していける体制としていきたい。

### 【有効性や適切性の判断】

現状の内部質保証システムの有効性に関しては、定期的な検証により有効に機能している。ただし、本学における内部質保証を更に推進するため、今後も継続的な検証は必要である。

点検・評価項目④ : 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1 : 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表  
評価の視点 2 : 公表する情報の正確性、信頼性  
評価の視点 3 : 公表する情報の適切な更新

本学では社会に対する説明責任を果たすため、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づいて教育情報を大学 Web サイトで公表している。教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況は、「教育情報の公表」ページとして公表し（資料 2-32【ウェブ】、基礎要件確認シート 5）、各年度の自己点検・評価活動についても同様に「自己点検・評価」ページで公表している（資料 2-4【ウェブ】、基礎要件確認シート 4）。なお毎年度変化する情報は各年度更新し、毎年度変化しない情報は、変化の生じた段階で適宜更新している。

公表する全ての情報は、大学運営会議での議を経て審議しているため、その信頼性や正確性は十分に確保できている。また、2019 年度から実施している外部評価においては、自己点検・評価結果の公表に関する問題点の指摘は受けていない（資料 2-22【ウェブ】）。財務情報に関しては公認会計士による監査を受け、その結果を大学 Web サイト上に公表し（資料 2-33【ウェブ】、基礎要件確認シート 6）、教育に関わる情報は定期的な外部評価を経たものである（第 4 章「教育課程・学習成果」参照）。

上記の情報に加え、本学ではこれまでの COVID-19 に対する対策を、「【まとめ】新型コロナウイルス感染症対策」として大学 Web サイト上で公表している（資料 2-31【ウェブ】）。この大学 Web ページでは、COVID-19 感染拡大に対する本学の指針、本学での感染状況、在学生、受験生、教職員への各種連絡事項の内容について掲載している。これにより、本学では COVID-19 の対策状況を適切に公表することで、社会に対する説明責任も果たしているといえる。

本学では、社会に対する情報発信の方法に関しても検討し、改善を行っている。これまで大学 Web サイトは PC で見ることを前提としており、スマートフォンへの対応は一部のページに限定されていたため、スマートフォンの画面で閲覧する場合、視認性が高いとは言えなかった。2021 年度には利用者が求める情報にスムーズにアクセスでき、同一ページ

内又は関連ページへ自由に回遊できるページ構成へとリニューアルした。あわせて全ページのスマートフォン対応も行っている。これらにより、情報の得やすさや見やすさ、理解のしやすさなど、大学 Web サイト利用者への配慮を行っている。

### 【有効性や適切性の判断】

以上、本学で公表する情報の妥当性は学校教育法に基づいており、公開する情報の範囲においては問題なく、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価  
 評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用  
 評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上  
 独自評価視点：2020 年度までの問題点・課題が改善できているか

本学では、内部質保証推進責任組織である大学運営会議のもと大学基準協会が定める基準 1～10 までの項目に基づく全学的な点検・評価活動を行い、その結果を受けて現状を把握し、全学的な PDCA サイクルが有効に機能しているかを毎年度検証している。さらに、内部質保証システムに関しては、自己点検・評価運営部会が毎年度適切性を点検・評価し、その結果を内部質保証システムの適切性の点検・評価報告書として大学運営会議に提出している（資料 2-21）。大学運営会議は、その報告書をもとに内部質保証システムの適切性・有効性を検証している（資料 2-34）。さらに、必要に応じて外部評価を実施することで、自己点検・評価の客観性を担保するとともに内部質保証システムの適切性を点検・評価し、システムの向上に取り組んでいる。

点検・評価項目②で既述のとおり、本学では 2018 年 4 月に全学的な内部質保証推進責任組織として内部質保証委員会を設置した。その後 2020 年 4 月には内部質保証委員会を廃し、大学運営会議を内部質保証推進責任組織に充てた。この内部質保証推進責任組織の変更に至る過程は、2019 年度の外部評価による指摘に端を発する。外部評価での指摘は、内部質保証委員会と大学運営会議の構成員が同じであるため、内部質保証推進責任組織の実態が見えにくいというものであった（資料 2-35【ウェブ】 p.4）。そこで、2020 年 3 月に関連規程を改正した上で、2020 年度に運用を開始した。

また、2019 年度の自己点検・評価活動において、当時公表していた内部質保証の方針では、本学の内部質保証に関する取組が不明瞭であり、その改正が課題となった（資料 2-35【ウェブ】 pp.2～3）。そこで、内部質保証の方針を 2020 年度に改定したが、それにあわせて、各基準の点検・評価プロセス、及び各種方針の見直しも行った。その後は、点検・評価プロセス、及び各種方針の見直しを毎年行っている。2021 年度は 4 月 27 日の大学運営会議で、点検・評価プロセス及び各種方針の内容を確認し、点検・評価プロセスに関しては修正が必要なものは引き続き検討を続けることとし、各種方針に関しては修正内容を

共有した上で確定した（資料 2-7、資料 2-36、資料 2-37）。各種方針の教職員への周知は、点検・評価項目①で既述したように、改定した内容を含めて説明して共有を行っている。なお、現在大学 Web サイトで公表している方針は、上記の過程を経たものである（資料 2-9【ウェブ】）。

本学では、2020 年度から IR 室を設置しているが、この設置も本学における点検・評価活動による改善の 1 つであった。本学で取り扱う学生の諸情報には、内部質保証委員会（旧内部質保証推進責任組織）作業部会が実施する授業評価アンケート、在学生満足度アンケート、卒業生アンケートの調査・分析結果に加え、各部署で独自に収集・分析し、個別に管理しているものがあつた。しかし、部署間での連携の弱さから、当時の体制では学生に関する諸情報の全学的な保有状況が不明瞭であるという課題があつた。そこで、各部署のデータの保有状況を把握し、有効活用する存在として IR 室を設置した。IR 室の業務は、作業部会から引き継いだ各種アンケートの実施と、各部署が保有する学生に関する諸情報を収集し、必要に応じて収集したデータの統合及び分析を行うことである（資料 2-6 第 3 条）。2021 年度には BI ツール「Tableau」を活用し、データ分析・可視化の試行を開始した。これにより、本学における内部質保証システムの効果的な検証の支援が見込めることとなった。

#### 【有効性や適切性の判断】

以上、2018 年度に新たな内部質保証システムを策定したが、実際に運用する過程において不十分な点が見られた。しかし、内部質保証システムに組み込まれた PDCA サイクルにより問題点を把握し、2020 年度に改善したシステムで運用を開始している。したがって、大学基準協会が定める大学基準を指標として、本学の教育・研究活動を点検・評価し、継続的な改善にむすびつけていく基盤は整備できているといえる。

## （2）長所・特色 （意図した成果が見られる（期待できる）事項）

本学は、文学部の単科大学として運営してきたが、2018 年度に社会学部・教育学部の 3 学部体制となり、2021 年度に完成年度を迎える。加えて、2021 年度より新たに国際学部を設置し 4 学部となった。4 学部体制をとっているが、事務局組織については、本学は中小規模大学であるため、学部独立の事務局体制では運営していない。学部独立の事務局がない半面、各部署が学部間で共通しているため、現状の問題点や課題の把握がしやすく、全学的な改善が推進しやすいともいえる。実際、点検・評価項目⑤で既述したように、これまでの内部質保証システムに関する課題は確実に改善できているといえる。

本学では、第 1 次中長期プラン「グランドデザイン（2012－2021）」に続き、新たな中長期計画として 2021 年 10 月 13 日に第 2 次中長期プラン「グランドビジョン 130（2022～2031）」の概要を公表している（資料 1-17）。このグランドビジョン 130（2022～2031）と現在の内部質保証システムを有機的に連携させていくことで、大学改革の推進と検証に対しても有効的に機能すると期待できる。

### （３）問題点 （改善すべき事項）

本学の内部質保証システムは、自己点検・評価活動、及び、外部評価によって改善をした結果、現段階での問題点はほぼないといえる。ただし、上述のように第 2 次中期プラン「グランドビジョン 130（2022～2031）」に関しても既存の内部質保証システムで検証が可能なのか、それとも新たな調整が必要であるかは改めて検証する必要がある。2022 年度は認証評価の結果を検証の指針として、今後も本学における改善・向上の取組を行う。

### （４）全体のまとめ

大谷大学の内部質保証システムは、全学的な体制で機能するようになっており、その方針や責任の所在、全学的な体制の整備に関しては概ね妥当なシステムといえる。長所としても、中小規模大学であるがゆえに全学的な内部質保証の推進が容易であるため、PDCA サイクルを継続的に回すことで安定的な内部質保証システムを確立することが可能といえる。外部評価を 2019 年度・2020 年度に実施したことで客観性も担保しており、本学における内部質保証システムは十分に機能している。

本学における内部質保証システムを有効に機能させるためにも、今後も継続的な PDCA サイクルにより改善を進めるとともに、2022 年の大学基準協会による大学評価の受審によって、本学における内部質保証システムの妥当性を更に検証していく。

## 第3章 教育研究組織

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

#### 【学部・学科設置の理念】

本学では、文学部6学科（真宗学科、仏教学科、哲学科、歴史学科、文学科、国際文化学科）、社会学部2学科（現代社会学科、コミュニティデザイン学科）、教育学部1学科（教育学科）、国際学部1学科（国際文化学科）の4学部10学科を設置している（資料1-6 p.2）。なお、第1章「理念・目的」で述べたとおり、社会学部と教育学部を2018年4月に、国際学部を2021年4月に開設したことにともない、文学部社会学科、人文情報学科及び教育・心理学科は2018年度から、国際文化学科は2021年度から募集を停止している（大学基礎データ表1）。

大学院には、文学研究科（2022年4月より人文学研究科に名称変更）7専攻（真宗学専攻、仏教学専攻、哲学専攻、社会学専攻、仏教文化専攻、国際文化専攻、教育・心理学専攻）を設置している（資料1-6 p.2）。本学の大学院は区分制の博士課程で、前期2年の課程を修士課程として取り扱い、後期3年の課程を博士後期課程としているが、教育・心理学専攻のみ修士課程だけを設置している。また、社会学専攻については、修士課程を2019年6月に廃止し、博士後期課程を2020年4月に募集停止をしており、在学生がいなくなった時点で廃止（2022年3月文部科学省への届出提出）を予定している。また、2022年度より、文学部、社会学部、教育学部、国際学部の4学部の各学問分野を包括しうる研究科名称として、人文学研究科へ名称変更することが決定している。

このような学部・学科、研究科・専攻の設置と再編は、「大谷大学学則」「大谷大学大学院学則」各第1条に明示する理念・目的の実現をめざすものである。本学の使命は、第1章「理念・目的」に記載したように、真理を求める精神（宗教心）に導かれて自己を深く見詰め、人類を広く学ぶ中から「自己の信念」の「立脚地」を得て、それを積極的に社会の他者へと伝える人物を養成することである。本学では、そのために学問的視点や方法についての基礎知識と実践力を教授している。

学部・学科、研究科・専攻の設置や再編においては、学生の多様な知的実践的関心に応えることに努めている。現代を生きる学生の知的関心や課題と、学問的知識や実践力との接点を持つことにより、学生の主体的な学びは醸成される。人間（社会）の根本課題を見据える視点を堅持し、建学当初の学部・学科と研究科・専攻を継続しつつ、全体としては

人文社会系の多様な学科・専攻がそれぞれの教育・研究を行っている。これらが相互に交流することで、大学としての本来の理念の実現・目的が達成できる。このような観点からみて、本学における理念・目的と学科・専攻構成との関係は、適合しているといえる。

### 【研究所、センター等設置の理念】

本学では、建学の理念である仏教精神に基づいた教育を各学部・研究科において等しく共有することをめざすため、教育・研究を補完し支える附置研究所やセンター等を整備している（資料3-1、資料1-13）。「図書館・博物館」では、学生の学習研究活動を補助するとともに、仏教を中心とする人文諸科学の成果としての文化遺産を保存し学内外に開放している。「真宗総合研究所」では、仏教や仏教文化等に関する本学の学問研究の成果を世界に発信している。「人権センター」は、仏教精神を基礎にしつつ人権問題を考える人間教育の場として活動している。2018年度に設置した「仏教教育センター」では、これまで所管が分かれていた宗教教育、宗教行事、教職員研修（自校教育）に関する業務を集約・運営しており、センター員が常駐して学生への指導にあたっている。その他にも、教育活動を支援し学生の学習活動をサポートする学びの場として、各センターを配置しているが、詳細については第7章「学生支援」で詳述する。

これらの施設は、特に学生の主体的な学びをサポートし、成果の発信・交流・共有を支援するものである。人間（ないし社会）の多様性や奥深さに、知的実践的に向き合う人々の主体的な学びの場であろうとする本学の理念・目的に照らしてみた場合、各施設はそれぞれ重要な機能を担うべく、適切に配置されているといえる。

### 【教育研究組織の新設・改組等】

本学では、学問動向、社会的・地域的な要請に応じ、国際的環境を視野に入れ、教育の質向上を図っていくために、次のような新設や改組等を行った。

第1に、文学部社会学科、人文情報学科を発展的に統合し、社会学部（現代社会学科・コミュニティデザイン学科）を2018年4月に開設した。同学部では、身近な地域に根ざしつつ、仏教の精神に基づいた人間相互の信頼と敬愛を持ち、地域を総合的に創造する実践力を備えた人物を養成する（資料3-2【ウェブ】）。また文学部教育・心理学科（小学校教諭・幼稚園教諭の養成）を発展的に改組し、教育学部（教育学科）を2018年4月に開設した。同学部では、仏教的慈悲の精神を基盤とし、子どもの主体的な育ちを支え、子どもと共に成長する小学校教員、幼稚園教諭、保育士を養成する（資料3-3【ウェブ】）。

第2に、文学部国際文化学科を発展的に改組し、国際学部（国際文化学科）を2021年4月に開設した。同学部では、グローバル社会において、建学の精神に基づいて自己のアイデンティティを確立し、多様な他者の存在に気づき、寄りそうことのできる人物を養成する（資料3-4【ウェブ】）。

第3に、各学部の学科内に設置しているコースを改編・新設し、カリキュラムや履修モデルの刷新を図った。文学部真宗学科に「現代臨床コース」「国際コース」を2016年4月に設置した。また、文学部仏教学科に「現代仏教コース」を2018年4月に設置した。2022年度からは、社会学部コミュニティデザイン学科に情報メディアコースを新設する予定である。

研究活動にあつては、文部科学省補助金の獲得を契機に、従来から本学において取り組んできた研究分野を統括し、研究理念と特徴を表すものとして「仏教を基軸とする国際的研究拠点の形成と人間学の推進」に取り組んでいる。「人間学の推進」ともあるように、これは狭義の仏教研究のみを意味するのではなく、「環境・人権・生命倫理など根源的問題の克服」を根幹とし、真宗総合研究所を拠点とする研究活動の全てに期待される大学全体の研究指針となるものとして位置づけている。2017年度から2021年までの5か年を事業計画期間として取組を進めている（資料3-5）。

### 【有効性や適切性の判断】

以上のとおり、本学は建学の理念に基づき4学部10学科、大学院に1研究科7専攻を配置し、学則で明示する仏教並びに人文（社会）に関する学術を教授研究するという目的にそつて教育・研究組織を整備している。さらに仏教教育・仏教研究を全学的に推進するための附置研究所・センターを適切に配置している。また学問動向や社会・地域からの要請、大学を取り巻く国際的環境等への対応を視野に入れた教育研究組織の改編に取り組んでおり、適切であるといえる。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切性を点検・評価する組織体制と点検・評価のプロセス
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学における教育研究組織の適切性の検証については、「学長会」を責任主体として検証することを定めている（資料2-12）。学長会の構成員は、法人の理事である学長、学監・副学長、学監・事務局長の3名、及び教育・学生支援担当副学長、研究・国際交流担当副学長の計5名である。

学長会は、日々変化する大学を取り巻く環境や国・地域などの学外からの要望に対応するため様々な課題を検討しているが、特に学生募集や教職員の採用・昇格・異動、施設整備などの大学経営にかかわる重要事項を、原則週1回開催し、審議している。審議はそれぞれの事案に係る規程等との関係を、構成員が検証する作業を通じて、教育研究組織の適切性をそのつど点検するものである。学長会は、審議する案件により、構成員以外の人員を出席させることができる。月に1回程度、各学部長、大学院文学研究科長を加えた学長会を開催しており、複数学部化により多様化・複雑化した状況を的確かつ迅速に把握し、各学部・研究科の観点も交えて、総合的に審議が行える体制を整えている。

また、学長会は第1次中長期プラン「グランドデザイン（2012-2021）」（以下、「グランドデザイン」）が示す全体的かつ中期的な計画を推進すべく、本学の理念・目的、教育研究上の各組織の現状、社会的要請・受験層のニーズ等の相互関係を検証し、優先的に取り組む課題を明らかにする責任主体となっている。

大学運営会議構成員は、第2章「内部質保証」の点検・評価項目②でも示したように、学長会メンバーに学生部長、入学センター長、文学部長（教育・学生支援担当副学長兼務）、社会学部長、教育学部長、国際学部長、大学院文学研究科長と、企画・入試部、総務部、学生支援部、教育研究支援部の4事務部長を加えた15名である。毎週開催の大学運営会議では、学長会構成員はもとより、それ以外の構成員も審議事項、相談事項、報告事項を提示する。同会議は各担当部署での検討の結果、浮かび上がった課題を共有し、学長会が学内の情報を把握する場として機能している。なお、大学運営会議では毎年度夏期ミーティングを実施しており、ここで集中的に諸課題が協議され、改善に向けた対応方針や担当部局などの執行体制、スケジュール等を確認している。

全学的な視点から審議すべき課題と学長が判断した場合は、「大学総合企画委員会」を設置し、諮問する。同委員会の委員は学長が教育職員・事務職員の中から広く選任する。答申は学長に報告され、学長会で検証したのち対応方針が決定される（資料3-6）。直近では、2018年4月学長会での審議により大学総合企画委員会の設置を決定し、同年4月からの委員会での検討、10月に答申を受領、その後大学運営会議等での検討を経て、答申に基づいた国際学部の設置に結実している（資料3-7、3-8、3-9）。

#### 【点検・評価結果に基づく改善・向上】

点検・評価項目①に既述のとおり、教育・研究を補完するために継続して整備してきた各種学習支援施設の設置や、2018年度の3学部化、2021年度の4学部化への移行などの組織再編を実行してきた。これらの再編は、点検・評価項目②で述べた検証の結果であり、ランドデザインにより計画し、推進してきたものである。点検・評価結果に基づく改善・向上は、本学の理念・目的に基づき、効果的になされている。

2021年度における事例として、社会学部コミュニティデザイン学科に情報メディアコースを新設することを決定したが、これは旧文学部人文情報学科で行っていた教育内容の社会学部への移行状況や、施設面での資産の活用、情報系分野での学生募集状況など、全学的な視点での検証結果を反映させた改善事項である（資料3-10）。

また、大学院においては、学長会において大学院構想についての検討依頼がなされ、人文学研究科への名称変更に至る改革を行っている（資料3-11）。この件については、「(3)問題点」に改善すべき事項として後述する。

#### 【有効性や適切性の判断】

教育研究組織の点検・評価活動は、各部門からの日常的な課題の集約や、点検・評価活動における報告などにより検証している。全学的な点検・評価の実施主体は、大学運営会議であるが、この体制は、事業の改善への取組が直接的であることから、本学の規模における内部質保証システムは有効に機能しているといえる。このような改革が推進できていることから、点検・評価は有効に機能しており、適切であると判断できる（資料3-10、3-11）。

## (2) 長所・特色 (意図した成果が見られる(期待できる)事項)

本学の教育研究組織は、建学の理念に則った教育研究を実現するために、時々の課題に対応しながら継続して検証し、諸組織の改善が行われている。とりわけ 2018 年度の「文学部」に「社会学部」「教育学部」の 2 学部を加えた 3 学部体制への改編は、開学以来文学部の単科大学として歩んできた本学の伝統を堅持しつつ、新時代に挑戦したものとして意義は大きく、より適正な組織のあり方を求めて改革を進める契機となっている。

さらに 3 学部体制の構想を更に飛躍させるものとして、グローバル化された社会に対応すべき人物を養成すべく、文学部国際文化学科を発展的に解消し、2021 年 4 月に国際学部を開設した。

## (3) 問題点 (改善すべき事項)

ここ数年、大幅な学部改編を実行してきたので、各組織の関係や大学全体としての教育研究組織の体系的整合性については、ひずみや齟齬が生じている可能性がある。そのような目線で確認を行い、問題の所在を早期に把握し対処することをもって、組織が理念・目的の具現機関により近づく端緒としたい。

2018 年度の複数学部化以前は文学部の単科大学であり、文学部の各学科を基礎として大学院に文学研究科を置き、各学科の専門に対応する専攻を設置していた。2001 年に設置された総合研究室(第 8 章「教育研究等環境」点検・評価項目②参照)は、学部の学習支援と大学院生の研究活動支援を総合的に担う場であった。総合研究室には任期制助教が常駐し、学部学生と大学院生の指導にあたっており、任期制助教は、学生の主体的な学びをサポートしつつ、自らも教育に関する経験値を高めてきた。こうした環境は、教育と研究が有機的につながる場として、一定程度機能してきた。

しかし、複数学部化と大学院の一部専攻の募集停止に伴い、学部と大学院の関係は大きく変化した。これらの改編や募集停止は、志願者動向に対応する適切な措置であったが、教育研究組織の全体的有機的連関の観点からは、学習支援組織の関係を点検する必要性が生じている。

### 【改善策】

学部と大学院の関係の再構築に関連して、学長が大学院文学研究科長に大学院新構想の諮問を行い、大学院文学研究科長を中心に大学院運営委員会、大学院委員会にて検討を重ね、2021 年 2 月に中間答申が提出されている(資料 3-12)。示された大学院の新構想は、仏教を対象とする長年の研究蓄積を持つ本学の強みを活かしつつ、国際的視野に立った学問を教授する形をより可視化し、学生募集力を高めることに力点が置かれる一方、4 学部の学生が、本学大学院にて発展的に学ぶことを想定した研究科へ名称変更を行うという内容である。この答申にもとづいて、既に 2022 年度より文学研究科から人文学研究科への研究科名称の変更を行うことが決定している。

#### (4) 全体のまとめ

本学は、建学の理念に基づいた教育研究を実現するために、時々の課題を改善しながら継続して教育研究組織を改編してきた。特に 2018 年度の 3 学部化により、本学の理念をより現代的ニーズに沿った形で実現する具体的な方向を教育研究組織として示すことができた。さらに 2021 年には国際学部を開設し、4 学部の体制となった。点検・評価項目②に記した体制をとり、複数学部体制の点検を各種学習支援施設との関係も含めて引き続き行い、取り組むべき課題を明確にし、2022 年度以降の展開を準備する予定である。学長会を中心に、各組織の自己点検・評価報告書や事業報告書を基礎資料として、上記作業を行っている。

## 第4章 教育課程・学習成果

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した卒業認定・学位授与の方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：教育研究上の目的に基づいた卒業認定・学位授与の方針の策定

#### 【学部・研究科の目的と公表】

本学では、第1章「理念・目的」で述べた大学の理念・目的のもとに、各学部・学科の「人物の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」を学則に定め、『大谷大学要覧』、『履修要項』及び大学Webページ「教育情報の公表」に公表している（資料1-9-1 pp.12～18）。また、研究科においても、修士課程及び博士後期課程の目的と各専攻の教育研究目的を定め、同様に公表している（資料1-9-1 pp.212～231）。

#### 【学位の種類と卒業認定・学位授与の方針の全学的方針】

本学が授与する学位は、文学部及び国際学部では「学士（文学）」、社会学部では「学士（社会学）」、教育学部では「学士（教育学）」、大学院文学研究科博士前期課程（修士課程）では「修士（文学）」「修士（教育学）」、同博士後期課程では「博士（文学）」の6通りである。それぞれの卒業認定・学位授与の方針を策定するにあたっては、全学的な基本方針として、本学の建学の理念を実現する人物像をもとに策定した学則で定める「教育研究上の目的」を実現するために必要な能力を明確にし、更に理解しやすい表現で表すこととした。

#### 【卒業認定・学位授与の方針の策定の経緯】

全学的な基本方針は、2012年度から2021年度までの10年間の第1次中長期プラン「グランドデザイン（2012-2021）」に基づいて、従来の文学部（本学は、2017年度まで文学部のみの単科大学である）における卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受入れの方針（AP）を見直すため、2012年に「3つのポリシー再検討会」を発足させて大幅な見直し作業に着手した際に、検討会で策定したものである。検討会では、全学的な基本方針とともに基本方針に基づいた卒業認定・学位授与の方針の具体案を策定し、2013年6月に審議決定機関である「大学運営会議」に提案し、同会議で審議の上、決定した（資料4-1）。文学研究科では2013年に「大学院グランドデザイン推進会議」でポリシーを再検討したが、ここでも基本方針に基づいて卒業認定・学位授与の方針案を策定し、同年に大学運営会議で審議の上、決定している。なお、「3つのポリシー再検討会」及び「大学院グランドデザイン推進会議」は、学監・副学長のもとに臨時的に設置した組織であり、役割を終えた後に解散している。

### 【卒業認定・学位授与の方針の具体的説明（学部）】

上記の手順で策定した卒業認定・学位授与の方針は、学則に定めた目的に基づいて、卒業・修了時に身につけておくべき能力を「技能・表現」「知識・理解」「関心・意欲」「思考・判断」「態度」として、それぞれ「DP1～DP5(又は DP6)」といった表現で箇条書きにした上で説明を加える形式となっている。また、各学部で養成する人物像に特色があるため、学部単位で修得する能力についてもまとめ、卒業認定・学位授与の方針を設定している（資料 4-2）。

例えば文学部では、学則において教育研究上の目的を

文学部は、歴史の中で蓄積されてきた多様な文化的所産に学ぶことを通して、人間と世界に関わる根本的な問題を解明し、深く自己を洞察しつつ現代社会を主体的に生きることのできる人物の養成をめざす。

と定めており、この目的を実現するために必要な能力の「技能・表現」「知識・理解」「関心・意欲」「思考・判断」「態度」に対して、次のように説明を加えている。

- (DP1) 外国語を使用して、基礎レベルでの読解、会話、表現ができる。[技能・表現]
- (DP2) 日本語を使用して、正確に読解し、論理的に表現し、的確に議論することができる。[技能・表現]
- (DP3) 人間・社会・自然現象について、幅広い知識・知見を身に着けている。[知識・理解]
- (DP4) 人間・社会・自然現象に関して問題を見だし、課題を設定しようとする意欲をもつ。[関心・意欲]
- (DP5) 人文諸科学の幅広い知識を用いて、人間・社会・自然現象の諸相を分析することができる。[思考・判断]
- (DP6) 自己と他者への理解を深めながら、主体的にさまざまな問題解決に取り組むことができる。[態度]

このように、修得すべき能力を明示するとともに、DP1～DP6におけるそれぞれの能力が具体的に何を指すのかを説明している。

さらに本学では、従来の文学部に 2018 年度から社会学部と教育学部、2021 年度には国際学部を加えた 4 学部体制になっており、各学部で授与する学位の卒業認定・学位授与の方針もそれぞれ策定している（資料 4-2）。新学部の卒業認定・学位授与の方針については、先に策定した全学的な基本方針に基づいて学部設置準備室と新学部就任予定の教員が中心となって原案を作成し、学部教育の推進の核となる組織「教育推進室」で検証を行ったあと、大学運営会議で決定し、教授会及び事務局に報告している。

文学部以外の学部における卒業認定・学位授与の方針の修得すべき能力は以下の表のとおりである。

表 1 文学部以外の学部 DP における修得すべき能力の一覧

	社会学部	教育学部	国際学部
DP1	知識・理解	態度	技能・表現
DP2	技能・表現	技能・表現	技能・表現
DP3	創造的思考・判断	知識・理解	知識・理解
DP4	関心・意欲	関心・意欲	思考・判断
DP5	態度・関心・意欲	思考・判断	態度
DP6		態度	

例えば、「知識・理解」の項目を社会学部では、「地域社会に関するさまざまな専門知識に加え、政治や経済、行政機構や経営、情報技術、法律などの専門知識について、地域での実践との関わりのなかで総合的に理解している。」とし、教育学部では「教育に関わる人間・社会・自然環境について、幅広い知識・知見を身につけている。」、国際学部では「国際的視座にたって、人間・社会・自然環境について、幅広い知識・知見を身につけている。」としている。このように、全学の卒業認定・学位授与の方針をもとに、それぞれの学部教育の特色を打ち出した説明を加えている。

#### 【学位授与の方針の具体的説明（研究科）】

研究科では、学則における修士課程の教育研究上の目的を

修士課程は、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に更に広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力の涵養を目的とする。

と定め、学部と同様にこの目的を実現するために必要な能力を「専門知識」「問題発見力／探究力」「読解力／表現力」「学際的視野」とし、2013年に次のように方針を策定している（資料 4-3）。

具体的には、修士課程では、文学及び教育学ともに以下のように定めている。

- DP1 専攻学問分野と関連分野に関する、高度な専門知識を有する。（専門知識）
- DP2 専攻学問分野のなかから自らの学問的問題を発見し、計画的、継続的、系統的に探究できる。（問題発見力・探究力）
- DP3 専攻学問分野の基本文献と関連文献を正確に読み、理解することができる。自らの考えを論理的で説得力のある表現で展開できる。（読解力・表現力）
- DP4 人間や社会の諸問題に関心をもち、他の人々と共に考え、自らの視野を広げる意欲をもって、学際的な交流をおこなうことができる。（学際的視野）

博士後期課程においては、同様に以下のように定めている。

- DP1 専攻学問分野と関連分野に関する、優れて高度な専門知識を有する。(専門知識)
- DP2 専攻学問分野の重要な学問的問題を見だし、自らの確かな方法をもって探究することができる。(問題発見力・探究力)
- DP3 研究に必要な複数の言語について高度な読解力を有する。研究成果を広く学界に発表することができる。(読解力・表現力)
- DP4 人間や社会の諸問題について広い視野と学際的知識を有する。(学際的視野)

### 【公表】

これらの卒業認定・学位授与の方針は、『大谷大学要覧』、『履修要項』及び大学 Web ページ「各種方針」に明示し、特に学生には学内オリエンテーション中に開催する履修登録説明会において周知するとともに、社会及び学内に公表している(資料 2-9【ウェブ】、基礎要件確認シート 7)。

### 【有効性や適切性の判断】

上記のように、本学の卒業認定・学位授与の方針は、学部及び研究科の「教育研究目的」に基づいて策定しており、また単に修得すべき能力を羅列するのではなく、その能力が身につけば「何ができるようになるのか」を学内者のみならず社会にもわかりやすく表現している等、適切に定めていると考えている。

また、本学では、2016 年度より学士課程の学生の学修経験の把握や、単位認定や卒業判定とは別に「学修行動調査」(点検・評価項目⑥参照)を実施している。2017 年度に実施した調査では、卒業年次生に「卒業時に身についた能力」についてアンケートをとったところ、「一部 DP 表現がわかりにくい」との意見があった(資料 4-4【ウェブ】)。そこで、更なる具体化に向けて教育推進室を中心に DP を見直し 2018 年度に改変を行った。

学修成果の可視化を進める取組のひとつとして卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針をどこまで達成したかという基準・尺度・方法を定める「学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」(資料 1-9-1 p.18、点検・評価項目⑥参照)を制定している。これは、2018 年度に教育推進室において検討し、大学運営会議にて承認されたのち教授会において報告し、2019 年度に制定したものである。同様に研究科においても「学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」を 2020 年度には大学院運営委員会において検討、大学運営会議にて承認、大学院委員会における報告を経て、2021 年度から導入している(資料 1-9-1 p.218)。

文学研究科では学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針の適切性の検証を一段進んだものとするため、2020 年度中に、大学院運営委員会において修士論文のルーブリックの作成作業を行った。このルーブリックは、2020 年度(後期)の修士論文の口頭試問において試問担当者に配付して先行的な運用をはじめ、2021 年 4 月からは『履修要項』に掲載した(点検・評価項目⑥参照)。ルーブリックは DP1~4 に対応した 7 つの評価観点ごとに 5 段階の到達目標を定め一覧表化したものである。これによって修士課程の学修の到達点である修士論文において DP がどのように評価されるかが、これまでに以上にわかりやすい形となっている。これにより、卒業認定・学位授与の方針(DP)、教育課程編成・実施の方針(CP)の更なる有効性や適切性の判断を進めていきたいと考えている。

点検・評価項目② : 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1 : 下記内容を備えた教育課程編成・実施の方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2 : 教育課程編成・実施の方針と卒業認定・学位授与の方針との適切な関連性

#### 【卒業認定・学位授与の方針に基づいた教育課程編成・実施の方針】

本学では、卒業認定・学位授与の方針に基づいて、学位ごとに教育課程編成・実施の方針を定め、『履修要項』及び大学 Web ページ「各種方針」に明示している。

本学の「教育課程編成・実施の方針」は、まず大方針を定めた上で、卒業認定・学位授与の方針に即して授業科目区分を策定する形をとっている（資料 4-2、資料 4-3）。

#### 【教育課程編成・実施の方針の具体的な説明（学部）】

点検・評価項目①で説明したとおり、本学の学部における卒業認定・学位授与の方針は、「全学共通に修得すべき能力」と「学部として修得すべき能力」の2通りがあるため、教育課程についてはこれに対応する形で科目群を設けている。全学共通に開講する科目を「共通基礎科目」及び「現代総合科目」、各学部で開講する科目を「学科専門科目」に区分している。各科目を編成・実施するための大方針を

本学では、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた能力を身につけるために、以下に示す3つの科目群（共通基礎、学科専門、現代総合）を基盤とした教育課程をもうけ、各科目群のねらいに応じて重点科目を◎および○で示す。（◎：特に重点を置いている、○：重点を置いている）教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、これを年次に配当し、講義、演習等適切な方法により実施する。（自由科目は、現代総合科目および自己選択科目をいう。）

と定めている。

これらの区分は、それぞれの科目群とそのねらいを述べた方針を示した後、さらに詳細をマトリックスの表を用いてわかりやすく表記している。

例えば「共通基礎科目」（表 2）では、

教育目標を達成するための根幹をなす科目を各専門共通の基礎科目として開講し、ブッダと親鸞の基本思想を通して人間について考える「人間学」、高校までの学びから大学の学びへの転換と専門への接続をはかる「導入科目」、およびグローバル化時代の共通言語である英語をはじめ、様々な言語を学びながら文化の多様性に触れる「外国語」を置く。

と科目群とねらいを述べた上で、卒業認定・学位授与の方針の DP1 から DP6 を横軸に、科目群である「人間学」「導入科目」「外国語」を縦軸とした表を作成している。この表では、卒業認定・学位授与の方針で定めた修得すべき能力について、科目群ごとに「◎《特に重点を置いている》、○《重点を置いている》」を付して、卒業認定・学位授与の方針との関係をわかりやすく表現し、さらに科目群のねらいを加えている。

表 2 全学共通科目のマトリックス表

科目群	履修単位	学年配当	(DP1)	(DP2)	(DP3)	(DP4)	(DP5)	(DP6)	各科目群のねらい
共通基礎科目	人間学Ⅰ	4	1			○	○	◎	仏教思想を通じて、「人間」に関する考察を進め、他者と共に生きる社会への問題意識を養う。
	人間学Ⅱ	4以上	2～4			○	○	◎	さまざまな学問分野が示す多様な人間観にふれるなかで、自己を見つめ直し、現代の諸問題への関心を喚起する。
	学びの発見	2	1		◎		◎	○	これまでの「学習」から大学の主体的な「学修」への転換とともに、専門的な「学修」への接続を図る。
	外国語Ⅰ・Ⅱ(英語)	-	1～2	◎		○			国際的な言語である英語について、これまでの知識を再確認し、いっそうの学力向上を図る。
	外国語Ⅰ・Ⅱ(初修外国語)	-	1～2	◎		○			ドイツ語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語といった他国語を学び、文化の多様性にふれる。
	選択外国語	0以上	1～4	◎		○			語学力を高めるとともに、多様な文化への理解や国際的なコミュニケーション能力を養う。
現代総合科目	キャリア形成系	-	1～4			○	◎	○	社会的に貢献するための幅広い知見を身につける。
	自然生命系	-	1～4			◎		○	自らを取り巻く自然環境を知り、命やこころへの理解を深める。
	歴史文化系	-	1～4			◎		○	世界の歴史と文化を多角的に理解する。
自己選択科目	0以上	1～4	-	-	-	-	-	-	各自の興味や関心に応じて、他学部・他学科の学科専門科目の中から自由に科目を選択し、教養をさらに広げる。

具体的に「人間学Ⅰ」では、DP6 に◎、DP3 と DP4 に○を付し、ねらいを「仏教思想を通じて、「人間」に関する考察を進め、他者と共に生きる社会への問題意識を養う。」と定めている。なお、個々の科目のシラバスには「身につく力（学位授与の方針との関連）」という項目を作り、卒業認定・学位授与の方針との関係がわかるよう◎及び○を付した DP の説明を記載している。

「学科専門科目」では、各学部・学科の専門を十分に深めることをねらいとし、体系的に履修するよう、次のような編成・実施方針としている。

各学科、コースごとの専門的な学びを習得するための科目を学科専門科目として開講し、専門の体系的理解を促す講義や、知的探究心を呼び起こす実践研究等の科目を置くとともに、自らの課題を専門的分野の視点から問い直し、発表と議論を通して研究を深める演習の科目を置き、これらの学びをふまえて卒業研究の作成を目指す。

ここでは、科目群とそのねらいのみならず、授業形態についても言及している。卒業認定・学位授与の方針と関連付けたカリキュラム・マトリックスも、共通基礎科目と同じく

明示している（表 3～表 6 参照）。

社会人として活躍するための幅広い知識や技能を身につけることをねらいとし、各自が自由に選択履修できる仕組みとした「現代総合科目」も同様である。

表 3 学科専門科目（文学部）

科目群	履修 単位	学年 配当	(DP1)	(DP2)	(DP3)	(DP4)	(DP5)	(DP6)	各科目群のねらい	
学科専門科目	演習Ⅰ～Ⅳ	-	1～4		◎		○	◎	◎	4年間にわたる段階的な学びにより、専門における読解、思考、表現の方法を修得し、卒業研究作成に必要な探究能力を培う。
	概論	-	1～4			◎		○		専門とする学問を概観するとともに、個別の課題をその学問全体の中に位置づけ、専門に関する体系的理解を図る。
	講義	-	1～4			◎		○		専門とする学問の講義を通じて、基本的もしくは個別的課題に関する知識を身につけ、専門における考察能力を高める。
	実践研究	-	1～4		○		◎		◎	専門に関する文献や技術とじかに接することにより、専門における問題を自らの課題として捉え、考察する訓練を行う。
	卒業研究	8	4	○	◎	○	◎	◎	○	大学の学びを通じて身につけた能力を総合的に駆使し、粘り強く研究を遂行する。

表 4 学科専門科目（社会学部）

科目群	履修 単位	学年 配当	(DP1)	(DP2)	(DP3)	(DP4)	(DP5)	(DP6)	各科目群のねらい		
学科専門科目	演習Ⅰ～Ⅳ	-	1～4	◎	◎	◎	○	◎	-	4年間にわたる段階的な学びにより、専門における読解、思考、表現の方法を修得し、卒業研究作成に必要な探究能力を培う。	
	概論	-	1～2	◎	○	○				-	専門とする学問を概観するとともに、個別の課題をその学問全体の中に位置づけ、専門に関する体系的理解を図る。
	講義	-	1～4	◎	○	○				-	専門とする学問の講義を通じて、基本的もしくは個別的課題に関する知識を身につけ、専門における考察能力を高める。
	実践研究	-	1～4	○	◎	◎	◎	◎		-	専門に関する文献や技術とじかに接することにより、専門における問題を自らの課題として捉え、考察する訓練を行う。
	卒業研究	8	4	◎	◎	◎	○	◎		-	大学の学びを通じて身につけた能力を総合的に駆使し、粘り強く研究を遂行し、その結果を表現する。

表 5 学科専門科目（教育学部）

科目群		履修 単位	学年 配当	(DP1)	(DP2)	(DP3)	(DP4)	(DP5)	(DP6)	各科目群のねらい
学科専門科目	演習 I～IV	-	1～4		◎	○	◎	○	◎	4年間にわたる段階的な学びにより、専門における読解、思考、表現の方法を修得し、卒業研究作成に必要な探究能力を培う。
	概論	-	1～2	○		◎	○	◎		専門とする学問を概観するとともに、個別の課題をその学問全体の中に位置づけ、専門に関する体系的理解を図る。
	講義	-	1～4	○		◎	○	○	○	専門とする学問の講義を通じて、基本的もしくは個別的課題に関する知識を身につけ、専門における考察能力を高める。
	実践研究	-	1～4	◎	◎	○	◎	○	◎	専門に関する文献や技術とじかに接することにより、専門における問題を自らの課題として捉え、考察する訓練を行う。
	卒業研究	8	4	○	◎	○	○	○	○	大学の学びを通じて身につけた能力を総合的に駆使し、粘り強く研究を遂行する。

表 6 学科専門科目（国際学部）

科目群		履修 単位	学年 配当	(DP1)	(DP2)	(DP3)	(DP4)	(DP5)	(DP6)	各科目群のねらい
学科専門科目	演習 I～IV	-	1～4		◎		◎	◎	-	4年間にわたる段階的な学びにより、専門における読解、思考、表現の方法を修得し、卒業研究作成に必要な探究能力を培う。
	概論	-	1			◎	○		-	専門とする学問を概観するとともに、個別の課題をその学問全体の中に位置づけ、専門に関する体系的理解を図る。
	講義	-	1～4			◎	○		-	専門とする学問の講義を通じて、基本的もしくは個別的課題に関する知識を身につけ、専門における考察能力を高める。
	実践研究	-	1～4	◎	○		◎	◎	-	専門に関する文献や技術とじかに接することにより、専門における問題を自らの課題として捉え、考察する訓練を行う。
	卒業研究	8	4	○	◎	○	◎	◎	-	大学の学びを通じて身につけた能力を総合的に駆使し、粘り強く研究を遂行する。

## 【教育課程編成・実施の方針の具体的な説明（研究科）】

研究科では、「基礎科目」「専攻科目」「選択科目」の3区分を設け、学位授与の方針に定めた4つの能力との関係が理解できるように教育課程編成・実施の方針を定めている。研究科の修士課程における大方針は次のとおりである。

大学院文学研究科修士課程では、学位授与方針に定められた4つの能力が学生の身につくよう、授業科目を開設するとともに修士論文の作成等に対する研究指導計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

この方針のもと、「基礎科目」「専攻科目」「選択科目」の3区分、及び「学位論文」を設けている（表7～9）。

表 7 修士課程（教育・心理学専攻科目以外の専攻の開講科目）

科目（群）		履修 単位	学年 配当	(DP1)	(DP2)	(DP3)	(DP4)	各科目（群）のねらい
基礎科目	「仏教の視点」	2	1				◎	仏教思想を通じて、人間に関する考察を進め、他者と共に生きる社会への問題意識を養う。
	「専攻交流演習」	2	1		○		◎	他専攻の学生との学びを通じて、学際的視野を広げ、自らの専攻の学問的意義をより明確に理解する。
専攻科目	専攻科目 A	8	1～2	◎	◎	◎		2年間の段階的な学びにより、専門知識、問題発見力、探究力、読解力、表現力を修得し、修士論文作成に必要な能力を培う。（「特殊研究（演習）」）
	専攻科目 B	4	1	○	○	◎		各専攻で学ぶにあたり必要とされる、基礎的な論文作成能力を育成する。（「特殊研究（論文指導）」）
	専攻科目 C	4以上	1～2	○	○	○		自専攻と他専攻のさまざまな専門的文献等についての知識や研究方法を身につける。（「特殊研究（演習）」、「特殊研究（論文指導）」以外の専攻科目および他専攻の専攻科目）
選択科目		0以上	1～2	○	○	○	○	学生の多様な関心に応え、各専攻の特定学問分野の探究に必要な能力を高める。
学位論文			2	◎	◎	◎	◎	各専攻での専門的な学びを通じて身につけた能力を駆使し、粘り強く研究を遂行する。（修士論文）

表 8 修士課程（教育・心理学専攻）開講科目

科目（群）		履修 単位	学年 配当	(DP1)	(DP2)	(DP3)	(DP4)	各科目（群）のねらい
基礎科目	「仏教の視点」	2	1				◎	仏教思想を通じて、人間に関する考察を進め、他者と共に生きる社会への問題意識を養う。
	「教育学総論」・ 「心理学総論」	4	1	◎				専攻研究をはじめめるために必要な教育学と心理学に関する基礎を構築する。
専攻科目	「教育・心理学特別 研究Ⅰ・Ⅱ」	8	1～2	◎	◎	◎		2年間の段階的な学びにより、専門知識、問題発見力、探究力、読解力、表現力を修得し、修士論文作成に必要な能力を培う。
選択科目		16	1～2	○	○	○	○	学生の多様な関心に応え、各専攻の特定学問分野の探究に必要な能力を高める。
学位論文			2	◎	◎	◎	◎	各専攻での専門的な学びを通じて身につけた能力を駆使し、粘り強く研究を遂行する。（修士論文）

表 9 博士後期課程開講科目

科目（群）		履修 単位	学年 配当	(DP1)	(DP2)	(DP3)	(DP4)	各科目（群）のねらい
基礎科目	「仏教の視点」	2	1				◎	仏教思想を通じて、人間に関する考察を進め、他者と共に生きる社会への問題意識を養う。
専攻科目	専攻科目 A	12	1～3	◎	◎	◎		3年間の段階的な学びにより、専門知識、問題発見力、探究力、読解力、表現力を修得し、博士論文作成に必要な能力を培う。（「特殊研究（演習）」）
	専攻科目 B	0以上	1～3	○	○	○		自専攻と他専攻のさまざまな専門的文献等についての知識や研究方法を身につける。（「特殊研究（演習）」以外の専攻科目および他専攻の専攻科目）
選択科目	選択科目 A	4	1～3			◎		英語、独語、仏語、中国語の読解力・表現力を高める。（「語学文献研究（英語）」等。）
	選択科目 B	0以上	1～3	○	○	○	○	学生の多様な関心に応え、各専攻の特定学問分野の探究に必要な能力を高める。
学位論文			3	◎	◎	◎	◎	各専攻での専門的な学びを通じて身につけた能力を総合的に駆使し、粘り強く研究を遂行する。（博士論文）

「基礎科目」では、大学の建学の理念に基づいて全学生に学びを期待する科目「仏教の視点」を開設するほか、専攻の学問に応じた基礎的な科目を開設して、学際的な能力の養

成を担っている。「専攻科目」では、文字どおり専門性を身につけ学問・研究を深めるため、講義や演習など様々な授業形態の科目をそろえ、いわゆる「ゼミ」を必修としている。また「選択科目」は外国語関係の科目を中心とし、全専攻の学生が自由に履修できるようにしている。これらの科目と卒業認定・学位授与の方針との対応が分かるように、教育課程編成・実施の方針を CP1 から CP3 に区分し、各 DP との対応関係を方針として大学 Web サイトに公表するとともに、履修要項に記載して明示している。このほか、修士論文作成のための研究計画を策定し、『履修要項』に明示している(資料 1-9-1 pp.238~244、pp.249~253)。

博士後期課程においても同様に「基礎科目」「専攻科目」「選択科目」の区分を設け、学位授与の方針で定めた修得すべき能力との関連を持たせたねらいを明確に定めている(資料 1-9-1 pp.212~231)。

### 【公表】

以上の内容を含めたものを「教育課程編成・実施の方針」として定め、『履修要項』で学生及び教職員に周知するとともに、大学 Web ページ「各種方針」に明示し、社会に公表している(資料 2-9【ウェブ】、基礎要件確認シート 7)。

### 【有効性や適切性の判断】

上記のように、本学の教育課程編成・実施の方針は授与する学位ごとに設定している。設定にあたっては体系的な編成に留意しながら、卒業認定・学位授与の方針で定めた修得すべき能力をどの科目群でどのような授業形態によって身につけるのかを説明しており、適切に定めていると考えている。

特に、研究科では、教育課程・実施の方針と学位授与の方針の対応を明確化できたと自負している。もともと、研究科では前回の認証評価において評価者より、修了要件で必要としている区分に記載している科目が実際の開講科目表では別の区分に配置されているなど、わかりにくいとの指摘もあった。そこで、2019 年度に大学院運営委員会において検討した後、大学運営会議、大学院委員会の審議を経て 2020 年度より修了要件で必要としている区分と科目の区分を一致させるようにカリキュラムの改善を行った。また、2019 年度の課題の 1 つであった教育課程編成・実施の方針におけるカリキュラム・マトリックスの作成も 2020 年度に大学院運営委員会において検討し、2021 年度より導入することを大学運営会議において決定した。さらに、2021 年度のシラバス作成時からマトリックスをシラバスに組み込み、有効に活用することができている。

点検・評価項目③ : 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1 : 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程編成・実施の方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定

- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

### 【教育課程の編成（学部）】

点検・評価項目②で既述のように、学部では「卒業認定・学位授与の方針」（文学部・教育学部は DP1 から DP6、社会学部・国際学部は DP1 から DP5）に定められた能力が学生の身につくよう 3 つの科目群（全学共通開講科目としての「共通基礎科目」「現代総合科目」、各学部開講科目としての「学科専門科目」）を基盤とした教育課程を開設している。またそれぞれの授業科目は必修科目、選択科目、自由科目（「現代総合科目」「自己選択科目」）に分けて各学年に担当し、講義、演習等の適切な方法により実施するものとしている（「教育課程編成・実施の方針」（資料 1-9-1 pp.12～18）。各科目の単位の設定は、学則において授業形態に合わせて定められている。規程では、講義・演習は 1 単位の授業時間に 15 時間から 30 時間、外国語、実験、実習及び実技においては、30 時間から 45 時間の幅をもたせているが、慣例により講義・演習はすべて 15 時間、外国語、実験、実習及び実技は 30 時間として設定している（資料 1-3 第 25 条、基礎要件確認シート 10）。

これら 3 つの科目群を、そこに含まれる個々の授業科目の内容や方法、学士課程における位置づけ等に配慮しつつ改めて述べると、以下のようになる。

「共通基礎科目」は、本学の教育目標を達成するための根幹をなすものであり、全学部共通の教養教育の科目として位置付けられている。共通基礎科目のうち、基礎的な科目は第 2 学年までに修得することを想定し、応用的な側面の科目は、第 2 学年～第 4 学年までの各学生の興味に合わせて修得することを想定して学年配当を行っている。本学の建学の理念に直結するブッダと親鸞の基本思想をとおして人間について考える「人間学Ⅰ」を必修科目として第 1 学年に、これに準ずる「人間学Ⅱ」は第 2 学年以降に配当している。高校までの学びから大学での学びへの接続をはかる初年次教育に相当する導入科目「学びの発見」は第 1 学年に開設して必修とし、大学で学ぶための基礎（「読む」・「論理的に考える」・「書く」・「伝え・表現する」力）を習得する。学生は日本語の基礎をここで確認した上で各学科の専門教育に繋げることになる。グローバル化時代の共通言語である英語をはじめとする様々な言語を学びながら文化の多様性に触れる「外国語」科目として第 1 学年から第 2 学年に「外国語Ⅰ・Ⅱ」を配当し、また 4 年間を通じて「選択外国語」を履修できるようにしている。

「現代総合科目」は、幅広い現代的な教養教育のための科目である。ここには専門分野を補完する科目や、キャリア教育科目、スポーツ科目、国際交流科目を含んだ幅広い領域を対象とする科目を置き、学生が各自の興味や関心に合わせて 3 つの系（キャリア形成系・

自然生命系・歴史文化系) ごとに 4 年間を通じて自由に選択して履修できるようにしている。なお、現代総合科目は全学共通で開講する区分であるが、履修要件と科目が学部によって異なるため、学部共通科目となる。

「共通基礎科目」と「現代総合科目」とは別に「自己選択科目」を置き、学生の興味や関心に応じて他学部や他学科の学科専門科目を、4 年間を通じ自由に履修できるようにしている。また、他大学の特色ある授業を履修することによって学修の幅を広げ多様な経験を提供するための制度として、公益財団法人大学コンソーシアム京都の単位互換制度を利用しており、この制度によって修得された単位は、40 単位を上限として自己選択科目に認定できるようにしている。

各学部開講科目としての「学科専門科目」も、学科・コースごとの専門教育のための科目として順次性や体系性に配慮して開設している(表 3~6 参照)。学科専門科目は、ゼミにあたる演習Ⅰ~演習Ⅳ、概論、講義、実践研究及び、学びの集大成として位置づけられる卒業研究で構成される。第 1 学年では専門教育への導入科目としての「演習Ⅰ」を必修とし、その他、学科で学ぶために必要な基礎的能力を養成する科目を置く。「概論」は、専門の体系的理解を促す科目として、第 1~2 学年を中心に担当している。ただし、文学部真宗学科は総論として概論を位置付けるため、上位学年に担当している。講義では、専門に関する基本的もしくは個別的課題(テーマ)に関する知識を学ぶ。実践研究では、専門的な文献や技術とじかに接することによって知的探究心を呼び起こすことを主眼としている。自らの課題を専門分野の視点から問い直し、発表と議論をとおして研究を深める「演習Ⅱ~Ⅳ」を第 2 学年から第 4 学年にかけて順に必修科目として担当し、これらの学修をふまえた集大成としての「卒業研究」も必修科目として最終学年に担当している。

こうした考え方を反映する具体的な科目として、以下に例を挙げる。「読む・書く」力の習得に力点を置く文学部では、哲学科の場合、「哲学科演習Ⅰ」において、基礎的な講読、簡単なディスカッション、レポート等の学びのなかから学生の基礎的な学習能力を把握して必要に応じて授業外の個別指導も加えながら学科の学びへの定着を促している(資料 4-5)。真宗学科と仏教学科では、実践研究の科目として、専門的な文献と接する機会でありながら同時に導入科目としての意味をあわせもつ「仏教文献基礎演習」を第 1 学年の必修としている(資料 2-18-1)。第 2 学年以降は、各学科のコースの専門性をより深める実践研究科目を開講しており、歴史学科の場合は実践研究に文化財調査や博物館での展示実習にかかわる科目を含め、文学部は文藝塾の活動と連携した「文藝塾実践演習」を含めている。各学科の専門の学びの集大成として、「卒業研究」を位置付けており、卒業論文(主論文 20,000 字程度)、卒業研究(調査報告書等 20,000 字程度)、卒業制作(文芸作品、映像・音声作品、翻訳作品ならびに作品解題〔文学部・教育学部・国際学部 6,000 字程度、社会学部 20,000 字程度〕)という 3 つの様式を認めている(資料 1-9-1 p.102)。なお、それぞれの様式は学科が扱う学問の特徴に応じて取り決められ、例えば真宗学科は卒業論文の様式のみを認め、国際文化学科は 3 つの様式すべてを認めている。

社会学部では、地域におけるプロジェクト型の実践的教育を特徴とするコミュニティデザイン学科において、第 1 学年で受講する演習の「コミュニティデザイン演習Ⅰ」、実践研究の「プロジェクト研究入門」の段階から様々なプロジェクトに参画しながら学びを進めている(資料 2-18-2)。現代社会学科では「社会学演習Ⅰ」はもちろん、概論の「現代社会

基礎」を必修としてリメディアル教育的な意味をもたせている（資料 2-18-2）。実践研究の「フィールドワーク入門」（第 2 学年選択）、「探究フィールドワーク」（第 3 学年選択）は地域連携プロジェクトでもあり、本学地域連携室のサポートを受けつつ京都地域で学生がフィールドワークによる学びを進め、報告書にまとめる作業を行う（資料 4-6）。

教育学部では、初等教育コースには小学校教諭養成課程を、幼児教育コースには幼稚園教諭及び保育士養成課程を置いて資格取得に必要な教育課程を編成している。初等教育コースでは実践研究の「実践体験活動演習（小）Ⅰ・Ⅱ」、幼児教育コースでは「実践体験活動演習（幼）Ⅰ・Ⅱ」で学校や保育や子育て支援等の現場での活動を体験し、振り返る授業を開設している（資料 2-18-3）。

国際学部においては、実践的な観点から多文化共生社会の課題について学ぶ「グローバル・キャリア論」、「グローバル・キャリア演習」（2022 年度より開設）、グローバル化社会にあって欠かすことのできない英語の運用能力を涵養する科目「英語基礎演習」を開設している（資料 2-18-4）。

教育課程を側面から支援する組織としては、リメディアル教育に配慮しつつ大学での学習を全般的にサポートする学習支援室（LEARNING SQUARE）、留学や語学学習、留学生との交流に興味のある学生をサポートする語学学習支援室（GLOBAL SQUARE）、社会の様々な場面で必要となる高度で応用的な文章作成能力を身につけることができる文藝塾を教室棟「慶聞館」1 階に集約して配置している。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するために、既述のとおり現代総合科目にキャリア教育科目（キャリア形成系）を全学的に置いている。また、在学中に企業や学校現場等での就業体験をとおして働く意義や、将来の目標を明確にするための教育プログラムとしての「インターンシップ」をはじめ、「キャリアデザイン概論」、情報に関する諸科目、「日本語表現」等を置いており、これらを通じて学生は社会で必要とされる技術を経験することができる。インターンシップについては、公益財団法人大学コンソーシアム京都が窓口となって実施する企業や NPO・行政機関等の実習受け入れ先で就業体験（実習）を行うプログラム「インターンシップ 1 大学コンソ京都」、本学が提携する事業所で 2 週間程度の就業体験（実習）を行う本学独自のプログラム「インターンシップ 2 大谷大学」を置いている。

様々な資格の取得にかかわる科目は、「諸課程科目」として開設されており、博物館学課程、図書館学課程等を置いている。多くの大学に開設される一般的な課程に加えて、真宗大谷派における教師資格・学階を得るために必要な真宗大谷派教師課程を置いていることは本学の特徴である。また、学生の進路決定をサポートする組織としてキャリアセンターを置き、教員を目指す学生の支援を行う教職支援センター、社会福祉士・幼稚園教諭・保育士を目指す学生の実習をサポートする実習支援センターを置き、学生の支援窓口を設けている（第 7 章「学生支援」参照）。

その他、各学部内においてもその特性を生かした取組を行っている。文学部では、大谷派教師資格や中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状取得に関わる科目を学科科目としても受講できるようにしている（資料 2-18-1）。また、教育学部においては、初等教育コースが小学校教員の養成を、幼児教育コースが幼稚園教諭や保育士の養成を主眼としているが、それ以外のキャリアを視野に入れた学生への指導も実施している（資料 2-18-

3)。社会学部コミュニティデザイン学科社会福祉学コースでは、社会福祉士資格取得を想定に入れた科目を実践研究内に設置しており、専門分野でのキャリアデザインを意識する機会を設けている（資料 2-18-2）。国際学部では既述の「グローバル・キャリア論」、「グローバル・キャリア演習（2022 年度より開設）」で JTB と JAL の専門家を迎えた講義を実施することで、キャリアデザインを意識する機会を設けている（資料 2-18-4）。

### 【教育課程の編成（研究科）】

点検・評価項目②で既述のように、大学院文学研究科の修士課程では、「学位授与の方針」（DP1 から DP4）に定められた能力が学生の身につくように授業科目を開設するとともに、修士論文の作成等に対する研究指導計画を策定している。教育課程を体系的に編成しており（修士課程の「教育課程編成・実施の方針」）、CP1 から CP3 の 3 つに区分し、教育・心理学専攻の学生に対応するものとそれ以外の専攻の学生に対応するものを区別して取り決めている。また専攻ごとに「人物養成の目的」を詳細に決め、さらに各専攻の「教育目標」をそこで学ぶ学生の特徴的な志向ごとに 3 種類（①「研究者を目指す人」、②「高度職業人を目指す人」、③「高度教養人を目指す人」）に分けて細説している。この教育目標に対応するかたちで、あらかじめ取り決められた能力を体系的な教育課程のなかで養成するコースワークの意味の強い「基礎科目」と「選択科目」、そしてコースワークで積み上げた基礎の上に独自の観点からの研究成果を様々な方式で発信しようとするリサーチワークの意味を含む「専攻科目」（及び、教育・心理学専攻は「その他」を含む）を開講し、指導教員のもと、各自の目標にしたがって教育プログラムを編成するようにしている（各専攻の「教育課程編成・実施の方針」（資料 1-9-1 pp.212~231）。

「基礎科目」では、全専攻の必修科目として本学の建学の理念に直結する科目であり、いわば本学大学院への基礎的な導入教育でもある「仏教の視点」を置いている。さらに、教育・心理学専攻以外には「専攻交流演習Ⅰ」を必修科目として置き、他専攻生との学術交流のなかで学問的視野を広げることを目指している。教育・心理学専攻では「仏教の視点」「教育学総論」「心理学総論」の 3 科目を置くことによって学生が本学の特徴である宗教的情操を育むと同時に教育学・心理学における基礎的素養を身につけることができるように配慮している（資料 2-18-5）。

「選択科目」では、学際的な視野を養う科目として、所属する専攻だけではなく他専攻の専攻科目も履修ができるようにしている。外国語（英語、ドイツ語、フランス語、中国語）の文献精読を通じて高度な語学力を養う「語学文献研究」や、本学大学院が所属する「京都・宗教系大学院連合（K-GURS）」の単位互換授業において修得された単位も選択科目に含めており、学生の積極的な受講を奨励している（資料 2-18-5）。

「専攻科目」は、専攻ごとの専門教育の科目である。教育・心理学専攻以外の専攻では次のような科目構成になっている。「特殊研究（演習）」はゼミ形式での授業であり、学生（専攻によっては博士後期課程学生と修士課程学生）及び教員（合同ゼミ形式をとっている場合は複数の教員）が参加する共同研究の場であり、学生がそれぞれ独自の研究を発信していくリサーチワークの場ともなっている（資料 2-18-5）。「特殊研究Ⅰ（講義）」は専攻ごとの方法論や個別的テーマについて教授し、「特殊研究Ⅱ（文献研究）」では専門文献の精確な読解力・理解力を身につける（資料 2-18-5）。学生が独自の論文を作成するリサーチ

ワークの意味が強い「特殊研究（論文指導）」では、研究課題の設定や研究活動の進め方、学生のオリジナルな研究報告・論文の作成に関する指導を行う（資料 2-18-5）。教育・心理学専攻では専攻科目を「基盤的研究分野」（「教育学領域」「心理学領域」）、「実践的研究分野」（「教科教育学領域」）、「研究指導科目」に大別している（資料 2-18-5）。「教育学領域」では、本学の特徴である仏教学や人間学の観点から教育・研究を行うとともに、教育学における実践的な臨床分野も授業内容として取り扱っている（資料 2-18-5）。「心理学領域」では、心理学における幅広い分野を研究・教育できるように工夫している（資料 2-18-5）。「教科教育学領域」では、初等科教育において特に重要な社会認識・言語・身体に焦点をあてている（資料 2-18-5）。

教育課程の編成にあたっての順次性を最も色濃く反映しているのは「修士課程研究計画」であり、これは専攻ごとに修士課程第 1 学年の 4 月から第 2 学年の 3 月の学位授与にいたるまで、月ごとに学生が進めるべき研究プロセスの詳細なモデルケースが記載される（資料 2-18-5、基礎要件確認シート 13）。各専攻の研究計画にはリサーチワークの場を示すものとして、関連する学内外の学会名や学会の開催時期、関連する学会誌が掲載されている（資料 1-9-1 pp.238～244、pp.249～253）。なお、2021 年度には「博士後期課程研究計画（例）」の記述に関して、博士学位請求論文審査の条件である『大学院研究紀要』掲載論文の執筆時期の専攻による不統一（第 2 学年次とする専攻と第 3 学年次とする専攻が混在していた）を修正すべく、博士論文を提出する第 3 学年次と切り分けるという考え方から第 2 学年次に統一し、2022 年 4 月からは新しい研究計画例を『履修要項』に掲載する。

大学院博士後期課程では、修士課程と同じく「学位授与の方針」（DP1 から DP4）に定められた能力が学生の身につくように授業科目を開設するとともに博士論文の作成等に対する研究指導計画を策定している。体系的に教育課程を編成しており（博士後期課程の「教育課程編成・実施の方針（CP）」）、CP1 から CP3 に分けて取り決めて、2021 年度からは博士後期課程に関してもカリキュラム・マトリックスを履修要項に掲載している（資料 1-9-1 pp.212～231）。

研究科では専攻ごとに「人物養成の目的」を詳細に決め、専攻ごとの「教育目標」を決めている。その教育目標に対応するかたちで、総じてコースワークとしての意味を強くもつ「選択科目」、そしてリサーチワークとしての意味を含む「専攻科目」を開講し、指導教員のもと、各自の目標にしたがって教育プログラムを編成するようにしている（各専攻の「教育課程編成・実施の方針」）（資料 1-9-1 pp.212～231）。

「選択科目」と「専攻科目」の基本的な考え方は、教育課程の集大成である学位を目指すものとして修士課程と大きく変わらないが、博士後期課程の「教育課程編成・実施の方針」には、すべての専攻に「その他」を加えて、（これは博士課程の学位請求論文提出までの要件でもあるが）リサーチワークとして研究課題に関連する学内外の学会における口頭発表や論文発表に積極的に取り組むことを求めている（資料 1-9-1 pp.212～231）。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための措置としては、上述のように修士課程ではすべての専攻の「教育目標」を学生の志向にあわせて 3 種類に分け、この教育目標に対応するかたちで教育課程を置いている。教育・心理学専攻では、人物養成の目的を明確に「研究成果を職業に生かすことのできる高度専門職業人の養成を主目的とする」としている。また博士後期課程では、「教育課程編成・実施の方針」に「そ

の他」を加え、「教育目標」について真宗学専攻は「研究成果を駆使して、博士論文を提出し、将来の独立した研究者としての資質を養う」とし、社会学専攻は「この過程をとおして、研究・教育にたずさわる専門家としての姿勢と能力の基盤を修得する」としているように、リサーチワークが同時に学生の社会的自立及び職業的自立を目指すことを明記している（資料 1-9-1 pp.212~231）。こうした方針に基づいて、「特殊研究(演習)」の内外において、高度な日本語の文章作成能力や、教育者のみならず一般企業においても必要となるレジュメの作成、プレゼンテーションやディスカッションの方法を指導している（資料 2-18-5）。また「諸課程科目」のいくつかが履修が可能であり、授業以外でも、キャリアセンターをはじめとして、キャリア支援のための組織を置いている。

### 【有効性や適切性の判断】

以上のように、本学の教育課程は学部・研究科ともに教育課程編成・実施の方針との整合性をもち、編成にあたっては順次性と体系性への配慮をしたものとなっている。単位設定や個々の授業の内容や方法、授業科目の位置づけについても概ね適切であり、学位課程にふさわしい教育内容を設定している。また、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施していると判断できる。ただし全体としての有効性や適切性を損なうわけではないが、履修する学生が自らの学習成果を可視化しやすくするための課題も散見されるので、いくつか取り上げ、あわせて対応策についても簡潔に記しておく。

教育課程の順次性や体系性については、文学部では、配当学年に配慮した科目も多いが、複数学年配当の選択科目もある。こうした場合、授業の難易度や履修のタイミングが学生にとってわかりにくい可能性がある。例えば、学年配当が「第 2 学年～第 4 学年」と複数学年になっている科目は、学科内のコースによって学生に受講を期待する順番が異なる場合などに生じる。これまで学科にカリキュラムツリーの作成とそれを利用した履修指導を要請してきた。しかし、文学部の DP の見直しに合わせて、国際学部を含む各学部の DP の見直しや確認作業も行っている（点検・評価項目⑦参照）ことから、この作業と並行して、履修系統図の整理を行っている。この作業は 2022 年度には完了する予定であり、その導入によって改善することが期待できる。ただし、複数学年が受講できる講義などの選択科目では、科目を登録した学生の知識レベルが異なるため、知識量の少ない学生に合わせた授業を行わざるをえない場合がある。複数学年配当は授業によっては致し方ないものもあるが、不必要に複数学年の配当になっているものがないかを学科レベルでの再検討を継続して行っている。

単位制度の趣旨（自習を含めた学修時間の確保）に関する理解に関しては、2019 年度の FD 研修会で専任教員には周知した（資料 4-7）。しかし、非常勤の教員へは FD 研修会への参加が難しいことから完全に周知できているとは言い難い。ただし、今年度は COVID-19 への感染予防の点から FD 研修会を試験的に学内の専任教員に限定してオンデマンド配信で行った（資料 4-8）。この方式を利用することで、非常勤の教員への周知も今後可能になるだろう。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

< 学士課程 > ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

- ・適切な履修指導の実施

< 修士課程、博士課程 >

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

独自評価視点：COVID-19に対する対応への措置

### 【学習の活性化、効果的な教育の実施】

全学的に授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うため、シラバスについて以下のような措置をとっている。

シラバスの項目としては、授業全体の「授業テーマ」や「授業概要」、最終的に何ができるようになるかを示した「学習到達目標」、DP1～DP6との関連を示した「身につく力（卒業認定・学位授与の方針との関連）」、評価基準等とその割合を示した「成績評価方法」、「教科書」と「参考書等」、各回授業の「学習内容」「授業方法」「準備学習（予習・復習）」とその所要「時間」を示した「授業計画」、さらには「質問・相談の方法」を含めて明示することで、学生が学ぶ上での目標設定や具体的な行動計画を立てることができるようにしている（資料4-9【ウェブ】）。加えて、2019年度のシラバスからは「フィードバックの方法」を成績評価方法の中にある自由記載の中に記入することとした（資料4-10）。実際の授業に際しては、学生の状況に応じてシラバスの進行が変わることが生じうる。そのため、学期中のシラバス内容の変更も可能なシステムとなった。ただし、自由な書き換えは本来の授業目的を損なう可能性が生じる。そこで、担当教員によりシラバスが修正された場合は、修正内容をすぐに反映するのではなく、教務課で変更内容と「卒業認定・学位授与の方針」との関係を確認し、問題がなければ修正したものを公開している。また、シラバス変更があった場合は、教員に学生への周知を要請している（資料4-11）。

授業担当者へのシラバス作成依頼時には、授業の内容や方法を「卒業認定・学位授与の方針」に基づいた「教育課程編成・実施の方針」と整合的なものとなるように、書面で授業科目の「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」との関連を示すようにしている。またシラバス作成をテーマとするミニFD研修会を教授会内で実施す

ることで適切なシラバスの記載方法と位置づけを教員に周知している（資料 4-8）。次いで授業担当者からシラバスが提出された段階で、各学部長や大学院研究科長からカリキュラム担当教員（学科主任、大学院運営委員、カリキュラム編成チーフ）にシラバス内容のチェックを依頼し、適切でない箇所が見つかった場合にはカリキュラム担当教員を通じて各教員に修正指示を出すよう依頼している（資料 4-12）。また、学期ごとに実施する「学生による授業評価アンケート」（授業をより良くするために一学生による授業評価アンケート）（点検・評価項目⑥参照）にシラバスどおりに授業がなされたかどうかを問う項目を含めており（資料 4-13【ウェブ】）、履修生からのアンケート回答の結果を担当教員にフィードバックすることで授業改善の機会としている。なお、2020 年度前期に関しては、COVID-19 の影響で例年の授業評価アンケートではなく、オンライン授業に焦点を当てたアンケートを実施している（資料 2-30【ウェブ】）。

授業は 1 セメスターを 15 週として前期・後期にわかれて実施する（資料 1-9-1 p.22、基礎要件確認シート 10）が、学生が学期及び 1 年ごとに履修科目として登録できる科目（諸課程科目やその他一部の科目を除く）の単位数の上限を設定する CAP 制を全学部で導入している（資料 1-9-1 p.85）。各学期の上限単位数は 24 単位であり、各年度の上限単位数は 48 単位である（基礎要件確認シート 9）。なお、編入学生については、2020 年度までは除外としていたが、単位制度実質化の趣旨に即した見直しを教育推進室において検証し、2021 年度に大谷大学履修規程を改正した（資料 4-14-1）。また、2022 年度入学生から諸課程科目も CAP 制に含んで運用する。

学生の主体的な授業参加を促す取組である課題・問題設定、グループワーク、プレゼンテーション等は、多くの学部の「演習Ⅰ～Ⅳ」に取り入れられており、いわゆるアクティブラーニング型の主体的な参加が実践されている（資料 2-18-1・資料 2-18-2・資料 2-18-3・資料 2-18-4）。本学では演習以外にもフィールドワークを積極的に取り入れている。例えば文学部真宗学科では、3 コースの学修内容に応じたフィールドワークの授業を実践研究として置いている（資料 2-18-1）。社会学部現代社会学科の実践研究「フィールドワーク入門 1・2」では、多数の履修学生がグループワーク形式で、アクティブラーニング型の主体的探究実践を経験して報告書をまとめている（資料 2-18-2）。社会学部コミュニティデザイン学科では、実践研究に「プロジェクト研究」と称する科目を置き、各講義科目と連動させながら、具体的な内容をテーマにした研究及び実践的な手法の習得を目指している（資料 2-18-2）。これらの社会学部での活動は、地域連携室（第 9 章「社会連携・社会貢献」参照）が関わることで、大学での学びを社会に対して積極的に還元している。教育学部の教育学科では、「おおたにキッズキャンパス」という形で、社会と連携しながらの PBL を積極的に行っている（資料 2-18-3）。国際学部は開設 1 年目であるが、「国際文化演習Ⅰ」でプレゼンテーションやディスカッションを実施することでアクティブラーニング型の授業を実践している（資料 2-18-4）。

研究科では、個別的に論文指導を行う「特殊研究（論文指導）」とは切り分けたかたちでゼミ（「特殊研究（演習）」、「教育・心理学特別研究Ⅰ・Ⅱ」）を置いている。これらの授業では自らの研究テーマを一つのプロジェクトとし、他の教員や他の院生の前でプレゼンテーションを実施し、ディスカッションを繰り返す PBL 型のアクティブラーニングを実施することで、研究対象の異なる学生及び教員が互いに交流し、刺激しあうことで学習の活

性を図っている（資料 2-18-5）。また、研究の成果を社会に対して還元する活動や研究領域への参画も行っている。哲学専攻の学生による哲学カフェへの参画はその1つである（資料 2-18-5）。また、大谷大学真宗総合研究所における2021年度の一般研究（木越班）「人口減少地域の持続可能性と仏教寺院の社会的役割に関する総合研究」や他大学の科学研究費研究（C）「人口減少社会における仏教寺院の実態研究」（代表者：相澤秀生）に社会学専攻の学生が研究員・研究協力者として参画することで、研究者として実践的なPBLも行っている（資料 2-18-5）。

1 授業あたりの学生数については、全学的に20人以下にするという方針（資料 4-15）を置き、学部では各学科専門科目の中心的科目である「演習Ⅰ～Ⅳ」はその原則に応じて授業科目を編成している。その他の科目についても、教育課程編成・実施の方針に則った授業運営に支障が出ないように配慮し、履修希望者が多い科目は抽選を導入するなどして人数の調整をしている。ただし、社会学部において、授業によっては受講者数が想定よりも多くなっていることがある（資料 2-18-2）。社会学部では2021年度に完成年度を迎え、コミュニティデザイン学科に2022年度から新コースを加えることに合わせて、2022年度のカリキュラムの見直しを行った（資料 4-16・資料 4-17）。その際、両学科で必修扱いになっている授業を2つに分ける、配当の見直しを行う等の調整を行っている。2022年度入学生より新たなカリキュラムでの教育を行いながら、受講者数の問題解消に向けて引き続き検証を行う予定である。

学部では、ほとんどの学科において4年間の節目ごとに個人面談を中心とした履修指導を丁寧に行っている。その時期は入学時にはじまり、第2学年のコース決定時、第3学年のゼミ決定時等が中心であるが、前期と後期ともに面談する学科もある。これらの面談では履修指導のみならず、学生生活全般の相談も受けている。こうした履修指導の例としては、文学部真宗学科では1年時の学習を振り返るレポートをもとに第2学年冒頭で面談して指導している（資料 4-18）。また、教育学部でも同様に毎年学期はじめの履修指導において丁寧な履修指導を実施している。このように、全学的に丁寧な履修指導を行っているが、特に初年次には「演習Ⅰ」の担当者が学生からの履修相談に応じて個別に履修指導を行っている。

研究科における研究指導計画は、点検・評価項目③で既述のように、『履修要項』に修士課程と博士後期課程の専攻ごとに研究計画モデル（「修士課程計画（例）」「博士課程計画（例）」）を明示しており（基礎要件確認シート 13）、学生はそれに基づいて研究計画を策定し、指導教員によるチェックを経て研究計画書を提出している。学生が修士論文や博士論文、学会への投稿論文を作成する際には、「特殊研究（論文指導）」が長距離走におけるペースメーカーのような機能を果たしている（資料 1-9-1 pp.238～244、pp.249～253）。

### 【COVID-19 に対する対応】

本学では、COVID-19の感染拡大を受けて、2020年3月27日の時点で、2020年度前期の対面授業の実施を見合わせ、学内ポータルサイトの活用を中心とすることとした（資料 4-19）。その後、緊急事態宣言の発令を受けて、2020年4月30日には前期の授業を原則オンラインで実施することとした（資料 4-20）。

前期授業をオンラインとするにあたり、①学生がオンライン授業を受ける環境を整備す

ること、②全教員がオンライン授業を実施するためのノウハウを確立することが喫緊の課題であった。当初、活用を呼び掛けた学内ポータルサイトだけでは様々なタイプの授業形態をカバーすることが難しいため、一部の学科で先行して利用していた LMS の Moodle や Microsoft Teams といったシステムを全学的に開放した。その上で、それぞれの利用方法や活用方法として、教員向けのマニュアル（資料 4-21・資料 4-22）、学生向けのマニュアル（資料 4-22）を学内ポータルサイトからアクセスできるようにした。上記のシステム整備に加え、オンライン授業を受けることができない学生が生じないように電話等によるサポートや、オンライン授業の通信環境整備のための学修支援金の支給を行った（第 7 章「学生支援」点検・評価項目②参照）。教員に対しては上記のマニュアルのほか、オンライン授業の活用方法に関わる大学院 FD 研修会の実施（第 6 章「教員・教員組織」点検・評価項目④参照）や教員ボランティアチームによるサポート（資料 4-23・資料 4-24）などによってオンライン授業の実施に対応した。

その後、緊急事態宣言の解除並びに京都府感染症対策本部の要請を受けて、入構禁止措置の段階的解除を行った（資料 4-25）。第 1 段階を事前申込による各種相談窓口の利用とし、指導教員との面談日として登校可能日を隔週で設定し、6 月 29 日からは、各学年のゼミにあたる演習の授業で対面授業を再開した。また、オンラインでは実施の難しい授業に関しては、定期試験期間を授業日に振り替えた上、8 月 3 日～8 月 7 日の期間を追加の授業実施日とすることで、学修時間を確保した（資料 4-26）。

後期からは本学の COVID-19 に対するレベルに応じた行動指針を設定し（第 2 章「内部質保証」点検・評価項目③参照）、その設定に従って、感染予防対策をとった上で、原則対面授業を実施することとした（資料 4-27・資料 4-28）。対面授業実施にあたり、学生がソーシャルディスタンスを維持するのに十分な間隔を取って授業を受けることができるように、従来の教室のレイアウトの 5 割程度の受講定員とした。受講者数が 140 名以上の場合は、対応できる教室がないため、オンライン授業とすることで対応した。2021 年度も同様の対応を行い、一部の授業を除き、対面授業での実施を継続した（第 2 章「内部質保証」点検・評価項目③参照）。

### 【有効性や適切性の判断】

以上のように、本学は学部、研究科ともに学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置をとっていると判断できる。ただし全体としての有効性や適切性を損なうほどではないが更なる向上に向けての課題も散見されるので、いくつか取り上げ、あわせて対応策についても簡潔に記しておく。

授業内容とシラバスとの整合性については、点検・評価項目⑦で詳述する授業評価アンケートを通じて授業担当者が整合性を確認する仕組みがあり、プライバシーの尊重や総合評価について問題があると思われる場合は、第三者による事情確認をしている。また、学部や学科におけるシラバスと個々の授業の整合性はシラバスチェックとして実施しているが、各回の授業内容まで踏み込めてはいない。ティーチングポートフォリオ等の導入を含めて、どのような対策が効果的かを検討する。

本学では、総じて学生一人ひとりとの個人指導を交えて細やかな学生指導を行っているが、例えば文学部歴史学科では、その細やかさゆえに、学生数が多いと教員の負担が過度

になるという課題が生じている。社会学部では、1 授業あたりの学生数について、演習科目は適切な数となっているが、講義科目には開講時間によっては多いものがある。これについては授業ごとの適切な人数に応じた受講者数制限が可能かどうかも含めて、全学的に検討する。

**点検・評価項目⑤ : 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。**

評価の視点1 : 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

評価の視点2 : 学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与

**【単位認定】**

本学では、点検・評価項目③で既述のとおり、単位制度の趣旨及び趣旨に沿った各科目の単位を学則で定め、『履修要項』に明示している。その上で、履修規程で単位認定には、全授業時数の3分の2以上の出席及び当該科目の試験に合格することを必要とすると定めている（資料1-3 第26条）。

**【各科目の成績評価の基準、評価方法】**

各科目における成績評価の基準と方法についてはシラバスに明示し、学生に周知している（資料1-9-1 p.110、p.269）。評価方法は、教科の目的や授業形態に応じた効果的な方法を採っている。例えば、実習科目では、毎回の授業で獲得したスキルの積み重ねが不可欠であり、毎回の課題やレポートにより理解度を確かめ、定期試験の結果等を含め、総合的に判断して評価している。講義科目については、定期試験に加え、講義中に実施する小テストやレポート課題等も評価の対象としている。

**【成績評価の客観性】**

成績評価については学則で定めており、100点をもって満点とし、60点以上を合格としている（資料1-3 第31条）。成績評価は客観性を担保するために、Sは「特に優れた成績を示したもの（100点～90点）」、Aは「優れた成績を示したもの（89点～80点）」、Bは「妥当と認められる成績を示したもの（79点～70点）」、Cは「合格と認められる最低限の成績を示したもの（69点～60点）」、Fは「合格と認められるに足る成績を示さなかったもの（59点以下）」、Kは「授業参加や試験について棄権・放棄をしたとみなされ、評価することができないもの」と定め、『履修要項』に明示している。これらの成績評価は、年2

回「履修単位通知書」を学生本人及び学生の了解を得て保証人に配付している。また、学生自身が成績評価に対して疑義がある場合は、成績確認願によって確認することができる（資料 1-9-1 p.110、p.269）。学生から成績確認願が出た場合は、担当教員に確認を取った上で、教務委員会教務部会で検証し、成績訂正が妥当であれば成績を訂正している。

### 【GPA】

学部においては、学業結果を総合的に判断できるように GPA 制度を導入している。 Semester ごとの学修成果と推移を明確にすることにより、学生による成績の自己管理と綿密な履修計画の作成、学習意欲の向上を図っている。また、学部ではクラス担任制を採っており、「指導教員」に担当学生の GPA を通知し、指導に役立てている。研究科においても、同様の GPA 制度の導入を 2020 年度に大学院運営委員会において検討し、2021 年度より導入した。

2019 年度からは、学生の更なる学習意欲及び進学意欲の向上を目的に GPA の活用を行っている。1 つは履修上限単位数の基準としての活用である。成績上位の学生がより多くの学習機会を確保できるようにするため、直近 Semester の GPA が 3.4 以上の学生について、登録単位数の上限を 30 単位とするものとしている。2 つ目は、科目受講の成績水準としての活用である。内容としては、第 4 学年以上で直近 Semester の GPA が 3.5 以上の学生について、大学院の基礎科目、専攻科目（演習、論文指導を除く）、選択科目のうち科目担当教員が受講を許可した場合は該当科目の履修を認め、卒業単位として単位認定を行うものである。これにより、より高度で専門的な大学院の授業を受講することで、更なる学習意欲の向上をもたらし、大学院への進学を視野に入れる機会を設けるという効果も期待できる。

学習態度の改善指導及び休学や退学なども視野に入れた進路変更等の学生指導を目的とした GPA の活用も行っている。休学者や体調不良等による長期欠席者を除き、2 期連続して GPA1.0 未満、かつ卒業・進級見込がない（時間割未登録者及び必要な修正登録を行っていない）学生を対象に、指導教員との個別面談を行うこととしている。この面談において、学生の修学状況を確認し本学での学業の継続が難しいと判断した場合は、休学や退学勧告などの厳しい学生指導を行うこととしている。保証人に対しても、このままでは本学での学業の継続は難しく、進路変更（休学・退学）も視野に入れる必要があるため、至急、指導教員との個別面談を行うという旨の文書を通知する（資料 1-9-1 pp.113～114、pp.270～271）。

研究科においても、2021 年度から GPA の活用を導入した。従前からの学部における活用状況を参考に、①修学に問題がある学生の把握と履修指導に用いて面談の際の参考にすること②奨学金への出願の目安と奨学生選考の基準として導入することを履修要項に掲載している（資料 1-9-1 pp.113～114、pp.270～271）。

2022 年度からは、全学及び学科ごとの GPA 分布状況を、毎 Semester ごとに学内ポータルサイトで公表することとし、学生が学修成果を客観的に把握できるようにする。また 2022 年度以降の入学生に対しては、学修の全体的な状況を対外的に示せるよう、成績証明書に各科目の評価に加えて Total GPA を記載して、学修成果の客観的指標とする。

これら GPA の活用に関しては、すべて『履修要項』に掲載して学生に周知している（資

料 1-9-1 pp.113～114、pp.270～271) が、特に新入生に対しては、入学時のオリエンテーションの際に指導、説明等を行っている。

### 【入学前・他大学の修得単位の認定（含単位互換）】

入学前の既修得単位の認定及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修等については、学部・研究科ともに学則に定められており、『履修要項』に明示している（資料 1-3 第 26 条の 2・第 26 条の 3、資料 1-4 第 11 条の 2）。他大学等と単位互換協定を締結しているものには、公益財団法人大学コンソーシアム京都の単位互換制度がある。研究科における単位互換制度については、2005 年 7 月に設立された「京都・宗教系大学院連合（K-GURS）」加盟校の協定に基づき 2006 年度より実施している。

### 【進級基準、卒業・修了要件及び判定】

本学では、「大谷大学学則」及び「大谷大学大学院学則」に卒業及び修了要件を定めている（資料 1-3、資料 1-4、基礎要件確認シート 12）。また、「大谷大学学位規程」において学士、修士、博士の学位授与の要件や学位論文審査の手順などについて詳細を定めている（資料 4-29）。

例えば、学部においては、「大谷大学学則」第 19 条に「学生は 4 年以上在学し、次の基準及び卒業単位一覧表に基づいて、124 単位以上を履修しなければならない。」と卒業要件を規定し、「大谷大学学位規程」第 5 条に、「学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学学部を卒業した者に授与する。」と学位の授与について規定している。また本学では「卒業研究」を必修科目とし、第 4 学年で提出することとしている。卒業研究の提出後は口述試問を行うことと定め、口述試問は指導教員が主査となり、卒業研究の内容を踏まえて選ばれた副査とともにを行っている。最終的には卒業要件を満たしているかどうかを教授会で個別審議の上判定し、学長が卒業を認定した者に学位を授与している。

このほか、本学ではさらに「大谷大学進級規程」を定め、第 1 学年・第 2 学年・第 3 学年の年度末に、定められた科目や履修単位数を教授会で個別審議の上で判定し、進級の可否を決定している。研究科においても、第 1 学年で無単位の場合は原級留置となる（資料 4-30）。

卒業・修了要件、「大谷大学履修規程」、「大谷大学進級規程」、「大谷大学学位規程」は『履修要項』に明示し、学則については大学 Web ページに掲載することによって学生に周知している。

### 【学位論文の審査基準】

研究科においては、学位論文の審査について詳細に定めている。まず、論文審査の基準は「修士論文 評価基準」「博士論文 評価基準」としてそれぞれ 4 項目を定め、『履修要項』に明示して学生に周知している（資料 1-9-1 p.234、p.246、資料 4-31【ウェブ】、基礎要件確認シート 13）。

例えば「博士論文 評価基準」は、

1. 研究目的・研究対象が明確であり、研究方法が適切であるか。

2. テキスト・資料の扱いが的確かつ厳正であるか。
3. 基本的先行研究を踏まえているか。
4. 興味深い考察を展開し、新たな知見を提示しているか。

と定めており、この基準に沿って審査を行っている。

修士論文のルーブリックは、2020 年度中に、大学院運営委員会において作成作業を行い、2021 年度から導入した（表 10）。なお、2020 年度（後期）の修士論文の口頭試問において試問担当者に配付して先行的な運用をはじめているが、正式な運用は 2021 年度からである。ルーブリックは DP1～DP4 に対応した 7 つの評価観点ごとに 5 段階の到達目標を定めており、2021 年度からは「修士論文 評価基準」として履修要項にも掲載し、活用している。これによって修士課程の学修の到達点である修士論文において DP がどのように評価されるかが、これまでに以上にわかりやすい形になっている。

表 10 修士論文ルーブリック

DPTとの関係	評価の観点	不十分である	到達しつつある	達成している	超えている	さらなる高み
		各要素の到達目標に対して不十分なレベルである。	各要素の到達目標に対して合格最低限のレベルである。	各要素の到達目標を達成している。	各要素の到達目標を超えている部分がある。研究誌に投稿可能である。	研究誌に掲載可能である。
	評価	1	2	3	4	5
DP1	専門知識	専攻分野と関連分野に関する知識を有していない。	専攻分野と関連分野に関する知識をあるていど有している。	専攻分野と関連分野に関する知識を概ね有しており、それをあるていど説明できる。	専攻分野と関連分野に関する知識を有しており、それを説明できる。	専攻分野と関連分野に関する豊富な知識を有しており、それを明確に説明できる。
DP2	背景理解と テーマ設定と 問題発見力	先行研究を理解しておらず、自らの研究テーマも不明確である。	先行研究をあるていど理解しており、自らの研究テーマがあるていど明確である。	先行研究を概ね理解しており、自らの研究テーマが明確である。	先行研究の論評ができ、先行研究に対する自らの研究テーマの独自の位置づけが説明できる。	先行研究の多面的な論評ができ、先行研究に対する自らの研究テーマの独自の位置づけが明確に説明できる。
DP2	探究力 研究方法	研究テーマと研究方法が合致していない。	研究テーマに合致していないわけではないが、他にふさわしい方法がある。	研究テーマに概ねふさわしい研究方法を採っている。	研究テーマにふさわしい研究方法を採っており、その意義や利点を説明できる。	研究テーマにふさわしい研究方法を採っており、その意義や利点を明確に説明できる。
DP3	読解力 テキストの扱い	テキストや資料の読解が不十分である。	テキストや資料の読解があるていどできている。	テキストや資料の読解が概ねできている。	テキストや資料の読解ができ、その内容を説明できる。	テキストや資料の詳細な読解ができ、その内容を明確に説明できる。
DP3	表現力 論理構成	論理構成に一貫性がみられない。	論理構成があるていど一貫している。	論理構成が概ね一貫している。	論理構成が一貫しており、全体の論旨は明確である。	論理構成が一貫しており、全体の論旨は極めて明確である。
DP3	表現力 ライティング アカデミック・	学術的な記述法で書かれていない。	あるていど学術的な記述法で書かれているが、十箇所程度の記述の誤りがある。	概ね学術的な記述法で書かれているが、数か所程度の記述の誤りがある。	学術的な記述法で書かれており、記述の誤りはほとんどない。	学術的な記述法で書かれており、記述の誤りもない。
DP4	学際的視野 学際的視野※	自らの視野を広げようとする姿勢がみられない。	自らの視野を広げようとする姿勢があるていどみられる。	自らの視野を広げようとする姿勢が概ねみられる。	自らの視野を広げようとする姿勢がみられ、自らのテーマを学際的な観点から考察している。	自らの視野を広げようとする姿勢がみられ、自らのテーマを幅広い学際的な観点から考察している。

※修士論文の文面からうかがえるものに限らず、研究の過程や試問の際に補足的に確認できることを含むものとする。

### 【学位論文の審査体制及び手順】

審査手順等の詳細は、「大谷大学学位規程」に定めている（資料 4-29）。具体的には、修士及び博士の学位授与の要件、申請方法、大学院委員会による受理の可否、審査委員体制の決定、審査結果報告を受けての論文合否の議決、学長による学位授与の決定、論文内容と審査結果の公表等である。論文審査は、学位請求論文を提出した学生の指導教員が主査となるが、研究科における全専攻の教員から構成される大学院委員会での議を経て、受理・審査体制・合否を決定しており、学位授与の客観性・厳格性を確保している。特に博士の学位請求論文については、最終試験までに公開の場である学位請求論文発表会で発表することを義務づけており、さらに審査委員についても、3 親等以内の者を含めないこと、学外者を含めることを原則とするなど、審査プロセスがより透明で客観的なものになるよう制度化している。

なお、2021 年度はそれぞれの口述試問の実施にあたり、対面での実施を原則としつつ、不測の事態に備え、オンライン試問実施の検討を行った。具体的には、大学がサポートする Microsoft Teams の使用を推奨し、オンラインでの試問にならざるを得ない場合は、学生との事前調整を行うように教授会において全学的に指示した。実際、学生、教員が感染、もしくは濃厚接触者等になったケースもあったが、オンラインによる試問を実施することで適切に対応することができた。

### 【有効性や適切性の判断】

以上、「単位認定」、「進級判定」、「卒業・修了判定」等は全て学則をはじめとする関係規程に定め、教授会又は大学院委員会で個別審議の上で認定し、卒業及び修了については学長が決定するなど、法令・規則に則って適切に行っていると考えている。

点検・評価項目⑥ : 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1 : 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2 : 学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ループリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

### 【分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標】

本学では、2019 年度に学部におけるアセスメント・ポリシー及び学修成果の評価ツールを制定し、卒業認定・学位授与の方針に掲げる卒業時に身につけるべき能力の修得状況を、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・学科）、科目レベル（授業）の 3 段階で評価する方法を定めた。本学のアセスメント・ポリシーにおいては、機関レベルでは、進

路決定状況、学修行動調査（後述）によって、教育課程レベルでは、卒業研究（卒業論文）を中心として、単位取得状況や成績、学部・学科の所定の教育課程における資格・免許の取得状況によって、科目レベルでは、シラバスに提示された成績評価基準に基づいた修得状況によって、卒業認定・学位授与の方針に掲げる力の修得状況を評価することとしている。

制定にあたっては、2018 年度から教育推進室にて検討を行い、作成した内容について、関係する学科主任会議、大学院運営委員会、学生支援委員会キャリア部会及び大学運営会議において審議し、学科主任会議、大学院運営委員会、大学運営会議にて承認された。制定したアセスメント・ポリシー及び学修成果の評価ツールは、教授会へ報告したのち大学 Web サイト、学内ポータルサイト及び履修要項に公表し周知をはかった（資料 1-9-1 pp.12～18、資料 4-32、資料 2-9【ウェブ】）。

本学は、2017 年度まで文学部と文学研究科のみの単科大学としてその歴史を刻んできた。そのため、「卒業論文・修士論文・博士論文」を学びの集大成と位置づけてきた。それは、卒業認定・学位授与の方針で「日本語を使用して、正確に読解し、論理的に表現し（以下略）」と定めているとおりである（資料 4-1、資料 4-3）。そもそも本学で求める「論文」とは、「人間・社会・自然現象について、幅広い知識・知見（略）」をもって「人間・社会・自然現象に関して問題を見出し（略）」、現在又は過去の他者との関係において分析し、解決に取り組んで初めて完成するものである。このような考え方を中心に据えつつも、2018 年度に開設した社会学部では地域社会との実践的な活動を通して培われるコーディネーション力やマネジメント力等の修得を念頭に置き、教育学部では子どもとのかかわりを通して教育に関する指導法や円滑な人間関係を築くことを期待している（第 3 章「教育研究組織」点検・評価項目①参照）。また、2021 年度に開設した国際学部は、異なる文化的背景を持つ他者との交流を通して、グローバル化の現実に向き合い、多様な他者に寄りそって多文化共生社会の創造に貢献しうることを期待している（第 3 章「教育研究組織」点検・評価項目①参照）。そのため、各学部の分野の特性に即した成果物の作成を念頭に置き、2018 年度入学生から「卒業論文」の名称を「卒業研究」と変更している。この卒業研究（卒業論文）、及び、修士論文・博士論文が本学における卒業認定・学位授与の方針の修得状況を測定するための中心的な役割を担っている。

加えて、教員養成を主たる目的とした教育学部においては、小学校と幼稚園の教員免許取得状況と採用実績が学習成果を測るもう 1 つの大きな指標である。この学部の前身となる教育・心理学科は、2009 年に文学部の中に設置した学科であるが、完成年度となる 2012 年度以降毎年多くの卒業生が教員免許を取得し、小学校又は幼稚園の教諭・常勤講師・非常勤講師に採用されてきた（資料 4-33【ウェブ】）。完成年度を迎えた 2021 年度は 11 月の段階で 19 名が教員採用試験に合格している（資料 4-34【ウェブ】）。しかしながら、教員としての採用はあくまでも本学の教育学部の学習成果の一側面であるため、他の方面からの学習成果の測定についても今後検討していく必要がある。

### 【学習成果の測定】

学習成果の把握について、本学では主に学生の主観的な学習状況を測る学生調査によって行ってきた。学部・研究科の全学生（2019 年度までは、第 2 学年と第 4 学年）を対象

に、「学修行動調査」を実施し、卒業認定・学位授与の方針に定めた能力がどの程度身についたかについて、学生本人に問うている。また、卒業生を対象とした「卒業生アンケート」を3年に1回実施し、ここでも卒業認定・学位授与の方針に定めた能力の習得について問うこととしてきた。なお、2021年度に実施した「卒業生アンケート」は、分析結果を2022年度に公表する。これらの調査は卒業認定・学位授与の方針や、社会人として必要な能力についても問うており、分析結果を学内で共有し、公表している（資料 4-35【ウェブ】、資料 4-36【ウェブ】）。一般的な能力に関しては、上記のアンケートに加え、社会人基礎力の中の思考力を直接調査する試みとして「GPS-Academic（自己発見診断）」を第1学年と第3学年に実施している（資料 4-37）。キャリア診断と教育成果の分析はいまだ実施していないが、複数のアンケートと合わせて分析する試みも可能となりうる。さらに、就職先への調査については2020年度に行っており（資料 4-38）、補助資料として今後活用していく。

科目レベルの学習成果は、セメスターごとに実施する「学生による授業評価アンケート」を活用している。このアンケート項目の多くは学生が授業の運営や内容を評価するもので、授業の改善に資する目的のものであるが、学生自らが各授業について振り返る機会ともなっている。

本学では、アセスメント・ポリシーの制定に向け、教育推進室において検討を進める過程で、あわせてGPA活用方法、「卒業論文・卒業研究 ルーブリック」及び「到達確認シート（研究計画書）」についても検討を行った。その中でも、「卒業論文・卒業研究 ルーブリック」及び「到達確認シート（研究計画書）」は、2019年度に各教員によって試行的に活用し、2020年度は各教員の意見を教育推進室にて集約し、ブラッシュアップを進めた。2021年度は学生にも公開した。これらと主観的調査の結果を合わせて分析することで客観的な指標として測定できるかどうかも検討をする予定である。

研究科では、点検・評価項目⑤で既述のように、2020年度にルーブリックの本格的な活用に備えて周知と徹底を行った。さらに、2021年度は修士論文のルーブリックの公開、及び運用をはじめている。このルーブリックは、学習成果の測定を行うため2020年度の大学院運営委員会の課題として、①修士論文のルーブリック策定、②学修行動調査の実施について検討を行った。2020年度中に大学院運営委員会において作成作業を行い、2021年度から導入した。ルーブリックはDP1～4に対応した7つの評価観点ごとに5段階の到達目標を定めおり、2021年度の前期より「修士論文 評価基準」として活用をはじめた。これによって修士課程の学修の到達点である修士論文において学位授与の方針がどのように評価されるかが、これまでに以上にわかりやすい形になっている。

大学院学修行動調査は、2020年度に大学院運営委員会において学修行動調査シートを作成し、2020年度後期末に第1回の大学院学修行動調査を実施し、その結果を「2021年度第1回大学院FD研修会」で共有した（資料 4-39）。また、2021年度の結果は、2022年3月に開催する「2021年度第2回大学院FD研修会」で共有する（資料 2-18-5）。このように、学部同様に学位授与の方針に定めた能力がどの程度身についたか各専攻で共有して今後の学習成果の測定を行う基礎資料としている。

### 【有効性や適切性の判断】

人文社会系の学部・研究科においては、論文又はそれに代わる研究報告書を学習成果の集大成とし、教員養成を主たる目的とした学部においては教員免許取得状況と採用実績をもう1つの指標と定めている。ただし、卒業認定・学位授与の方針の細目については更なる指標の検討が必要となる。今後、研究科の修士論文ルーブリックをモデルケースとして、卒業認定・学位授与の方針の細目に関しても詳細に検討するための指標の開発を継続していく。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

### 【教育課程及びその内容、方法の点検評価と、改善・向上に向けた取組】

全学的な点検・評価の実施主体は「大学運営会議」であるが、学部では、教育・学生支援担当副学長を室長とする「教育推進室」がこの点検・評価の主体として随時検証を行っており（資料 4-40）、研究科では大学院研究科長を議長とする「大学院運営委員会」が検証を行っている（資料 4-41）。また、個々の学部レベルでは各学部長のもとで、学科レベルでは学科ごとに教育課程の内容、方法の適切性についての点検・評価を毎年行っている（第2章「内部質保証」参照）。

科目レベルの点検・評価は、点検・評価項目⑥で既述したように、「学生による授業評価アンケート」を活用している。このアンケートは、IR室長名で教員及び学生に全学的な実施を依頼している。アンケートは、原則として全開講科目を対象とし、学期ごとに実施している。実施に際しては、学内ポータルサイトのアンケート機能を使用している。アンケートの内容はⅠからⅤの項目群に分かれ、Ⅰでは回答者の属性を問い、ⅡからⅣは各観点からの5段階で評価を問う項目群であり、Ⅴは全体的な観点からの自由記述である。例えばⅡでは「この授業に興味を持って積極的に参加していましたか」「この授業に関連して行った授業外学習（予習・復習・課題・読書のほか、Webや図書館での調べ物、学生同士のディスカッションなどの自主的な学習を含む）の時間はどれくらいですか」等、学生自身の授業への取組を問い、Ⅲでは「授業はシラバスに沿って進められましたか」「この授業からものの見方や考え方についての知的刺激を受けましたか」等、授業内容や担当教員の授業運営について問うている。さらにⅣでは「全体的にみて、この授業はあなたにとって有益で満足度の高い授業でしたか」を問うている。

受講者が10名以下となる科目が多い研究科では、プライバシーに配慮して授業評価アンケートが実施されない科目が多いという課題があったことから、上記の通常版の授業評価アンケートとは別に、2017年度から大学院独自の授業評価アンケート（「授業をより良くするために—学生による授業アンケート—【大学院版】」）を実施しており、2021年度も

大学院運営委員会の委員長である大学院研究科長名で教員及び学生にアンケート実施を依頼した。アンケートの内容は、まず学生の属性を問い、次いで [1]「大学院の授業によく出席（参加）しましたか」、[2]「あなたの研究を進展させることができましたか」、[3]「大学院の授業を受講し、興味深かったこと、役に立ったことなど、授業から得られたことはありましたか」、[4]「大学院の授業（オンライン授業を含む）で、改善してほしいことはありますか」、[5]「教育環境（オンライン授業の環境を含む）、研究環境、学生生活などについて、満足していますか」といった項目を3段階ないし4段階評価で問い、また自由記述項目として [3-1]「[3]で「ある」と回答した方は、「授業から得られたことについて、具体的に書いてください。（200文字以内）」、[4-1]「[4]で「大いにある」、「ある」と回答した方は、改善してほしいことについて、具体的に書いてください（200字以内）」、[5-1]「教育環境（オンライン授業の環境を含む）、研究環境、学生生活などについて、気づいたことを具体的に書いてください。（200文字以内）」と自由記述欄を置いた（資料 4-42）。

以上の授業評価アンケートの結果については、IR室から教育推進室や大学院運営委員会において教育課程及びその内容、方法の適切性について検証する際の資料として利用するとともに本学の教育課程及び教育方法等の改善やFD活動を推進する「教務委員会」や学科主任に供している。全学版の授業評価アンケートに関しては、その概要を大学Webサイトや学内ポータルサイトで公表している（資料 4-13【ウェブ】）。なお、大学院の独自アンケートの集計結果に関しては受講者人数の関係から、大学院運営委員会での資料としている（資料 4-43）。

授業評価アンケートは、教員のFD活動の一貫として授業改善のための参考資料としている（第6章「教員・教員組織」参照）。そのため学部の授業評価アンケートの学生の人格やプライバシーを尊重したかどうかを尋ねる項目（Ⅲ-12）と、総合的評価（Ⅳ-13）（資料 4-13【ウェブ】）が2.5ポイント以下の科目については、カリキュラム担当教員より事情確認等を行っている。一方、アンケートにおける評価が高かった科目については教務委員会の部会であるFD部会が優秀授業賞を選出し、優秀授業賞に選出された授業については全教職員に向けて授業公開等を行うようにしている（資料 4-44）。2021年度からは、4学部体制になったこともあり対象を非常勤講師まで広げ、優秀授業科目の選出の方法も見直し、選出科目を6部門に分けそれぞれ、専任教員2科目、非常勤講師1科目を上限として選出することとした（第6章「教員・教員組織」参照）。

2021年度は、COVID-19の影響を考慮し、授業公開と参観に替わるものとして、教授会終了後に引き続き「FD研修会 リフレクション2021：優秀授業賞受賞者に聞く」と題した座談会形式の研修を実施した。研修会では、各教員が受賞者の授業における取組や工夫点などを共有することで代替な措置としては効果的な研修となった。（資料 4-45）

なお、研究科では独自のFD活動も行っている。2021年度から導入したカリキュラム・マトリックス、修士論文の評価基準表であるループリック、学修成果の評価方針を取り決めたアセスメント・ポリシーに関わるFD研修会を実施することで教育の質の向上のための取組を行ってきた。2021年度は大学院運営委員会の中で独自のFD担当者を新設し、研修会を実施した。今後もこのような取組を継続していく（資料 4-46）。

学部では、2016年度から教育推進室が主体となって全学年を対象に「学修行動調査」を利用した改善・向上のための取組を行っている。卒業認定・学位授与の方針に定める卒業

時に身につけるべき能力を学生がどの程度身につけているのか、またそれがどのような科目や学習経験によって身についたのかを分析し、カリキュラム検証に活かすための資料としている（資料 4-35【ウェブ】）。調査の内容は、学修状況（通学日数、授業の出席、学習時間、学習方略、学習支援環境等）、学修成果（全国調査と同様の内容、卒業認定・学位授与の方針に定めた能力）、充実感・成長実感、大学教育に対する理解度・満足度である。調査の結果は教育推進室、大学運営会議、教授会等で報告し、課題や改善について検証を行っている。さらに、2019 年度は、本学における教育の成果や効果について、産業界等からの客観的評価を得るために、企業採用担当者に向けた卒業生に関するアンケート調査を実施し（資料 4-38）、教育成果の測定も行った。この結果に関しては、学生と産業界等の双方向から得られた結果を比較・分析することで本学学生の強みと弱みを把握し、そして人物養成に対する産業界等社会からの意見を踏まえ、更なる教育改善に繋げるように教育推進室において分析、検討を続けていく。

全学的・組織的な自己点検・評価活動の一環として、大学及び大学院の学生を対象として、2005 年度より 4 年に 1 回「在学生満足度アンケート」を実施してきた。教育内容や学生生活に対する在学生の満足度を把握して課題を明らかにするとともに、改善に向けた施策検討のための基礎資料としている。2017 年度に実施した第 4 回の在学生満足度アンケートは、外部業者に調査結果の集計と分析を依頼して調査結果報告書として大学 Web サイトで公表しており（資料 4-47【ウェブ】）、「在学生満足度アンケート調査の分析と FD への活用」を内容とする教職員を対象に研修会を 2018 年に実施した（資料 4-48）。また、点検・評価項目⑥で記述の「卒業生アンケート」は、在学時の学びが卒業後にどのように生かされているのかという観点から本学の教育課程の適切性を点検・評価して教育及びキャリア支援の改善をはかるための資料としている（資料 4-36【ウェブ】）。なお、「在学生満足度アンケート」は他のアンケートと内容が一部重複するため、本来実施する予定であった 2021 年度は実施していない。ただし、2021 年度は「卒業時アンケート」を別に実施する予定である（資料 4-49）。

教務システムの適切性及び客観性を担保できるように外部評価を実施している。この外部評価は 2017 年度より実施し、2020 年度で 4 回目となる。さらに、2020 年度は大学全体としての内部質保証の状況を検証するための外部評価を実施し、教育課程の適切性に関しても検証を行っている。例えば、外部評価委員との意見交換から、文学部の卒業認定・学位授与の方針の再考を検討する必要が出た。これを受けて、文学部の DP の再検討とともに、完成年度を迎えた社会学部・教育学部でも再検討の作業を進めている。その際、研究科の修士論文ルーブリックを参考にしながら、卒業研究のルーブリックとの整合性の検討を進めている。

### 【有効性及び適切性の判断】

以上のように、本学は大学、研究科ともに教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果として点検・評価項目②の研究科での教育課程編成・実施の方針の策定、点検・評価項目④の CAP 制の修正、点検・評価項目⑤の研究科での GPA 活用の推進、及び修士論文のルーブリックの策定、点検・評価項目⑥の学部での学修成果測定指標の検討、及び研究科でのアセスメント・ポリシー策定の改善へとつ

ながっている。また、全学的な立場で本学の内部質保証のためのデータ収集を行う IR 室（第 2 章「内部質保証」参照）が主体となり実施している、授業評価アンケート・卒業生アンケートと学部や大学院が独自で行っているアンケートを包括的に分析していくことで、更なる改善・向上の取組を実施していく予定である。このように、改善・向上に向けた取組が継続して進められていると判断できる。授業内容とシラバスとの整合性についての有効性や適切性については点検・評価項目④を参照されたい。

## （2）長所・特色 （意図した成果が見られる（期待できる）事項）

教育推進室において、「学習支援に関する取組みの意見聴取会」を実施し、学習支援の運営及び活動に関して第三者評価の機会を設けた。2016 年度は、地元企業から 1 名、他大学において学習支援の取組を担っている 3 大学の教員 3 名の計 4 名の評価者による体制で実施した。2017 年度以降は、産業界からの意見を取り入れるために地元企業からの参加者 2 名とし、1 名増員した。2018 年度からは、学習支援及び授業の改善を進めるため、新たに学生の代表者 1 名を評価者に迎え実施し、2020 年度についても同様の体制で実施をした。

意見聴取会では、教育推進室が中心となって実施する学習支援の取組、学修成果可視化の取組（学修行動調査の実施・分析）の成果報告を行い、評価者からの意見聴取や相互のディスカッションを行った。その後、教育推進室ではこれら評価者からの客観的意見を基に、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に関して「学修行動調査」をもとに具体的な検証を進め、改善に取り組むことができた。結果として、2018 年度より語学教育が中心となる文学部国際文化学科、及び国際学部国際文化学科に対応する教育課程編成・実施の方針として変更することができた（資料 1-9-1 pp.12～18、資料 1-9-2 p.14）。

「学修行動調査」は、学生の学修経験の把握や単位認定や卒業判定とは別に、学生本人が本学における学修経験を通してどのような力が身についたと感じているかを把握し、教育改善に役立てることを目的としている。こうしたアンケート調査はあくまで学生の主観的評価に留まっている。そのため、2019 年度から、本学における教育の成果や効果について、産業界等からの客観的評価を得るために、企業採用担当者に向けた卒業生に関するアンケート調査を実施した（資料 4-38）。学生と産業界等の双方向から得られた結果を比較・分析することで、本学学生の強みと弱みを把握することができる。そのため、人物養成に対する産業界等社会からの意見を踏まえ、更なる教育改善に繋げるように教育推進室において分析、検討を続けている。

研究科では修了要件で必要としている区分に記載している科目が実際の開講科目表では別の区分に配置されているなど、わかりにくいとの指摘が以前の点検・評価であった。これについて 2019 年度に大学院運営委員会において検討した結果、2020 年度より修了要件で必要としている区分と科目の区分とを一致させるよう、4 つの課題に対して取り組んだ。

その 1 つ目としては、教育課程編成・実施の方針のカリキュラム・マトリックス制定である。マトリックスの作成は、2020 年度に大学院運営委員会において検討し、大学運営会議において審議の上、2021 年度より導入した。さらに 2021 年度のシラバス作成時からマ

トリックスをシラバスに組み込み、先行的に運用し、2021 年度の履修要項に掲載して本格的な運用を開始することができた。

2 つ目として、GPA 制度導入を行った。従前からの学部における活用状況を参考に、① 修学に問題がある学生の把握と履修指導に用いて面談の際の参考にすることと、② 奨学金への出願の目安と奨学生選考の基準として導入することを、大学院運営委員会、学生支援委員会学生支援部部会（奨学金に関係して）において検討を行い、大学運営会議において決定した。2021 年度より履修要項に掲載して本格的な運用を開始している。

3 つ目には、大学院の学習成果の測定のための、修士論文のルーブリックの策定である。ルーブリックは 2020 年度に、大学院運営委員会において作成作業を行い、2021 年度からの導入に向けて策定した。ルーブリックは、DP1～4 に対応した 7 つの評価観点ごとに 5 段階の到達目標を定めており、2021 年度からは「修士論文 評価基準」として活用している。これによって修士課程の学修の到達点である修士論文において卒業認定・学位授与の方針がどのように評価されるかが、これまでに以上にわかりやすい形になっている。また、ルーブリックを 2020 年度の後期に、修士論文の口頭試問において試問担当者に配付し先行的な運用をはじめた。これらの運用をした担当者の意見をもとに今後もルーブリックのブラッシュアップを行い、2021 年度は本格的に運用している。

そして 4 つ目として、もう 1 つの大学院の学習成果の測定を行うための学修行動調査の実施があげられる。大学院学修行動調査は、2020 年度に大学院運営委員会において学修行動調査シートを作成し、2020 年度後期末に第 1 回の大学院学修行動調査を実施した。この結果を大学院運営委員会において検証し、学部同様に学位授与の方針に定めた能力がどの程度身についたかを各専攻で共有して今後の学習成果の測定を行う基礎資料とするとともに、これをモデルケースとして学部においても同様の検証過程を検討していく。

### （3）問題点 （改善すべき事項）

「学修行動調査」の公開はしているが、企業人事担当者に向けて実施した卒業生に関するアンケート調査の結果は、学生へ開示していない。進路決定の参考とできるよう、企業より得られたアンケート調査結果の学生への開示を検討する必要がある。また、学生の主観的評価と企業人事担当者による客観的評価を比較した結果をもとに現行の卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針や教育課程の検証までには至っていない。今後も継続した検討が必要である。

2020 年度の外部評価では、「＜卒業時に身につけておくべき能力（教育研究上の目的）＞ のⅠ．全学共通開講科目（共通基礎科目・現代総合科目）とⅡ．各学部開講科目（学科専門科目）の（1）文学部の記述が全く同文である。複数学部化以前は一体であったという経緯もあるのかもしれないが、現段階では違和感を覚える。全学共通開講科目と文学部開講科目で、伸長・獲得すべき能力の差がないということなのか、文学部の「専門性」がどのような力として発揮されるのかが見えない。」「文学部に関しては、単科大学時代以来の学科ごとの特色も重要であるが、複数学部となった現在では、各学位課程にふさわしい授業科目の開設という点で、社会学部、教育学部と比較して、学部全体としての特色が見え

にくくなってしまっている。」との意見があった。この点に関しては 2021 年度に教育推進室において改善に向けた検討を行っており 2022 年度には改正案をまとめ、2023 年度には新しい卒業認定・学位授与の方針（DP）の制定を目指す。さらにその先としてポリシーに基づいたディプロマサプリメントの策定を行い、結果を指導教員と学生に提示し教育効果の向上も目指したいと考えている。

2021 年度は、文学部と並行して社会学部、教育学部、国際学部でも卒業認定・学位授与の方針の見直しを行った（なお、国際学部は開設 1 年目であるため、再確認が中心となる）。それに合わせて、全学的な卒業研究ルーブリックだけではなく、学部の専門性に対応させたルーブリックの検討に着手した。2022 年度は新たな卒業認定・学位授与方針に対応したルーブリックの試験的な運用を開始していく。それと同時に、卒業認定・学位授与の方針に定める能力を観点別にみるための指標の再検討を行う。

#### （４）全体のまとめ

教育課程・学習成果に関する点検・評価項目①～⑦について、本学では基本方針や計画が適切に定められ、概ね順調に実行されていることが確認できる。卒業認定・学位授与の方針は、文学部・社会学部・教育学部・国際学部と研究科のそれぞれの課程において適切に定められている。それに沿った教育課程編成・実施の方針についても、授与する学位ごとに適切に設定されている。また、それらの方針は『大谷大学要覧』、『履修要項』及び大学 Web ページ「各種方針」に明示され、広く社会に公表されている。それらの方針に基づいたカリキュラムは、4 学部と研究科のそれぞれの課程において、基本的に順次性と体系性への配慮が認められる編成となっている。本学で開講されている多くの授業において、フィールドワークやグループワークなど、学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための様々な措置がとられており、FD 活動等を通じて更なる改善も図られている。成績評価、単位認定、進級判定、卒業・修了判定は、全て学則をはじめとする関係規程に定められ、法令・規則に則って適切に行われている。

自己点検・評価活動を通じて、特に教育課程の編成と学習成果の評価方法について今後改善していく必要のある課題が明確になっており、教育推進室を中心にそれらに対応する取組が進みつつある。

## 第 5 章 学生の受け入れ

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受入れ方針の適切な設定及び公表、並びに求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法の明示

独自評価視点：障がいのある学生の受入れ方針の明示

#### 【方針の設定と公表】

本学では、卒業認定・学位授与の方針（DP）及び教育課程編成・実施の方針（CP）を踏まえた「入学者受入れの方針」（AP）を文学部、社会学部、教育学部、国際学部、大学院文学研究科でそれぞれ設定しており、2015 年度入試から（社会学部・教育学部は開設年度の 2018 年度から、国際学部は開設年度の 2021 年度から）は、『入学試験要項（願書）』『入試資料』（資料 5-1）に記載し、周知している。大学 Web サイト上でも公表しており、自由に閲覧できるようにしている（資料 2-9【ウェブ】、基礎要件確認シート 15）。また教職員には、教授会及び部課長会議、助教連絡会で説明の上、報告し共有している。

#### 【判定方法の明示】

これらの入学者受入れの方針は、〔知識・理解〕〔思考・判断〕〔関心・意欲〕〔技能・表現〕などの受験生に求める意欲や技能、関心などを(AP1)～(AP4)として明記し、各種入学試験制度のねらいに応じて、該当する項目を一覧表にして公表している（資料 5-1～6）。

#### 【障がいのある学生の受入れ方針の明示】

障がいのある学生の受入れに関しては、入学制度委員会が中心となって「障がいのある学生の受入れ方針」を作成し、内部質保証推進の責任組織でもある大学運営会議で審議して決定している。その後、教授会及び部課長会議、助教連絡会で説明の上報告し、教職員で共有するとともに大学 Web サイト上で学外に向けて公表している（資料 5-7）。

#### 【有効性や適切性の判断】

大学 Web サイト及び『入学試験要項（願書）』『入試資料』等において、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえた文学部、社会学部、教育学部、国際学部、大学院文学研究科の「入学者受入れの方針（AP）」を公表しており、同様に障がいのある学生についても、「障がいのある学生の受入れ方針」を策定・公表している。

その結果、入学前の学習歴、知識水準及び能力など本学が受験生に求める学生像を理解した学生の受入れが可能になっているとともに、それぞれの学部での「学び」がより明確に公表されたことで、本学での学びに適性のある志願者の獲得に繋がっている。また、例年数名の障がいのある学生が志願をしていることから「障がいのある学生の受入れ方針」

の公表が、学生の入学後の学びに関わる不安を払拭するとともに、スムーズに本学での「学び」に向き合うための適切な方策となっていると判断できる。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点3：公正な入学者選抜の実施
評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

### 【入学者選抜制度の設定】

本学の入学試験は、多様な特性を持った学生を選抜できるよう、各学科において複数の入試方式を導入している。学生募集に関しては、大学案内やその他のパンフレットの作成、各種進学情報媒体への記事掲載、オープンキャンパスの開催、高等学校内ガイダンスの実施、高等学校訪問を行っている。広報の内容については、大学の理念を十分に伝えることができるように内容を毎年検証して実施している。

また、障がいのある学生の受け入れについては、障がいのある学生の受け入れ方針に基づき、事前に「障がいについての予備調査シート（インテークシート）」（資料 5-8）を作成して面談を行い、入学試験時の配慮を行っている。配慮内容は大学入学共通テスト時の要項である『大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト 受験上の配慮案内』（資料 5-9）の配慮内容を原則として、論述試験等、本学特有の制度に合わせた配慮内容を大学運営会議で決定し実施している。

点検・評価項目①で既述のとおり、文学部、社会学部、教育学部、国際学部の入学者受け入れの方針は、(AP1)～(AP4)の項目に分類し、これらの方針に基づいて入学試験を実施している。学部第1学年入学のための入学試験制度は、アドミッション・オフィス入試、公募制推薦入試、指定校制推薦入学制度、一般入試〔第1期〕・〔第2期〕、一般入試〔大学入学共通テスト利用入試〕前期・後期である。各入学試験制度では以下の内容で判定を行っている。

入試制度		判定方法（科目）
アドミッション・オフィス入試 （以下、「AO入試」）		<第1次審査>小論文、書類審査、セミナー <第2次審査>セミナー、面接
公募制推薦入試	A方式	高等学校の全体の学習成績の状況（評定平均値）、小論文
	B方式	高等学校の全体の学習成績の状況（評定平均値）、英語、国語

指定校制推薦入学制度		課題図書の前読、小論文、面接
一般入試 [第 1 期]	3 教科型	英語、国語、地歴・公民（世界史、日本史、現代社会）・数学から 1 教科選択
	2 教科型	英語、国語
一般入試 [第 2 期]	2 教科型	英語、国語
一般入試 [大学入学共通テスト 利用入試] 前期	3 教科型	外国語、国語、地歴・公民・数学から 1 教科 選択
	2 教科型	外国語、国語
一般入試 [大学入学共通テスト 利用入試] 後期	2 教科型	外国語、国語

各入試制度の実施にあたっては、試験の透明性を確保するため、入試情報の公開を積極的に行っている。まず入学試験終了後に問題冊子の持ち帰りを認めている。入学試験結果（合否・得点）については、暗証番号を設定した情報公開システムにより個人宛てに公開するとともに、進路指導の必要上、高等学校への開示も行っている。ただし、個人情報保護には十分な配慮が必要であるため、高等学校への開示は本人にその可否を確認の上行っている。また、入学試験ごとの志願者数・受験者数・合格者数・入学者数、入学試験・学科ごとの合格最低点・平均点等を公表し（資料 5-1-8）、透明性と信頼性の確保に努めている。

遠方からの受験生へ便宜のために、一部の入学試験で学外試験場を設けている。公募制推薦入試では 6 会場（京都・彦根・草津・守山・大阪・神戸）（2021 年度は 1 会場増設）、一般入試 [第 1 期] では 8 会場（東京・金沢・名古屋・彦根・大阪・神戸・広島・高松）（名古屋・彦根・大阪は 2 日、他は 1 日）、一般入試 [第 2 期] では 3 会場（名古屋・彦根・大阪）に学外試験場を設置した。

COVID-19 予防対策として、学外試験会場の設置は、感染が拡大する中での受験生の移動の負担を軽減することにもなった。また、2022 年度入試では COVID-19 の感染や濃厚接触者となったことにより受験ができなかった受験生に対して、一般入試 [第 1 期] から一般入試 [第 2 期] への振替受験、一般入試 [第 2 期] が受験できなかった場合の追試験の設定といった受験機会の確保の方策をとった。また、COVID-19 の影響により受験できなかった受験生への入学検定料の返還も行った。

第 1 学年への入試制度以外にも、学部第 3 学年への編入学制度として、一般編入学、推薦編入学、外国人推薦編入学、社会人編入学の各入学試験制度を設け、多様な学生を受入れるため、以下の内容で判定を行っている（資料 5-10）。

入試制度	判定方法（科目）
一般編入学試験	英語、小論文、面接
社会人編入学試験	小論文、面接

推薦編入学制度	面接
外国人留学生推薦編入学制度	日本語、面接

大学院文学研究科については、入学者受入れの方針に基づき、以下の入学試験制度を設けて判定を行っている。

入試制度	課程	判定方法（科目）
一般入試（秋季試験）	修士	専門、面接
一般入試（春季試験）	修士	専門、面接
	博士後期	外国語、専門、面接
社会人入試	修士	小論文、面接
外国人留学生入試	修士	日本語、専門、面接
	博士後期	
指定校制推薦入試	修士	提出書類（論文概要を含む）、面接

大学院社会人入試による入学者を対象として、職業を有すること等の事由により修業年限で修了することが困難な者に、標準修業年限を超えて計画的に履修することを認める長期履修学生制度を設けている。3年ないし4年の計画的な履修を認めるとともに、2年間の学費等の総額を許可された履修期間で納入することを認めている（資料 5-11）。

入学者選抜を公正に実施するための体制として、入試制度ごとに入学センターが取りまとめた「実施概要（案）」を内部質保証推進の責任組織である大学運営会議（第10章第1節「大学運営」点検・評価項目②で詳述）に提出し、入試関係日程、入試時間割、入試実施体制、関係者の出勤体制、試験問題の搬入や配付係、採点体制、事故対策体制、受験上の配慮者の確認、その他の特記事項など、入学試験実施にかかわる諸事項について、ミスがおこる危険性がないか、実施体制として不十分な箇所がないかについて確認し、受験生が安心して受験できる公正な環境を確保することに努めている。

入学試験当日は、試験の実施にあたって、公正に執り行われているか、受験生に不利益が発生していないか、試験スケジュールの進行などを確認し、問題が発生した場合のスムーズな意思決定を行うために「入学試験実施本部体制」をとっている（資料 5-12）。入学試験実施本部の委員は、学長を委員長＝責任者とし、学監・副学長、学監・事務局長、入学センター長並びに当該入学試験を執り行う学部長及び大学院文学研究科長、企画・入試部事務部長、大学運営会議構成員の教育職員から若干名を入学試験ごとに学長が指名している。また、学長より入試問題作成を委嘱された「入学試験実施委員」が、試験直前の最終校閲、及び試験実施中の受験生からの質疑に応答するとともに、試験後の採点を担当する。

また入試問題の作成段階から、入学試験の実施、採点にいたる一連のプロセスを統括する「総括委員」を置いている。総括委員は本学教育職員のうちから学長が若干名を任命し、問題作成者間の調整、問題の内容確認など、過誤発生を防止し、公正に入学試験が実施で

きるように監督している。

入試制度の検証・改善・策定は、後述する入学制度委員会において厳正に審議され、大学運営会議に上程し決定する（資料 5-12～資料 5-14、資料 2-12）。入学制度委員会は、入学者受入れの方針、入学制度、入学者の選考、学生募集広報の各事項について検証し、改善案を策定することを目的に設置している。入学制度委員会の構成は、入学センター長、学監・事務局長、大学院文学研究科長、企画・入試部事務部長、入学センター課長、教授会及び大学院委員会から学長が委嘱した教育職員で構成しており、委員長は入学センター長がこれに当たっている。このうち、教授会からの委嘱委員については、2021 年度より複数学部での入学者受入れの方針に基づく入学制度を検討するため、文学部、社会学部、教育学部及び国際学部の各学部の教育職員から任命した。

### 【有効性や適切性の判断】

卒業認定・学位授与の方針（DP）及び教育課程編成・実施の方針（CP）を踏まえた「入学者受入れの方針」（AP）を定めている。あわせて入試制度の整合性・適切性が図れるよう入学制度のねらいに応じて区分して公表している。これらの方針及び区分は、学内で共有するとともに、広く学外に公表されており、公正な入学試験が実施されていると判断できる。また入学者選抜を公正に実施するための体制を整えるとともに、学生募集及び入学者選抜の適切性について、入学制度委員会で検証する体制を整えている。以上のように、本学では入学者受入れの方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っている。

点検・評価項目③ : 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1 : 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- < 学士課程 > ・ 入学定員に対する入学者数比率
  - ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
  - ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応
- < 修士課程、博士課程、専門職学位課程 >
  - ・ 収容定員に対する在籍学生数比率

### 【入学定員・収容定員】

大学全体及び各学科の入学者数、在籍学生数と入学定員・収容定員の適正な管理が行われるよう、学長会が全学的な視野に立ち、学科・専攻ごとの入試制度別合格者数原案を策定している（資料 2-12）。その原案を、学科主任会議や教授会・大学院委員会で諮り慎重に合否判定を行っている（資料 5-15、資料 5-16、資料 5-17）。

学部・学科、研究科・専攻ごとの適切な入学定員・収容定員の設定については、入学制度委員会で検証するとともに、大学運営会議、教授会・大学院委員会に諮り、学長が決定する（資料 5-12、資料 5-13、資料 5-14）。

大学（学部）の定員管理状況について、過去 5 年間の平均入学定員充足率及び 2021 年度の収容定員充足率において、改善課題とされる 1.25 以上の超過又は 0.90 未満となった学部・学科はなく、定員は適切に管理されているといえる（大学基礎データ表 2、表 3、基礎要件確認シート 16）。

過去 5 年間の平均入学定員充足率で 1.00 を下回った学科は、文学部真宗学科（0.94）である（資料 5-18）。また、2021 年度の収容定員充足率で 1.00 を下回った学科は、文学部仏教学科（0.98）、文学科（0.98）、社会学部コミュニティデザイン学科（0.98）、教育学部教育学科幼児教育コース（0.99）である（資料 5-19）。学科ごとの特性を考慮した上、次年度以降の学生募集の課題とする。

2021 年度をもって完成年度を迎えた社会学部の収容定員充足率は、現代社会学科「1.00」、コミュニティデザイン学科「0.98」、同じく完成年度を迎えた教育学部教育学科初等教育コース「1.06」、幼児教育コース「0.99」となっている（資料 5-19）。

仏教学科の定員管理については、2020 年度時点で収容定員充足率が改善（2018 年＝1.25→2020 年＝1.15）していたが、2021 年度の入学定員充足率が「0.64」と落ち込んでおり、今後の学生募集上の課題となることが考えられる（資料 5-18、資料 5-19）。

また、2021 年度まで文学部国際文化学科の収容定員の超過傾向があったため、編入学定員の管理が課題となっていたが、2021 年 4 月に入学定員を 90 名から 100 名に増やした上、国際学部国際文化学科へと発展改組したことにより、今後は新学部での定員管理が必要となる。国際学部国際文化学科の初年度の入学定員充足率は「1.03」であり、適正であるが、編入学の制度については現時点で未定であり、今後の収容定員の管理の課題となる（資料 5-18、資料 5-19）。

入学定員については、過去 5 年間の平均で改善課題となる学科はないものの、2021 年度においては学部全体の入学定員 768 名に対して入学者は 763 名となり、定員割れを起こしている。入学者の減少は今後の大学全体の動向への影響が大きく、改善が必須であると認識している（資料 5-18、5-19、大学基礎データ表 2）。

大学院文学研究科における 2021 年度の収容定員充足率は、修士課程「0.36」、博士後期課程「0.52」となっており、収容定員の充足はできていない（資料 5-19、基礎要件確認シート 16）。そのため、2020 年度から大学院運営委員会を中心に検討が進められている大学院再構想では、2022 年度より研究科名を人文学研究科へと名称変更し、仏教精神を基礎とする人間教育及び人間と人間社会の諸問題の追究という大学院での教育・研究内容を研究科名に明確に打ち出すこととした。また、2021 年度から進学希望者に対してオープンキャンパスで説明会・相談会を実施し、教育内容や在学生・修了生の実態、修了後の進路の可能性などの情報を直接提供することにより、進学動機を高める機会を設けた。こうした改善努力が、入学・収容定員の充足として結実することを期待する。

### 【有効性や適切性の判断】

学部・学科における過去 5 か年の入学定員充足率・収容定員充足率の平均は、文学部真宗学科・仏教学科・哲学科、教育学部教育学科幼児教育コースで若干収容定員を下回っているが、適正の範囲である。入学定員においては、過去 5 年間の平均では問題はないものの、2021 年度において学部全体の定員を割ったことは大きな課題である。一方で、大学院

文学研究科においては、ほとんどの専攻において入学定員、収容定員を充足できていないが、前述のとおり改善への対策も取っているため、適切な対応がなされているといえる。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

### 【入学者選抜制度の検証】

大学及び大学院における学生募集及び入学者選抜の定期的な検証は、入学制度委員会が行っている（資料 5-14）。

学部の入学試験については、入学センターがまとめた各種統計データをもとに、入試実施翌年の 5～6 月に検証し、次年度に向けた強化施策・改善事項を取りまとめる。特に一般入試〔第 1 期〕の 3 教科型は、地歴・公民、数学から 1 教科選択制のため、教科間で平均点に差が生じやすい。入試問題作成上、教科間の難易度調整の有無を検証するため、2021 年度入試の結果を用いて、教科別、学科・コース別に教科得点を分析した。また、社会学部・教育学部では 2021 年度が完成年度となることから、2018 年度～2021 年度入試の 4 か年分について、全学科・コースの志願者・合格者・入学者の各人数を比較・参照し、2023 年度入試の適正な募集人員を検討した。2015 年度入試から（社会学部・教育学部は開設年度の 2018 年度から、国際学部は開設年度の 2021 年度から）は、入学者受入れの方針に基づいた学生募集と入学者選抜が公正かつ適切に実施出来ているかについても検証している。次年度に向けた強化施策・改善事項については、大学運営会議で審議の上、教授会で報告・共有を行っている。

大学院においては、入学センターがまとめた各種統計データをもとに、入試実施翌年の 5～6 月に検証し、次年度に向けた強化施策・改善事項を取りまとめる。入学者受入れの方針を 2013 年 6 月に一新したことを受け、2014 年度入試からは、方針に基づいた学生募集と入学者選抜が公正かつ適切に実施出来ているかについての検証も合わせて行っている。次年度に向けた強化施策・改善事項については、大学院運営委員会に諮り、大学運営会議に上程・決定し、大学院委員会で報告・共有を行っている（資料 4-41）。

入学者選抜の適正な実施については、学長から任命された総括委員が各種入試問題の作成段階から実施段階にいたるまでを統括している。学生募集については、入学センターが実務担当部署として募集計画を立案し、入学制度委員会において協議を行った上で、大学運営会議において審議し、計画に基づいて実施する。これらが公正かつ適切に実施されているかについての検証は、入学制度委員会において毎年行っている。

### 【入学者選抜制度の改善】

入学制度委員会での検証により、入試制度の改善や新設、入試制度ごとの適正な募集人員の設定、受験資格の改善を毎年行ってきた。まず、2021 年度入試から総合型選抜として

新たに実施した AO 入試では、入学制度委員会を中心に各学科・コースからの意見を集約し、選抜方法及び合否判定基準の妥当性について検証を行った結果、2022 年度入試では、第 1 次・2 次審査ともに、学科・コースの特性を受験生に明示する目的から、学科・コースごとに配点を設定した。指定校制推薦入学制度については、入学制度委員会及び教育学部教育学科初等教育コースを中心に、当該学科卒業生の小学校教諭採用試験結果に基づき、質の高い学生を確保するという観点から、2022 年度入試より指定高等学校卒を追加した。

また、2018 年度に公表した「学科の目標・学科が求める学生像」について、2020 年度に改定を行い、『入試資料』及び大学 Web サイトで公表した（資料 5-20【ウェブ】）。

一方で、「入学者受入れの方針」が、「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学生の送り出しにつながっているかどうかも含めて、入学制度委員会で実施している現行の検証を更に進める必要がある。1 つの試みとして、教育推進室で行っている在学生の入学試験制度別の GPA の検証に加え、小学校教諭採用試験合格という卒業時点の目標が明確な教育学部教育学科初等教育コースの在学生全員を対象に、入学試験制度と 2021 年度前期 GPA との関連性を分析し、学年ごとの課題を詳細に検証した（資料 5-21）。今後は IR 室とも共同で、「在学生満足度アンケート」（資料 4-47【ウェブ】）、「学修行動調査」（資料 4-35【ウェブ】）、及び指定校制推薦入学制度で入学した学生についての指導教員へのアンケート（資料 5-22）等の各結果を踏まえ、「入学者受入れの方針」と「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」との連環についての全学的な検証が必要である。

### 【有効性や適切性の判断】

大学及び大学院における学生募集及び入学者選抜の検証、入学者受入れの方針に基づいた学生募集と入学者選抜が公正かつ適切に実施出来ているかについての検証については、毎年入学制度委員会において実施されており、その結果は大学運営会議で審議される。その過程で出てきた改善事項については、大学運営会議での審議を経て、教授会において共有され、次年度の学生募集等に反映されている。また、総括委員により各種入試問題の作成段階から実施段階にいたるまでの統括が行われており、本学での入学者選抜は厳格に実施されている。今後は、「入学者受入れの方針」と「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」との一体性について継続して検証する必要がある。

学生募集計画については、実務担当部署である入学センターが立案し、入学制度委員会において協議する。その後、大学運営会議において決定し、その計画に基づき学科と事務部局が協同して実施する。また、その学生募集が適正に行われたかについては、入学制度委員会において確認、検証される。

## （2）長所・特色 （意図した成果が見られる（期待できる）事項）

AO 入試については、判定基準の透明性を確保すること、学科・コースの特性を受験生に明示することを目的に、第 1 次審査の小論文とエントリーシートの各配点を学科・コースごとに設定し、公表した。また、AO 入試では学科とのマッチングがとりわけ重視されるため、受験生に対して、「学科が求める学生像」が明記された『入試資料』・『入学試験要

項（願書）』・大学 Web サイトを十分に確認した上で受験に臨むよう、オープンキャンパスでの各学部長による学部・学科説明を新たに設けるなどして、周知を徹底した。受験生にとって AO 入試対策がより明確になったことから、志望する学科・コースの学びを十分に理解した受験生を獲得することができた。

COVID-19 の影響もあり、受験行動が早期化する中、入試スケジュールの前半に実施される、論述の問題を含む AO 入試、公募制推薦入試、指定校制推薦入学制度を志願する受験生向けに、3 月及び 7 月のオープンキャンパスでは新たに小論文対策講座を開催し、希望者には小論文の添削指導も行った。また、高大連携事業の人間教育プログラムにおいても、前年度の指定校制推薦入学制度の課題図書を用いた小論文講座を夏休みに開催し、丁寧な事前・事後指導を行った。これにより、AO 入試、指定校制推薦入学制度での小論文課題への対策が進み、課題文に対する高い読解力と論文作成力を備えた受験生を集めることができた。

また、公募制推薦入試 B 方式や一般入試の教科型の入試についても、オープンキャンパスで入試対策講座を開催するなど、教科型での受験を目指す受験生に対応する講座も持った。

大学院の入学定員の確保に向けた改善策として、2022 年より人文学研究科への名称変更に合わせて、大学院での研究・教育活動の内容を進学希望者に明示し、進路選択支援を精力的に行った。具体的には、オープンキャンパスで説明会・相談会を開催し、在学生・修了生の実態、経済的支援、修了後の進路の可能性などの大学院情報を進学希望者に直接提供することにより、進学に伴うキャリアプロセスへの不安を低減し、進学動機を高める機会を設けた。また、本学 Web サイトのリニューアルに伴い、大学院情報のコンテンツが見やすく整理されたことにより、2022 年度大学院入試では、各専攻で社会人や留学生などの多様な受験生を集めることができた（資料 5-23）。

一般入試〔第 2 期〕では、COVID-19 への対応として、感染症等の理由で一般入試〔第 1 期〕を受験できなかった出願者への振替受験、入学検定料の返還など、受験生への配慮を行った。

### （3）問題点 （改善すべき事項）

点検・評価項目④に既述のように、社会学部・教育学部の完成年度に合わせ、2018 年度～2021 年度入試の 4 か年分について、全学科・コースの志願者・合格者・入学者の各人数推移を比較・参照し、2023 年度入試の適正な募集人員を検証した。その結果、一部の入試制度において志願者数の大幅な減少が認められた。これについては、COVID-19 による受験行動の早期化や出願校数の絞り込み、他大学と併願しやすい教科型入試への人気等が原因と推測されるが、現在の社会情勢の大きな変化に伴う一時的な受験動向であるかの見極めが重要である。入学者選抜に携わる学内の各委員会だけでなく、高等学校の進路指導部への聞き取り等も重ね、マクロ的な視点も含めた受験動向の分析及び入学者選抜制度の検証を継続して行っていく必要がある。

入学定員については、点検・評価項目③で記載したとおり、過去 5 年間の平均で改善課

題となる学科はないが、定員未充足についての対策・改善が必須である。本学の場合、オープンキャンパス来場者からの出願率が比較的高いことから、2022年度は、オープンキャンパスの更なる強化に注力し、入学定員確保を目指す。具体的には、開催開始時期の前倒しと実施回数増により、受験行動の早期化に対応する。また、午前・午後の2部制にし、受験生の来場機会の増加を図る予定である。

大学院では、修士課程・博士後期課程とも全専攻で過去5年間のほとんどの年度で定員を確保できていないが、大学院の入学定員の確保に向けた改善策として、2020年度から検討が始まった大学院再構想により、学生の大学院への興味・関心を高めるための取組が進められている。具体的には、大学院関連情報（研究・教育活動、経済的支援、キャリア支援等）の提供をはじめ、大学Webサイトでのロールモデル紹介や、博士後期課程学生の育成プログラムとして2022年度から開講予定のプレFD科目など、新たな取組も予定されている。この入学定員充足対応は、中長期的な視点で学内関係組織が一体となって推進する必要がある。また、適正規模への定員の見直しでは、社会学専攻修士課程を2019年度に廃止し、社会学専攻博士後期課程は、在学生がいなくなった時点で廃止（2022年3月文部科学省への届出提出予定）を予定しているため、大学院全体としての定員充足率の改善がみられることが期待できる。

#### （４）全体のまとめ

2021年度から4学部体制となり、学部ごとの入学者受入れの方針と入学後の学びとの関連は重要な課題となっている。入学試験制度と入学後の学びの状況を関係づけて検証する取組は点検・評価項目④に記載したように、すでに着手しはじめている。入学試験制度と入学後の学びの状況を検証し、その検証結果をもとに入学試験制度の点検と整備をより強く進めていく必要がある。

入学定員、収容定員の管理については、学部においては学科ごとの課題はあるものの概ね適正に管理されている。大学院については定員未充足の課題があるが、改善の方策も取られている。継続した課題はあるが、公正に入学試験を実施し、入学定員の確保に努めているものと評価している。

## 第 6 章 教員・教員組織

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学として求める教員像の設定と明示

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点 2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

#### 【大学として求める教員像の設定と明示】

大谷大学では、「仏教の精神に則り、人格を育成するとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、広く世界文化に貢献する」という目的に基づき、文学部（学位：学士（文学）を授与）、社会学部（学位：学士（社会学）を授与）、教育学部（学位：学士（教育学）を授与）、国際学部（学位：学士（文学）を授与）からなる教育・研究組織を運営することを踏まえ、建学の理念への理解、教育活動に対する責任感の涵養、研究、地域連携・社会貢献、教職協働、大学運営への主体的・協力的な参加を内容とする 6 項目を内容とする「大学として求める教員像」を策定し大学 Web サイトに公表している（資料 6-1）。

また大谷大学大学院では、「仏教の精神に則り、仏教並びに人文・社会に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与する」という目的に基づいて文学研究科を設置し、建学の理念への理解、担当分野における研究業績に裏付けられた教育研究上の指導力、学生の関心と能力に応じた指導力、専門分野等の進展に寄与する継続的な研究活動、研究成果の地域・社会への還元、教職協働、大学運営への主体的・協力的な参加を内容とする 7 項目を内容とする「大学として求める教員像」を策定し大学 Web サイトに公表している（資料 6-2）。

#### 【教員組織の編制に関する方針】

教員組織の編制については、大学及び大学院ごとに方針を定め、その方針の中で各学部、研究科（修士課程及び博士後期課程）の方針を明記している（資料 6-1、6-2）。

大学においては、大学設置基準に準拠した教員配置を遵守することはもちろんのこと、卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）等の各種方針に沿って、学位を授与するために必要な教員組織を整備することとしている。また「大学として求める教員像」を踏まえるとともに、各学部・学科の教育研究特性を考慮し、教員の年齢構成や性別、国際性にも配慮することとし、主要科目の専任教員による担当や各組織内での教員間の連携・役割分担などについて、教員組織の編制上の方針として大学 Web サイトに公表している。また大学院においても、大学院設置基準に準拠した教員配置を遵守するとともに、学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）等の各種方針に沿って、大谷大学大学院担当教育職員審査基準（資料 6-3）に適い、国際的な広がりや年齢構成

及び性別に配慮し、本学大学院が学位を授与するために必要な教員組織を整備することとしている。その上で、教員組織が備えるべき学生を育成する研究水準及び教員間の連携・役割分担等について、修士課程、博士後期課程ごとに定めている。

### 【有効性や適切性の判断】

以上のとおり、大谷大学及び大谷大学大学院では、理念や目的に基づき、建学の理念への理解、担当分野における研究業績に裏付けられた教育研究上の指導力、学生の関心と能力に応じた指導力、教職協働、大学運営への主体的・協力的な参加などを内容とする「大学として求める教員像」を策定し大学 Web サイトに公表している。また大学設置基準及び大学院設置基準の教員配置に準拠し、学部学科及び研究科専攻の教育研究特性を考慮し、教員の年齢構成や性別、国際性にも配慮することを明示している。大学及び大学院の教員像及び教員組織編制方針の内容は必要な項目が記載されている点で適切である。また、教授会・部課長会議・助教連絡会を通じて、教職員へ周知している点（資料 2-7）、及び大学 Web サイトに公表している点（資料 2-9）も適切と考えている。

点検・評価項目② : 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1 : 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2 : 適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

### 【大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数】

点検・評価項目①で既述した「大学として求める教員像」「教員組織の編制に関する方針」を踏まえ、学校教育法並びに大学設置基準及び大学院設置基準に準拠して適切に専任教員を配置している。

2021年度の大学においては、教授 58 名、准教授・講師・助教あわせて 58 名の計 116 名を配置し、各学部・学科に求められる大学設置基準上の配置基準を満たしている。また大学院においても、例えば修士課程では、研究指導教員 28 名（うち教授 25 名）、研究指導補助教員 13 名を配置しており、修士課程・博士後期課程ごとに大学院設置基準上の配置基準を満たしている（大学院における専任教員はすべて大学に所属する兼務教員で構成している）（大学基礎データ表 1、基礎要件確認シート 17）。

### 【適切な教員組織編成のための措置】

授業科目の性格に鑑みて、担当教員を配置している（大学基礎データ表 4）。例えば、大学と大学院のゼミ（大学は演習 I～IV、大学院は特殊研究（演習））（第 4 章「教育課程・学習成果」参照）には、各学科や専攻に所属する専任教員を配置している。本学では、ゼ

ミ担当教員を、卒業研究（大学院では修士論文、博士論文）に結実する学生の主体的な学修を総合的に支援する「指導教員」と位置付けている（第7章「学生支援」点検・評価項目②参照）。学生が随時、相談できる体制をとる必要上、指導教員には専任教員を配している。初年次必修の「人間学Ⅰ」「学びの発見」（第4章「教育課程・学習成果」参照）も専任教員担当とし、すべての学生が主体的な学修を円滑に始められるよう体制を整えている。学科専門科目は学科主任が、語学等の各種科目群はそれぞれのチーフが年度毎のカリキュラム編成に臨んでいる。その際、一方では科目ごとに定めてある「教育課程編成・実施の方針」に基づき、他方では個々の授業や担当者に関する情報を教務課とともに集約しながら進めている。カリキュラム実施のために、専任あるいは非常勤の教員の新規採用等が必要な場合は、案件毎に随時検討し、点検・評価項目③で述べる学内審査過程にて、採用候補者の能力や資質を確かめ、補充が適正に行われるようにしている。特に大学院の担当教員の資格審査については、「大谷大学大学院担当教育職員資格審査基準」を規定し、大学院科目の担当にあたっては、大学院委員会において審査を行うこととしている（資料 6-3）。教員の授業担当負担への適切な配慮するため、次年度カリキュラム編成過程において、教務課が大学及び大学院で開講する全開講科目と担当者名を集約し、個々の担当授業数を確認している。担当授業数が多いなど改善が必要な場合は、教育・学生支援担当副学長及び学監・副学長に報告し、調整する。

教員組織の多様性を担保し、教育研究の充実や活性化を図るため、年齢構成や性別、国際性についても配慮を行っている。例として、文学部真宗学科（国際コース）や国際学部国際文化学科には外国人教員を、教育学部には学校現場での活動経験豊富な実務家教員を、同じく社会学部コミュニティデザイン学科では NPO 法人や地域福祉の現場で活躍してきた実務家教員など、学部学科の教育研究特性に応じた多様な教員を配置している。年齢構成については、大学（学部）全体においては 60 歳-69 歳が 23.3%、50 歳-59 歳が 37.1%、40 歳-49 歳が 25.0%、30 歳-39 歳が 13.8%と概ねバランスをとっているが、50 歳-59 歳が多く、30 歳-39 歳が少ない傾向が見てとれる（大学基礎データ表 5）。また男女別の教員配置については、大学全体においては男性 69.8%、女性 30.2%となっており、女性の割合が少ない傾向にある。文学部・社会学部の状況は、大学とほぼ同じ程度の割合となっているが、教育学部においては男性 57.9%、女性 42.1%、国際学部においては男性 45.5%、女性 54.5%となっている（資料 6-4）。年齢構成や男女別の教員配置の偏りについては、学長会において人事制度の検証を行うとともに、退職などの人事機会を通じて継続的に調整を図っていく。

### 【有効性や適切性の判断】

以上のとおり、「大学として求める教員像」「教員組織の編制に関する方針」を踏まえ、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準に照らして適切に専任教員を配置している。また設置基準に定められているとおり、主要科目であるゼミを学部学科所属専任教員が担当し学生指導にあたっている。教員の授業負担についても、担当部局が開講情報を集約し、問題がある場合には、教育・学生支援担当副学長、学監・副学長に報告し調整を行っている。これらの状況に鑑み、年齢構成や男女別の教員配置について継続的に調整していく必要があるものの、概ね適切に運用していると判断できる。

点検・評価項目③ : 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1 : 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2 : 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

専任教員の採用・昇格については、「大谷大学職員就業規則」第5条に「職員の人事に関する事項（採用、異動、休職、復職、休業、退職、解雇等）の決定は、学長の申請により、本学園の理事長がこれを行う。」と定めている（資料6-5）。

採用・昇格については、「教育職員選考規程」第2条において「選考は、本学の建学の理念を理解する者から、人格、経歴、教育・研究・社会的業績等を総合的に考慮して行う。」と定めており、教授、准教授、講師、助教の採用に当たっては、それぞれ以下のような選考基準を掲げている。

教授については、(1)博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者、あるいは、(2)研究上の業績が(1)に規定する者に準ずると認められる者、(3)大学又は大学に準ずる教育機関において教授又は准教授の経歴があり、研究上の顕著な業績を有する者、(4)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者としている。准教授については、(1)教授の選考基準各号のいずれかに該当する者、あるいは、(2)大学又は大学に準ずる教育機関において准教授又は専任の講師の経歴があり、研究上の業績を有する者、(3)専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者としている。講師については、(1)教授・准教授の選考基準各号のいずれかに該当する者、あるいは、(2)大学又は大学に準ずる教育機関において専任の講師又は助教の経歴があり、研究上の業績を有する者、(3)専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者としている。助教については、(1)教授・准教授・講師の選考基準各号のいずれかに該当する者、あるいは(2)修士の学位又は専門職学位を有し、専攻分野について研究上の能力があると認められる者としている（資料6-6）。

また、「教育職員選考規程」に基づき、選考を適正に実施すべく「教育職員選考基準に関する申合せ」を定め、客観的な基準で選考がなされるようにしている（資料6-7）。

講師から准教授、准教授から教授への昇格に関する学内審査も、上記の基準を踏まえ、後述する手続きでなされている。

採用に当たっての募集は、原則として公募で行っている。基本的には退職による後任採用人事を中心に、学部学科改編等に伴う新規採用とあわせて、職位や研究領域等全体のバランスを勘案し、必要十分な配置となるよう配慮している。

採用の手続は次のとおりである。まず学監・副学長が、学部長及び学科主任からの採用の要望を受ける。学監・副学長は、これを学長会に諮る。学長会は、学部学科の状況等を踏まえて要望の適否を検討し、学長が可否を決定する。新規採用が認められれば、学科主任が応募条件等募集要項の内容を確定させた上で、応募書類の受付方法等を総務課と相談し、募集要項を教員募集サイト（JREC-IN等）や本学のWebページ（資料6-8【ウェブ】）に掲載し、公募を開始する。選考については、学科内に設置した選考委員会において、学

科毎の方針に沿って書類審査や面接等審査を行い、最終候補者を学監・副学長に履歴・業績書を添えて報告する。面接審査においては、学科所属教員と共に学長会から選出された者が必ず面接員として出席し、「大学として求める教員像」や「教員組織の編制に関する方針」に基づく全学的な視点が担保されるよう審査にあたっている。学監・副学長は、学科からの最終候補者を事前確認するため学長会へ提示する。その後、学監・副学長は、教育職員審査委員会に審査を依頼し、審査結果を学長会で審議する。学長会での審議を踏まえ、最終的に学長が採用の可否を決定する。採用の決定後、大学運営会議に報告し、協議員会での協議を経た後、教授会で審議を行う。その結果を受けて、学長が理事長に上申し、理事長の決裁をもって採用決定となる。

昇格人事は、次のとおりに進められる。学監・副学長は、各学科からの候補者について学部長及び学科主任より聴取を行う。聴取の後、学科から提出された推薦理由を学長会において確認し、昇格についての学長の事前承認を得る。学長の事前承認を得た後、学監・副学長は、教育職員審査委員会に審査を依頼し、その審査結果について再度学長会に諮り、確認を行う。学長会での審議を踏まえ、学長が昇格についての可否を決定し、大学運営会議への報告、協議員会での協議を経た後、教授会で審議を行う。その結果を受けて、学長が理事長に上申し、理事長の決裁をもって昇格が決定となる（資料 6-9）。

#### 【有効性や適切性の判断】

以上のように、教員の募集・採用・昇格については、「教育職員選考規程」「教育職員審査委員会規程」「大谷大学大学院担当教育職員資格審査基準」等規程を整備し、改善を図ってきた。規程に則って厳格に審査を行っているため、適切であると判断できる。

点検・評価項目④ : ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1 : ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点 2 : 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

#### 【学部・研究科のファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施】

本学では、大学が定める「大学として求める教員像」に則り、教務委員会 FD 部会、大学院運営委員会が中心となり、大学教育の充実と発展並びに教員の資質向上を図ることを目的に FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を推進している。FD 活動では、学習成果の分析を踏まえた教育課程の開発及び改善、教育効果を高める授業方法の改善等を行っている。また、教育活動以外にも、研究活動の活性化を図る取組や、社会貢献等、教員に求められる諸活動についても取組を行っている（基礎要件確認シート 18）。2021 年度には、これらの活動を「大谷大学 FD 活動の方針」（資料 6-10）としてまとめ、学内グループウェア（サイボウズ）にて公開し教職員へ周知を行った。

学部における FD 活動は、従来から、教務委員会がその任を負ってきた。教務委員会は教育・学生支援担当副学長の補佐機関であり、「教育課程及び教育方法等の改善を図るとと

もに、FD活動を推進し、もって大学教育の充実と発展を図ることを目的」としている（資料 6-11）。その下部組織として教務部会とFD部会を置き、前者がカリキュラムに関する事項を、後者が教育内容や方法の改善に関する事項をそれぞれ審議し推進してきた。加えて2013年度に「教育推進室」を設置した（資料 4-40）。教育推進室は、教務委員会と連携しながら、学部の教育活動についての検証と提言を毎年度継続的に行っている（第4章「教育課程・学習成果」点検・評価項目⑦参照）。学部ではこのように教育内容、方法等の改善を図るために、組織的に取り組んでいる。

大学院については、大学院委員会のもとに設置している「大学院運営委員会」が教育内容、方法などの改善について協議、検証している。また2021年度は新たに「大谷大学におけるプレFD活動の方針」を策定し、大学における教育職をめざす学生の職能開発の取組である「プレFD活動」として、博士後期課程学生を対象とした「プレFD実践演習」を2022年度から開講する準備をしている（資料 6-12）。

具体的な取組については以下のとおりである。

#### ○「授業をよりよくするために『学生による授業評価アンケート』」の実施

大谷大学及び大谷大学大学院では、内部質保証に関わるFDとして、教育システムの不断の点検・改善に役立てるとともに、授業担当者が日頃の教育活動の成果を確認し、今後の授業改善の参考資料として活用するために、前期・後期の1回ずつ「授業をよりよくするために『学生による授業評価アンケート』」（以下、「授業評価アンケート」）を実施してきた。2018年度からは、Webでの回答形式で実施している。実施されたアンケートの結果は全体及び学部ごとの集計結果を大学Webサイトに公表し（資料 6-13【ウェブ】）、科目ごとの個別結果については授業担当教員に返される。アンケート結果を踏まえて教員は、自らの授業運営、学生の理解度、学生とのコミュニケーションの在り方等を再考し、授業改善に取り組む。

なお、授業評価アンケートは、2020年度にインスティテューショナル・リサーチ室（以下、「IR室」）の実働が開始され、「学生に関する諸情報を収集及び統合し、分析と活用を推進することにより、教育改善に資することを目的とする」IR室と教育推進室とが連携して企画・実施している（IR室に関する詳細は、第2章「内部質保証」参照）。

2020年度はCOVID-19感染拡大抑止のため、特に前期に対面授業からオンライン授業にシフトするという想定外の事態が生じた。そのため例年の「授業評価アンケート」を取りやめ、代わりに前期授業全体に関するアンケートをIR室と教育推進室で企画して実施した。質問項目を大幅に見直し、主にオンライン授業の学修効果を把握する目的に絞って実施した（資料 2-30【ウェブ】）。この集計結果（速報値）は、学内ポータルサイトと学内グループウェアにて公表し、学生、教員等に周知するとともに、教授会で報告した（資料 6-14）。最終的な結果は、後日最終報告を行い、本学Webページで公表している。なお、後期はすべての授業形式において対面式の授業を開始したが、Webでの回答方式は継続し、質問項目を対面授業とオンライン授業が併存する状況を踏まえたものに再編成して実施した。

2021年度においては、年度当初よりほぼ対面授業が実施できていたため、IR室において、学内で実施している各種アンケートの設問項目などの精査を行うとともに、実施方法、

結果の検証を行う計画を立てて実施した。

「授業評価アンケート」を活用する工夫のひとつとして、優秀授業の表彰及び授業の公開と、特定の項目で著しくポイントが低い科目への事情確認を行う制度を 2016 年度に整えた。第 4 章「教育課程・学習成果」点検・評価項目⑦でも既述したが、アンケートにおける評価が高かった科目については教務委員会の部会である FD 部会が優秀授業賞を選出し、優秀授業賞に選出された授業については全教職員に向けて授業公開等を行うようにしている（資料 4-44）。2021 年度より 4 学部体制になったこともあり、対象を非常勤講師まで広げ、優秀授業科目の選出の方法も見直し、選出科目を次の 6 部門に分け、それぞれ専任教員 2 科目、非常勤講師 1 科目を上限として選出することとした。また、これまで複数教員担当科目に関しては、対象教員を絞りにくい等の事情から対象外としていたが、参考枠として推薦対象になるように改善も行った。

#### 【6 部門】

- a. 共通部門（共通基礎科目、現代総合科目、学部諸課程等）
- b. 文学部部門（文学部・学科専門科目）
- c. 社会学部部門（社会学部・学科専門科目）
- d. 教育学部部門（教育学部・学科専門科目）
- e. 国際学部部門（国際学部・学科専門科目）
- f. 大学院部門（大学院開講科目）

一方で、「授業評価アンケート」内のシラバスに沿った進行をしたかどうかを尋ねる項目（Ⅲ-4）、学生の人格やプライバシーを尊重したかどうかを尋ねる項目（Ⅲ-12）、総合的評価（Ⅳ-13）（資料 4-13【ウェブ】）が 2.5 ポイント以下の科目については、カリキュラム担当教員が事情確認及び改善に向けての相談等を行っている。著しい問題が認められる場合には、教育・学生支援担当副学長が改善を求める等の対応を行うことになる。

この取組を継続することで、授業をより良くするためのチェック機能を高めていくことはもちろんのこと、組織的な「授業評価アンケート」の活用による、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上にもつなげている（資料 6-13【ウェブ】）。

#### ○大学院「授業をより良くするために－学生による授業アンケート－」の実施

大学院では、『履修要項』に修士課程、博士後期課程の教育研究目的及び人物養成の指標を具体的に明示し、これに基づき教育成果を検証している。

上記の授業評価アンケートとは別に、大学院の FD 活動の一環として、2017 年度からは大学院運営委員会が主体となり、大学院独自の「授業をより良くするために－学生による授業アンケート－」を実施している。当初の計画では記名式を前提としたアンケートの実施を目指したが、大学院運営委員会で検討を重ね、結果として無記名式で行うこととした。2021 年度も前述の教育推進室・IR 室による授業評価アンケートに加えて、独自のアンケートを実施した（資料 4-42）。アンケートの内容は、大学院の授業全般について、その内容や方法の改善・充実を図ることを目的とし、自由記述箇所を設定した。アンケート結果については、大学院運営委員会において検証を行い、大学院文学研究科長より大学運営会

議に報告し、大学院各専攻の代表者に対し個別に面談を行い、専攻内への共有と意見に対する検討の指示を出した。これらの活動は、2017年度以降、継続的に実施している。その内容は、大学院委員会において大学院文学研究科長より、授業内容や方法の改善・充実のためのFDとして総括的な報告を行っている（資料4-43）。

#### ○FD研修会（講演会）の実施

学部においては、2007年度より定期的に教育改善に関わる内容で講演、実践報告等を行っている（資料4-8）。FD研修会の成果は、学外者による講演の場合は冊子としてまとめ全教員に配布しており、教育内容や方法の改善を図るために活用できるようになっている。

大学院文学研究科においては、2015年度から大学院運営委員会が中心に毎年大学院独自のFD研修会を開催している（第4章「教育課程・学習成果」点検・評価項目⑦参照）。そこでは、実際の授業内容及び状況の報告により課題共有を行い、大学院独自の授業評価アンケート結果を基に授業内容等の検証を実施している。

2020年度の前期は、4月以降COVID-19の影響でオンライン授業への対応に追われている中、オンライン授業についての知見が増えてきた。短期的な対応としての意味と同時に、COVID-19の収束以後も活用しうる、有意義な授業形式・授業ツールのひとつとなることも徐々にみえてきたように思われる。FD研修会では、とりわけ同時双方向なオンライン授業（学部授業を含む）の実際例を大学院委員会メンバーから報告し、大学院授業担当者の教育能力の向上を目的とする研修会を実施した。後期は、大学院において中期的な大学院構想の検討とともに、短期的課題のひとつとして、卒業認定・学位授与の方針（DP）に示された学生が身につけるべき能力と授業科目との諸関係を表にしたカリキュラム・マトリックス、修士論文の評価基準表であるルーブリック、学修成果の評価方針を取り決めたアセスメント・ポリシーを2021年度から導入すべく策定してきた。この内容について教職員への周知と理解を深めてもらうことを目的に研修会を実施した。

大学院の2021年度のFD活動は、2020年度に引き続き、大学院運営委員会が責任組織となり、大学院独自の授業評価アンケートを Semester ごとに実施した他、大学院学修行動調査の結果をふまえた大学院のFD研修会を開催するなど、大学院特有の課題に取り組んだ（資料4-39）。また、大学院運営委員会によるFD担当設置を検討しており（資料4-46）、今後も大学院での教育内容に応じたFD活動を継続する予定である。

#### ○FD部会による授業公開と参観の実施

授業力向上を図るために、FD部会の計画により全学における授業公開と参観を2013年度から実施している。FD部会では、全教員に授業公開を依頼するとともに、「学生による授業評価アンケート」において結果の良かった教員には個別の依頼も行っている。教員は公開可能な授業について報告し、その報告に基づいてFD部会が公開授業一覧表を作成し、非常勤講師を含む全教員に参観の案内を行う。教員は授業改善という意識をもって、都合のつく時間帯に授業参観を行っている（資料4-44）。しかし、2021年度はCOVID-19の影響を考慮し、授業公開と参観に替わるものとして、教授会終了後に引き続き「FD研修会リフレクション2021:優秀授業賞受賞者に聞く」と題し座談会形式の研修として実施した（資料4-45）。各教員が受賞者の授業における取組や工夫点などをうかがうことができ、

代替の措置としては効果的な研修になったと言える。

#### ○授業改善に向けた即効性のある取組

授業の内容及び環境の改善を図り、教育の質を向上させるために、2014年4月より広く学生から意見を聴き取るためのオピニオンボックス「学生の声」を教務課窓口に設置し、学生の声を吸い上げて迅速に対応している（第7章「学生支援」点検・評価項目②参照）。

#### 【有効性や適切性の判断】

以上のように、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上については、教育推進室、教務委員会FD部会及び大学院運営委員会が組織的に活動し、教員の資質向上を図っていることから適切であると判断できる。

点検・評価項目⑤： 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では教員組織の適切性を、学長会が責任主体となって、次の①～⑤の観点により点検・評価を行っている。①設置基準、法令が定める教員数を充足しているか、②教員採用・昇格等の審査が規程に沿っているか、規程自体に問題はないか、③方針を実現すべく継続的安定的に活動できる組織編制になっているか（個々の教員の専門性や能力を活かす授業担当配置ができていないか、個々の担当コマ数や指導学生数が適正か、など）、④年齢・ジェンダーの多様性やバランス、国際性：文化的多様性は確保できているか、⑤各組織メンバーが教育研究の資質向上に向けて互いに交流し高め合うことができているか（FD活動の実施と効果）、の各点である。学部・学科及び研究科・専攻、さらに大学全体について、これらの観点により、主に毎年の教員採用の審議の際に点検している。

①については、学長会で毎年度現状を点検しており、必要が生じた場合は、設置基準・法令に適合する教員数を確保する採用をそのつど実施している。②については、学長会が審査プロセスに関わるなかで関係規程と審査の実情の関係を把握する形で、点検している。③④については、各学科主任等からの現場状況を踏まえた人事等の要望を、学部長を通じて随時受け付けている。また、教員組織については各学部・研究科の点検・評価項目として報告書に記載されており、各学部と研究科の自己点検・評価結果を、毎年度の内部質保証報告会で報告しあうことで、学長会さらには大学運営会議メンバー間で状況認識を共有している。2021年度からは、新規人事の審査を行う学長会に各学部長が出席している。その他、定例として月に1回程度、学長会に各学部長・大学院文学研究科長が参加し、各学部、研究科の教員配置についての情報を集約している。また、教員組織の制度面での適切性や、諸規程との整合性といった事項については、学監・副学長と総務部事務部長、学生支援部事務部長、企画・入試部事務部長が教員人事の情報を共有し、学長会との連携を

取り、新規人事を立ち上げる時点で確認している。

このような形で各組織の状況と課題を確かめつつ、毎年度更新される「教員配置図」「専任教員年齢表」等の資料に基づき、大学全体の教員組織の状況を、学長会は把握している。

このように学長会では、教員組織の現状を点検しつつ、第1次中長期プラン「グランドデザイン（2012-2021）」の中長期展望もにらんで、組織の継続性・安定性に留意して採用計画を調整・実行している。⑤に関しては教務委員会 FD 部会が FD 活動を推進しつつ、その効果を検証している。

## （2）長所・特色 （意図した成果が見られる（期待できる）事項）

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動において、2016年度より「学生による授業評価アンケート」を活用した、優秀授業の表彰及び授業の公開と、決められた項目で著しくポイントが低い科目への事情確認を行う制度を進めている。この取組の際、授業がシラバスどおりに進められていたかどうかの質問項目の結果を FD 部会において確認し、著しい問題が認められる場合には改善を求める等の対応を行っている。

また、授業力向上を図るために、FD 部会の計画により全学における授業公開及び参観を2013年度から取り組んでいる。FD 部会では、全教員に授業公開を依頼するとともに、「学生による授業評価アンケート」において結果の良かった教員には個別の依頼も行った。教員は公開可能な授業について報告し、その報告に基づいて FD 部会が公開授業一覧表を作成し、非常勤講師を含む全教員に参観の案内を行う。教員は授業改善という意識をもって、都合のつく時間帯に授業参観を行っている。

## （3）問題点 （改善すべき事項）

2020年度の本基準における報告書では、教員組織の適切性に関する定期的な点検のため、学長会の指示によるワーキング・グループを形成することが期待されていた。この課題への改善策として、前述のとおり、学長会に関係学部長、大学院文学研究科長が出席することや、新規人事の立ち上げの時点で、関係する事務局と学長会の連携をとることで対応している。今後は、この形で適切に運用されていくかを検証していかなければならない。

また、FD 活動については、より良い教育を行うための教員による組織的改善の自主的取組と定義づけ、2021年度も記述のような活動を推進してきた。今後は更に、研究活動や社会貢献活動までを視野に入れた教員の活動全体のなかに位置づけ、諸活動のより良い有機的連関を探っていく必要がある。

#### (4) 全体のまとめ

ここまで述べてきたとおり、「大学として求める教員像」及び「教員組織の編制方針」は適切に定められており、現時点における教員組織の編制は、大学設置基準に照らしてみても適切であると言える。一方で、年齢構成や性別バランス等、継続して課題としなければならない項目もある。これらについては、本学の規模で個性ある教員組織を編制するための体制として、学長会がその課題改善に取り組んでいる。

本学の教員組織の長所として、前述した FD 活動が上げられる。優秀授業の表彰、ポイントの低い教員への指導機会の設定、授業参観の実施など、全学的な活動として取組を進めている。本学における FD 活動の活性化に向けて引き続き改善していく所存である。

## 第7章 学生支援

### (1) 現状説明

点検・評価項目①： 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

#### 【学生支援に関する方針の策定と明示】

「仏教の精神に則り、人格を育成するとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、広く世界文化に貢献することを目的とする」という本学の理念・目的のもと、学生一人ひとりが学修に専念し、安定かつ充実した学生生活を送ることができるよう、本学では次のとおり学生支援に関する方針を定めている。

##### 《学生支援に関する方針》

学生一人ひとりが学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるように環境を整えて、建学の理念を基盤として人間的成長を促し、社会人としての自立に向けた支援を行う。

##### 《修学支援、生活支援、進路支援に関する方針》

修学支援 一人ひとりの学力や学習段階に応じた支援ができる体制の構築と奨学金制度の充実を図り、大学における学修を側面から支援する。

生活支援 指導教員を中心に関係部門および保証人等の連携を強化し、学生が生活全般にわたって相談ができるよう組織的に支援する。

進路支援 社会人としての自立に向けて、キャリア意識を醸成するための働きかけを初年次から行い、学生が自ら進路を切り開く力を得られるよう支援する。

また、本学には障がいのある学生が数多く受験し入学していることから、「障がい学生支援に関する方針」も次のとおり定めている。

##### 《障がい学生支援に関する方針》

入学前からの相談体制を強化し、社会人としての自立に向けて一人ひとりが必要とする支援を図る。

教授会及び部課長会議、助教連絡会でも報告し、部課長会議を通じて事務職員にも報告することで、教職員間での周知・共有を行っている（資料 2-7）。また、大学 Web サイトでも公表をしている（資料 7-1【ウェブ】）。

学生支援に関する方針は、本学が 2011 年度に第 1 次中長期プラン「グランドデザイン（2012－2021）」を公表した際に初めて策定した。原案は、当時の大学執行部である文学部長、学生部長及び学生支援部門の部課長で検討した。その後、2013 年度に文言を見直し、障がい学生支援に関する方針を追加した。この時も、原案の策定には、関係する執行部（執行部体制が変わったため、この時は教育・学生支援担当副学長、学生部長、大学院文学研究科長、短期大学部長、学生支援部事務部長）と学生支援部の各課長（教務課長、学生支援課長及びキャリアセンター課長）で行った。その後、関係する会議（教育推進室会議及び学生支援委員会）に諮り、大学運営会議（現在の内部質保証推進責任組織）で決定して、現在に至る。

### 【有効性や適切性の判断】

上記のように、本学の「学生支援に関する方針」及び「障がい学生支援に関する方針」は、本学の理念・目的のもと、学生一人ひとりが学修に専念し、安定かつ充実した学生生活を送ることができるように、適切に定められていると考えている。

点検・評価項目② : 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1 : 学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2 : 学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点 3 : 学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点 4 : 学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点 5 : 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点 6 : その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

評価の視点 7 : COVID-19 に関わる緊急対応

### 【学生支援体制の適切な整備】

本学では、「学生支援に関する方針」及び「障がい学生支援に関する方針」を具現化するために、学生支援部（教務課、学生支援課、キャリアセンター）、教育推進室、総合研究室、学習支援室（LEARNING SQUARE）、語学学習支援室（GLOBAL SQUARE）、実習支援センター、保健室、学生相談室、人権センター、教職支援センター、仏教教育センターを設置して（資料 1-6 p.2）教職員を配置するほか、場合によっては専門家への業務の委嘱も行っている。また、委員会として、学生支援委員会（その下部組織として学生部会とキャリア部会を設置）、教職課程委員会、障がい学生支援委員会や人権委員会等を置いている。

### 【学生の修学に関する適切な支援の実施】

本学では、50 年以上前から「指導教員（又は補導教員）」という名称でクラス担任制を設け、履修指導だけでなく、学生生活をはじめとする諸々の相談を受ける役割を担う教員を配置してきた。現在は、指導教員には各学科・学年の演習担当者がこれに当たり、毎週最低 1 回は学生と顔を合わせることができるようになっている。また、第 1 学年は、共通基礎科目の「人間学 I」の担当者を副指導教員とし、2 名体制で指導に当たっている。さらに、入学直後のオリエンテーションで本学の教育システムや履修登録時の説明を行うほか、大学導入科目の「学びの発見」では、図書館や総合研究室に学生が入室し、利用方法等の説明を対面形式で行っている。総合研究室（第 8 章「教育研究等環境」点検・評価項目②参照）は、学部生・大学院生が共同して自由に利用できる施設として設置しており、広い視点からの学習活動の展開を期待して、ワンフロアの構成となっている。加えて、総合研究室では任期制助教が常駐し、学部生・大学院生の学習研究支援に当たっている。

また、第 2 章「内部質保証」・第 4 章「教育課程・学習成果」でも既述したが、2020 年度は COVID-19 の拡大のため、前期は入構制限の措置を取り、授業は主にオンラインで実施したが、後期からは感染防止策を徹底し、一部の科目を除きほぼ対面での授業を実施した（対面実施率 98%）。2021 年度も同様に、感染防止策の徹底を計りながら対面授業を継続し、COVID-19 に関わる支援を各種実施した。

#### ○学生の能力に応じた補習教育、補充教育及び正課外教育

リメディアル教育を行う組織として「学習支援室（LEARNING SQUARE）」を設置している。学習支援室には、本学任期制助教経験者や非常勤講師を学習支援アドバイザーとして採用し、常駐の体制で個別指導を行っている。英語が苦手な学生への支援として、入学前に英語の再入門クラスへの配当希望のアンケートを実施し、クラス配当は、入学式前に Web にて実施するプレイスメントテストの結果をもとに行う。再入門クラスの授業は、学習支援室との連携を円滑に行うため、非常勤講師として採用された学習支援アドバイザーが担当している。また、日本語教育についても、同様に非常勤講師として採用された学習支援アドバイザーが授業を担当する「日本語表現（入門）」を開設し、連携を図った学習支援を行っている（資料 7-2）。

また、外国語学習や留学を希望する学生のために「語学学習支援室（GLOBAL SQUARE）」を設置し、外国語学習や留学に関する各種の相談や交流のほかに、外国語勉強会や日本語

会話・表現の勉強会を開催している（資料 7-3）。

仏教教育センター（第 3 章「教育研究組織」点検・評価項目①参照）では、主に真宗学科や仏教学科の専任教員が当番制で常駐し、初年次教育の中心に位置する共通基礎科目の「人間学Ⅰ」の授業や、本学における各宗教行事、真宗大谷派教師資格など、本学の仏教教育に関わる様々な質問・相談に応じている（資料 1-13）。

#### ○留学生等の多様な学生に対する修学支援

本学では、正規課程で学位取得を目指す正規留学生以外に、将来的に大学院等（他大学を含む）への進学を目指すために学ぶ外国人留学研究生の受入れを行っている。これら留学生等の支援に対しては、2019 年度までは事務局横断型チームを設けて対応を進めていたが、2020 年度からは教育研究支援課が中心となり、定期的に関係部署とミーティングを実施し、国際交流や留学生等について情報共有し、支援に当たっている。

留学生等を本学に受入れた際には、必ずオリエンテーションを実施している。オリエンテーションは、本学での履修等の学的内容、日本における生活面等の内容を中心に実施している。

また、留学生等にも本学の学生支援体制として必ず指導教員を配置している。正規留学生は、一般の日本人学生と同様に指導教員の演習科目を必ず受講している。外国人留学研究生に関しては、指導教員からの個人指導を週 1 回必ず受けることとしている。このように指導体制を整えることで、留学生等が本学での修学に関して安心して過ごすことができるよう支援している。

#### ○障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援は各部署が行い、学生支援課が取りまとめをしている。障がいのある学生の支援に関しては、本人若しくは連帯保証人より申請された学生について校医による面談を実施し、「配慮が必要な学生」として配慮内容を決定している。授業時の配慮内容は、「配慮依頼文」を作成し、指導教員及び学生が履修している授業担当者に配付している。また、聴覚障がいの学生にはノートテイク、肢体不自由の学生には板書テイクや食事サポート、視覚障がいの学生にはパソコン板書テイクや歩行サポートを学生の有償ボランティアとして実施する体制を整えている。車いす等による移動の負担を軽減するために授業教室の変更を行うこともある。定期試験については、別室での受験や時間延長等の配慮を学生、授業担当教員及び事務職員で相談して決定している（資料 7-4）。

発達障がいや精神的疾患のある、若しくはその疑いがある学生については、連帯保証人との連携も必要な場合がある。そのような時は、学生相談室長、学科主任及び指導教員等と連帯保証人との面談を行っている。

また、障害のある学生の修学支援については、部署間での連携が重要であるため、本学では 2009 年度より学生支援課、保健室を中心に「障がい学生担当者会議」を開催している。参加部署は、学生支援課、保健室、入学センター、教務課、キャリアセンター、総務課、教育研究支援課及び図書・博物館課である。オープンキャンパス等の出願前の相談状況に始まり、修学支援に関する情報を多岐にわたって共有している。現在は授業実施期間中に 2 か月に 1 回程度開催している。なお、障がい学生担当者会議の開催月ではない月に

は、学生支援部内の担当者間で別途会議を実施している。

2015年度には、障害者基本法その他の法令等の定めに基づき、障がいのある学生が、その年齢及び能力、並びに障がいの種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めた「障がい学生修学支援規程」を制定し、障がいのある学生の修学等の支援方策を審議するために、「障がい学生支援委員会」を設置した（資料 7-5）。また、障がいのある学生への支援を円滑に行うために「障がい学生担当部会」を設置し、支援に当たっている。この部会が中心となり、障がいのある学生へ適切な支援を行えるように「障がい学生支援のために＜教職員用＞」を作成した（資料 7-6）。また、本リーフレットに本学の支援方針を記載し、改めて教職員へ支援方針の周知を行った。

2021年度は、障がいのある学生への支援をより十全なものとするために、専任教員を対象としたアンケートを実施し、本学の障がい学生支援に対する理解度を測った。アンケートの集計結果と教員からの意見については、「障がい学生担当部会」及び「障がい学生支援委員会」において共有し、障がい学生支援の現状を点検した上で、より十全な支援となるように 2022年度以降の活動方針を検討した。

○成績不振の学生の状況把握と指導並びに退学希望者、留年者及び休学者の状況把握と対応

成績不振の学生、退学希望者、留年者及び休学者の状況把握と対応については、履修科目の成績を管理する教務課と学生生活全般の支援を担当する学生支援課が中心となり、学科や指導教員と連携して行っている。

退学希望者、留年者及び休学者の状況把握のためには、兆候がみられる学生の早期発見が重要である。特に入学直後は重要と考え、「新入生学科別茶話会」を毎年のオリエンテーション期間中に実施し、大学での学修と生活の両面から状況を確認している（資料 7-7）。しかしながら、2020年度は、COVID-19の影響により、オリエンテーション期間中に実施することができず、学生支援委員会学生部会で検討した結果、後期からの全面的な対面授業の開始に合わせて、「新入生対象学科クラス別親睦会」と称して感染拡大防止策を講じながら実施し、学生同士の交流を促すとともに、個々人の学生生活の状況把握に努めた。2021年度についても2020年度と同様の内容で、前期オリエンテーション期間内に「新入生対象学科クラス別親睦会」を実施した（資料 7-8）。

また、第1学年を含む全学生に対して、前期と後期に長期欠席者調査を毎年実施している（資料 7-9）。調査は、各学期開始時に指導教員が担当する演習科目の欠席回数に対して行っており、欠席の多い学生については連帯保証人に連絡している。2020年度の前期については、COVID-19の影響により主としてオンライン授業であったため、現状に合わせて「遠隔授業における修学状況の調査」を実施して受講状況の把握に努め、必要に応じて指導教員を通じてサポートを行った（資料 7-10）。2021年度は、例年と同様に「長期欠席者調査」を前後期とも実施した。また、この調査の集計結果については、学生支援委員会学生部会にて共有し、各学科に情報を提供している（資料 7-11）。各学科においては、情報をもとに学生との面談を実施するなどして、状況把握とサポートに努めている。

学生から休・退学の相談が学生支援課窓口にあった場合は、休・退学の理由を聞きとり、

経済的な理由であれば奨学金等制度の紹介、精神的な理由であれば学生相談室の紹介等、幅広い支援を行っている。このような窓口対応は、各指導教員を含む学科教員全員へ学内グループウェアにて連絡し、情報共有するとともに、相談履歴として学生支援課員全員が共有することになっている。最終的に休・退学届の提出や学費未納による除籍があった場合も、学生支援課と各指導教員で経緯を共有している。しかしながら、相談内容はセンシティブなものが多いため、学生、連帯保証人に情報の共有範囲を確認し、承諾を得られた範囲内で共有をしている（資料 7-12）。

また、2013 年度より留年率の改善を目的に、進級基準を厳格化する等の規程改正を行った（資料 1-9-1 pp.106～107）。結果として、第 4 学年の年度末の過去 5 年の留年率が 2011 年度 18.7%、2012 年度 16.4%、2013 年度 18.6%、2014 年度 20.0%、2015 年度 15.7% であったことに対し、2016 年度 11.5%、2017 年度 11.8%、2018 年度 13.4%、2019 年度 10.3%、2020 年度 12.2%、2021 年度 10.3%と改善の傾向にある。

#### ○奨学金その他の経済的支援の整備

本学で給付及び貸与している奨学金の概要と採用人数は『奨学金ガイドブック』に示しており、学生に周知している（資料 7-13、資料 7-14）。

本学独自の給付型奨学金としては、学業及び人物面重視の大谷大学育英奨学金、人物育成を目的とした東本願寺奨学金、経済的支援が目的の大谷大学教育ローン援助奨学金、雲井奨学金、石間奨学金を設けている。在学生の父母兄弟等保護者により組織されている教育後援会では、学費支援奨学金、勤労学生表彰奨学金、家計急変奨学金等がある。これらは、本学での学びに強い意志を持ちながら、経済的事情により修学が困難な学生に給付するものである。貸与型奨学金には、大谷大学教育後援会特別貸与奨学金を設けている。これら各奨学金の選考は、奨学生選考委員会で行っている。

また、特に 2020 年度は COVID-19 の影響により、経済的支援が必要な学生の増加が見込まれたため、教育後援会の協力の下、家計急変奨学金採用者の拡充を図った。結果的に、例年の採用枠（前期 16 名、後期 16 名以内）を超えて、前期 19 名、後期は 13 名の出願・採用であった（募集停止後標準修業年限を超えた学生のみ在籍している学科の採用者 1 名を含む）（大学基礎データ表 7）。さらに、経済的並びにオンライン授業への対応支援のために、在学生（大学院生を含む）に対して 1 名につき一律 5 万円の学修支援金給付を行った。2021 年度も家計急変奨学金については、支援が必要な学生の増加に柔軟に対応できるよう準備をした結果、前期 8 名、後期 4 名の採用となった。

COVID-19 の影響の有無に関わらず、学費の支弁が困難な学生も多く、日本学生支援機構奨学金の申請者が増加している現状において、本学独自の奨学金制度を常に学生支援課や学生支援委員会学生部会で点検するとともに学生に周知徹底し、利用者の増加を図っている。また、大学院生の修学環境を整備するために、大学院研究科長、大学院運営委員会とともに大学院生向けの新たな奨学金制度の創設の検討を開始した。

学生への周知として、学部生に対する『奨学金ガイドブック』、大学院生に対する「大谷大学大学院奨学金ガイド」を配布し、学内ポータルサイトにも公開している。また、教授会や指導教員連絡会等にて学生への周知を繰り返し依頼している。奨学金以外でも、自宅が天災等で被害を受けた場合は学費を免除又は減額する制度や、経済的理由により修学が

困難な学生には学費を延納できる制度がある。これらの制度と奨学金を組み合わせることで学生への経済的支援を行っている。

### 【学生の生活に関する適切な支援の実施】

○学生の相談に応じる体制の整備並びに学生の心身の健康、保健衛生、及び安全への配慮  
学生の相談に応じる組織として、学生支援課が管轄している学生相談室と保健室がある。学生相談室では、学生の悩みや不安の相談に応じるために臨床心理士や大学カウンセラーの資格を持った学生相談員が常駐しており、精神科校医による医療相談を月に2回行っている。

保健室では非常勤の校医2名（精神科校医1名を含む）と常勤の看護師1名・保健師1名の体制で、応急処置だけではなく、健康相談や健康情報の提供、健康診断後の保健指導、近隣病院の紹介等を行っている。年1回実施する健康診断に合わせて、全学生を対象に健康アンケートも実施しており、全体的な傾向を確認している。また、学生相談室・保健室と学生支援課や教員との連携を充実させるために年に1回「校医・学生相談室員との研修会」を校医、学生相談員、関係する教職員で実施し、情報共有を行っている（資料7-15）。なお、2020年度はCOVID-19の影響により、オリエンテーション期間中に全学年の健康診断を実施できなかったため、後期入構制限解除後、学年ごとに受診日を設けるなどして対応した。2021年度は年度初めのオリエンテーション期間に、感染防止策を図りながら、例年より実施日を増やし、学年ごとに実施した。

学生へは、「学生相談室リーフレット」を毎年作成し、4月に新入生全員に配付するなど周知している（資料7-16）。また、新入生に対してはオリエンテーション時の学生生活ガイダンスにて学生相談室の紹介を行っている。

2020年度については、COVID-19の影響でオリエンテーションが実施できなかったため、学内ポータルサイトにて「学生相談室リーフレット」を添付し学生全体に周知をしたほか、対面授業が本格再開した後期に、教授会にて学生相談室の利用についての学生への周知を教員へ依頼し、周知の徹底を図った。また、相談及び面談については、前期は入構制限中であったため、電話での相談、予約での面談を実施した。「学生相談室リーフレット」を添付することによる学内ポータルサイトでの周知は、2021年度においても引き続き実施した。

○ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制整備

本学では、1974年に「同和教育委員会規程」を整備し、1980年に「同和教育資料室」を設置して人権に関する資料収集を行うなど、継続して人権教育に取り組んできた。その後2001年に現在の形となり、「大谷大学人権委員会規程」を整備、その規程に基づいて「人権センター」を設置、人権センターのもとに「人権教育推進委員会」を置いて、人権に関する教育や研究及び啓発活動等を行っている（資料7-17、資料3-1-4、資料7-18）。

人権委員会は、本学における人権教育・研究に関する大綱を定める等、中心的な役割を担っている。人権センターには、本学の専任教員から人権センター長及び人権センター員を任命し、センター員がシフト制で人権センターに常在するほか、職員も配置している。人権センターでは毎週定期的にミーティングを行い、学内外の活動についてセンター員で

の情報共有を図っている。

人権センターは、学生や教職員から人権に関する相談を受ける場所となっているが、そのほかに学生相談室、保健室、総務部担当者も相談員として任命し、相談する人が安心して相談できる場所を選べる体制をとっている（資料 7-19）。人権センターのもとに設置した「人権教育推進委員会」の主な活動には、リーフレットの作成、全学学習会（年 2 回）、教職員対象の学習会（年 1 回）、人権教育テキストの作成があげられる。人権センターに寄せられた人権問題のうち、事実確認等の調査が必要と判断した場合は、人権委員会の委員長である学監・副学長に報告の上、秘密裏に調査委員会を設置して調査が行われる（資料 7-20）。なお、『学生手帳』やリーフレットを配布して、「ハラスメント防止のためのガイドライン」をはじめ、人権センターや相談窓口について学生・教職員への周知を図っている（資料 7-21、資料 7-22）。

### 【学生の進路に関する適切な支援の実施】

○学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

学生の進路全般を支援するための部署として「キャリアセンター」を設置している。キャリアセンターは、学生支援部に属し、学生部長、学生支援部事務部長のもと、課長 1 名、事務職員 6 名で構成している。なお、平日の午後に 1～2 名のキャリアアドバイザー（派遣職員：キャリアカウンセラー資格取得者、企業における人事採用担当経験者）を配置している。加えて、2021 年度より週に 1 回、新卒応援ハローワークの就職支援ナビゲーターが在席し、学生面談の回数を増やし、就職支援を強化している。

また、特に教職をめざす学生を支援するための部署として学生支援部教務課に「教職支援センター」を設置し、事務職員 5 名、教職アドバイザー（学校長経験者、地方自治体教育委員会における人事採用担当経験者）3～4 名を配置している。

キャリア形成支援としては、学生支援委員会キャリア部会との連携のもと、学生自身が将来の目標を見出し、その目標達成に向けて主体的に行動できるよう、正課科目としてインターンシップ科目やキャリアデザイン関連科目を開講している。また、正課外における支援として、入学直後に「キャリア支援説明会」、第 2 学年及び第 3 学年の年度当初に「進路就職ガイダンス」、第 2 学年後期に「キャリアガイダンス」等、低学年次から進路に関するガイダンスを実施することで早期から学生が自身のキャリア形成を意識できるよう努めている（資料 7-23）。特に新入生には、大学生になったことの自覚を促すとともに、キャリア形成に対する意識醸成を補完するため、入学時と第 3 学年を対象に「GPS-Academic（アセスメントテスト）」を実施し、第 1 学年の時の受検結果と連動させ、自身の成長を実感させることにより効果的な支援、指導を行っている（資料 7-24、資料 7-25）。2021 年度の「GPS-Academic」の受検状況は、新入生は入学時に WEB を利用して受検し、97.9%の受検率であった（2020 年度 92.9%）。第 3 学年は、夏期休暇前から学内ポータルサイトより受検を呼びかけ、後期からの対面授業開始後も指導教員を通じてアナウンスした結果、71.8%の受検率であった（2020 年度 63.7%）。また、検証結果をもとに、分析報告会をキャリア部会で実施し、「GPS-Academic」の受検結果から見える本学学生の特性や課題について IR 室とも共有している（資料 4-37）。

## ○進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

キャリアセンターにおける就職支援は、第3学年前期から本格的に開始し、就職ガイダンスや筆記試験対策（模試、対策講習）などを実施している。ガイダンスでは、「進路・就職システム 大谷大学就職ナビ」への登録を行うほか、就職活動に必要な情報を掲載している『就職のてびき』を配付し、その後の就職活動のプロセスを示している（資料 7-26【ウェブ】、資料 7-27、資料 7-28）。

あわせて、2014年度からは、就職ガイダンスを補完するために、ゼミ別就職ガイダンスを実施し、就職への意識・意欲の高揚を図っている。第3学年後期からは、業界・企業研究セミナー、ビジネスマナー等をテーマとした各種ガイダンス・講座のほか、履歴書作成セミナー、面接セミナー、就活強化セミナー等を実施している。特に履歴書作成セミナーは、9月下旬よりキャリアアドバイザーを増員し、履歴書の核となる自己PRの完成をめざし短期集中的に面談を行っている。また、履歴書作成の指導にあたっては、「GPS-Academic」の受検結果を活用している。

第3学年の後期試験終了後から第4学年にかけては、個別面談において、履歴書やエントリーシートの添削、模擬面接等を行うほか、学内における企業説明会（合同、単独）等を実施している。卒業年次学生の活動状況の把握に関しては、大谷大学就職ナビにおいて個人面談記録をキャリアセンター内で共有している。また、以前より卒業年次生の指導教員へのヒアリングを年に数回行ってきたが、2020年度より卒業年次学生の活動状況は、各指導教員へ学内グループウェアにて連絡し、キャリアセンターと指導教員のそれぞれが把握している情報を共有し就職支援に活用している。

2020年度前期は、COVID-19拡大防止のために入構制限を行った。そのため、就職活動に取り組む学生の支援として、就職希望の全学生に対しては電話で就職活動の状況を確認し、必要に応じて電話での相談や、リモートでの相談を実施した。入構制限が解除された後期からは、学内で個別企業説明会を10月から12月にかけて実施し、学生が企業・事業所と対面で接点を持つ機会を設けた（参加企業・事業所は49社、参加学生は370名（延べ人数））。2021年度は、学内での企業説明会を前期と後期に開催した。なお、卒業年次学生だけでなく、就職活動の第一歩とするため、次年度に就職活動を開始する第3学年の学生にも開放した（前期の参加企業・事業所数は52社、参加学生数は409名（延べ人数）。後期の参加企業・事業所数は65社、335名（延べ人数））。

U・Iターン就職を希望する学生支援の一環としては、各自治体との就職支援協定の締結を進めており、2020年度は福井県、長野県、福岡県、岡山県、和歌山県、鹿児島県、兵庫県、2021年度は新潟県と締結した（計11府県と締結済み）。

社会的にジェンダーに関する意識をもち、取組が必要とされている観点から、本学の履歴書における性別欄記載の可否について人権センターと連携し、キャリア部会で検討した。部課長会議、大学運営会議でも確認した結果、2022年3月卒業予定の学生が使用する履歴書からは性別欄を削除した。

社会学部、教育学部が完成年度を迎え、さらに国際学部を新設する2021年度に向けて、2020年度には企業や事業所を対象としたアンケートを実施した（資料 4-38）。（幼稚園・保育所は2020年12月締切、企業は2021年1月締切）。2021年6月にキャリア部会にてアンケート結果の分析報告会を実施し、就職支援の強化策について検討した。

教職支援センターでは、教職アドバイザーによる個人指導や地域連携事業「おおたにキッズキャンパス」（第4章「教育課程・学習成果」点検・評価項目④参照）、ボランティア活動の支援のほか、資格取得課程委員会教職課程部会と連携し、教員採用試験に向けた筆記試験講習会、願書記入説明会等を実施している。

先述した大谷大学就職ナビでは、大学の内外を問わず求人情報を閲覧することができるほか、メール配信機能を活用した各種支援企画の告知を行っている（資料 7-26【ウェブ】）。更に、全学年を対象として各種資格取得対策講習や公務員採用試験、社会福祉士国家試験（社会学部コミュニティデザイン学科社会福祉学コースに限る）の受験対策講習を実施している。

このほか、障がいのある学生を対象とした就職ガイダンスやコミュニケーションが苦手な学生対象の講座を実施している。

保護者に対しては、『保護者のための就職ガイドブック』を作成し、連帯保証人全員に送付するとともに、保護者懇談会開催時には、就職に関する説明会、業種別のミニ説明会、U・I ターン希望者のための協定締結を行った自治体のブースの開設及び個別面談を実施している（資料 7-29、資料 7-30）。

#### 【学生の課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施】

課外活動団体への支援については、課外活動に対する支援策を構築し、課外活動を活性化させることを目標として、支援を行ってきた。公認の課外活動団体には専任教員が顧問となり、指導や助言を行っている。2012 年度から「課外活動団体顧問・リーダー合同会議」を年 1 回実施しており、顧問の役割をより明確にしてきた。さらに課外活動団体の役職に就く学生を対象にした「課外活動団体リーダーズ研修会」を年 1 回実施しており、役職者としての心構えを伝え、本学の公認団体の一員であることを自覚し、責任ある行動を心掛けることを役職者はもとより部員にも共有するようにしている（資料 7-31）。なお、2020 年度は、COVID-19 拡大防止のため開催を中止したが、2021 年度は例年どおり実施した。

2020 年度前期は、COVID-19 拡大防止のために課外活動の自粛を要請した。その後、対面授業の開始に合わせて、段階的に活動を認めた。活動を希望する団体には、感染防止策を踏まえた活動計画を明記し、顧問の確認・承認の署名捺印を得た「活動計画書」を学生支援課へ提出させ、安全性が認められた場合に活動の再開を許可した。また、日々の活動については具体的な活動内容を記した「活動申請書」を、活動後には「活動報告書」を学生支援課に提出させ、申請内容に沿った活動であるかを学生支援課が点検している（資料 7-32）。なお、2021 年度も同様である。

また、2020 年度前期は新入部員を勧誘する機会を設けることができなかつたため、後期の対面授業の開始に合わせて、部活動紹介コーナーを設置し、課外活動団体の支援を行った。

例年、11 月に実施される学園祭（「紫明祭」）は、2020 年度については開催形態を変更し、学生の代表で構成される中央執行委員会が中心となって、「新入生歓迎・在学生応援「尋源祭」という名称のもと、学内者に対象を限定して実施された。学園祭では、新入生に対して課外活動団体が活動内容を紹介する機会が設けられたほか、在学生に対しては、同窓会の協力のもと、COVID-19 の影響で食生活に困っている学生を応援するために食料の配

布が行われた。400人分（4000食分）準備されたが、1時間程度で配布完了となり、たいへん好評であった。

2021年度は、学園祭実行委員会の主催で、学園祭を実施した。2020年度と同様に感染拡大防止のため入構は学内者に限定したが、例年の内容に近い学園祭を実施するということから名称を伝統の「紫明祭」として実施した。2020年度同様、同窓会による食料支援も行われた。

なお、学園祭は在学生が企画するものであるが、学生支援課が実現に向けてサポートを行っている。

### 【その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施】

授業の内容及び環境の改善を図り、教育の質を向上させるために、2014年4月より広く学生から意見を聴き取るためのオピニオンボックス「学生の声」を教務課窓口に設置し、学生の声を集約して迅速に対応している（資料 7-33）。

その他、学生全員を会員とする「学生会」の代表者と学生部長との話し合いの場を設けている。学生会では、学生大会を開催しており、学生からの大学に対する様々な意見を集約し、学生会を通して出てきた意見に対しては、大学運営会議で共有した上で関係部署にて検討して返答している。2020年度は、COVID-19の影響で、学生大会が未開催であり、公式な話し合いはできなかったが、学園祭の実施に当たっては、学生会代表者と学生部長、学生支援課が継続的に意見交換を行った。2021年度も同様に学生大会が未開催で公式な話し合いはできなかったが、学生支援課と中央執行委員会は週1回程度で定期的にミーティングを行い、諸問題について相談と意見交換を行っている。

### 【有効性や適切性の判断】

既述のとおり、本学の「学生支援に関する方針」及び「障がい学生支援に関する方針」に基づき、指導教員体制や学習支援室、保健室などの学生支援体制を整備し、学生一人ひとり丁寧に寄りそう支援を行っていることから、本学における学生支援は適切に行われているものと判断する。また、2020年度以降は、COVID-19の影響により、各事業の変更が余儀なくされたが、学生個人の置かれている状況を踏まえて、随時適切な対応・支援を継続している。

点検・評価項目③ : 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

### 【適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価】

学生支援に関する方針に沿って取組が適切に行われ、それについて定期的に点検・評価が行われているかを検証し、その結果をもとに改善・向上に結びつける仕組みについては、

従来は教務課・学生支援課・キャリアセンターをはじめとした各組織が独自に目標管理制度や自己点検・評価、事業計画及び事業報告を利用して検証するというものであった。

その仕組みに加え、2013 年度には全学的な体制を構築した。すなわち、関係する各組織が当該年度に行った活動について、方針に基づいた活動ができているか否か、次年度に向けた改善点がないかどうか等をそれぞれ検証し、その内容を教育推進室と学生支援委員会が取りまとめ、改善すべき点について教育推進室又は学生支援委員会から各組織に指示を出すという仕組みを構築している（資料 4-40、資料 7-34）。

2019 年度には、外部評価委員からの指摘を受け、教育推進室と学生支援委員会学生部会において実施している点検・評価等が、大学全体の内部質保証システムの一環として機能するよう取り組んだ。具体的には、大学運営会議へ教育推進室と学生支援委員会学生部会より「2018 年度大谷大学第 3 回「学修行動調査」結果報告に基づく検証及び評価」及び「2019 年度新入生学科別茶話会について結果報告に基づく検証及び評価」について、検証した結果を報告し、その大学運営会議において結果報告に基づく検証を行った。2020 年度も同様に「2020 年度新入生対象学科クラス別親睦会について結果報告に基づく検証及び評価」（資料 7-35）について報告し、大学運営会議において検証を行った。

また、点検・評価項目②で既述のように、2021 年度には、専任教員を対象に本学の障がい学生支援に関するアンケートを実施し、「障がい学生支援委員会」において集計結果と教員からの意見を共有した。それをもとに、障がい学生支援の現状を点検し、改善点等を含め今後の支援方針を検討した。

#### 【点検・評価結果に基づく改善・向上】

多くの学生が安心して学生生活を送ることができるように、2013 年度より学生支援委員会学生部会では、奨学金制度を学生に周知し活用してもらうことを目標に掲げ取り組んできた。その目標を達成するため、学生支援委員会学生部会において奨学金制度の点検・見直しを行い、学生支援委員会において検証し、改善等に取り組んできた。

当初は、指導教員からの告知の徹底及び奨学金制度の説明会の実施など、目標に掲げたとおり学生への周知を中心に行ってきた。その後、2018 年度から 3 学部体制に代わることを契機に、制度自体の見直しを行い、2017 年度に「大谷大学育英奨学生規程」を改正した。主な改正点は、2018 年度からの学科定員に基づいた採用定員の設定と成績基準に GPA 制度を取り入れたことである（資料 7-36、資料 7-37）。

結果として、この改正により出願条件が明確になり、学生が出願に際して判断しやすくなったため、2018 年度の出願状況は全学において改善・向上することができた。

また、新入生学科別茶話会では、従来の 5 月開催では欠席者が多いこと、5 月開催ですでに交友関係が構築されており仲間に入れられない学生がいることなどの問題点を各学科より指摘されていたことから、2018 年度から 4 月開催とした。その結果、2017 年度は 91.2%であった出席率が、2018 年度は 98.4%、2019 年度は 99.5%と改善されている。

なお、2020 年度は COVID-19 の影響で 4 月のオリエンテーション期間中には実施できず、後期からの対面授業実施に合わせて「新入生対象学科クラス別親睦会」に変えて開催した。学生の出席率は 95.4%であった。各学科クラスからの報告書を学生部会にて点検した結果、例年の 4 月開催と同様に、親睦会の実施は全体的に好評であり、学生同士、また

学生と教員との交流を図る良い機会となったことが窺えた（資料 7-35）。2020 年度新入生対象学科クラス別親睦会についての点検・評価結果を大学運営会議へ報告し検証した結果、学生部会と同様の見解を得られた。2021 年度は、年度初めのオリエンテーション期間に 2020 年度と同内容で実施し、出席率は 98.5%であった。

進級基準の厳格化及び上記の取組等のもと、経年の留年データを確認しても全体的な学生支援が適切に出来ているものとする。今後も本活動等を推進し、留年、休学、退学抑止や改善に結び付けたい。

### 【有効性や適切性の判断】

既述のとおり、教育推進室及び学生支援委員会が、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っており、体制は整っていると考えている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行えているものとする。

## （2）長所・特色 （意図した成果が見られる（期待できる）事項）

### 【学生支援委員会学生部会における活動】

新入生学科別茶話会は、入学後の早い段階で大学に馴染み、人間関係を築くことにより授業の欠席を少なくするなど、留年、休学、退学抑止や改善を目的として実施してきた。

2020 年度は、COVID-19 の影響により、例年どおり 4 月のオリエンテーション期間中には実施できず、後期からの対面授業実施に合わせて開催することとした。開催にあたっては、学生部会にて実施時期、実施方法、感染症対策など、学生が安心安全に参加し、交友を深めることができる機会となるように検討した。開催時期や内容については、各学科クラスの意見も聴取し、柔軟に対応することとした。

その結果、「新入生対象学科クラス別親睦会」の名称のもと、原則、指導教員担当の第 1 回目の授業時での開催としたが、学生の出席率は 95.4%であった。各学科クラスからの報告書からは、教員が様々に工夫して実施したことが窺われ、学生の様子は「交友の様子が見られた」（75.6%）、「初めは交友の様子がなかったが、徐々に見られた」（20.0%）と回答するクラスが合計 95.6%であった。親睦会の実施は全体的に好評であり、学生同士、また学生と教員との交流を図る良い機会となったことが窺える。報告書の内容は、各学科クラスにフィードバックし、2021 年度以降の活動に活かせるよう配慮した。

2021 年度は、2020 年度の振り返りを活かしながら、年度初めのオリエンテーション期間中に前年度と同内容で実施し、学生の様子について、「交友の様子が見られた」（70.0%）、「初めは交友の様子がなかったが、徐々に見られた」（30.0%）と、全ての学科から効果があった旨の報告があった。

なお、2022 年 2 月 14 日時点での新入生の休学者数は 8 名（2020 年度 4 名、2019 年度 9 名）、離籍者数は 7 名（2020 年度 6 名、2019 年度 22 名）であり、減少傾向にある。ほかの要因もありうるが、この親睦会が退学や休学を防止する一定の役割を果たした可能性があると考えられる。この取組を継続して実施することで、学生の留年、休学、退学抑止につながることを期待したい（資料 7-35）。

### 【学習支援室における活動】

2018 年度より 3 学部体制、2021 年度より 4 学部体制がスタートしたが、多数の来談者確保や利用者の学力向上といったこれまでの成果に鑑み、これまでと同様に授業科目（「英語」・「日本語表現」）と連携を図りながら、基礎英語・日本語の読み書きを中心とした学習支援を行っている。そして学習支援室における活動や支援が、本学におけるリメディアル教育の更なる向上につながると考えている。今後も教育推進室との合同会議を適宜開催し成果の検証を行っていく。

2018 年度の検証においても、受講者を対象としたアンケートの結果を確認すると、「今まで英語にかかわることさえいやだったが、この授業を受けて少し理解できるようになった。」「英語を基礎からやり直すことができてよかった。中学・高校ではわからなかったところがわかるようになったことが増えた。」「レポートの書き方など知らないことも多く、とても役立つ授業だった。」「自分が書いた課題が返却されたので、どこを間違えたかがよくわかった。」など教育効果がわかる評価内容のものもあった。このことから学習支援室における活動によって、本学におけるリメディアル教育が学生に対して効果的に行われることが期待できる（資料 7-38）。

### 【点検・評価方法の見直し】

2019 年度には、外部評価委員より「教育推進室と学生支援委員会の検証と、大学全体の内部質保証や自己点検・評価活動との関連性について本報告書からは確認できないが、今後、関係する各組織の活動の検証に基づき行われる教育推進室と学生支援委員会の検証が、大学全体の内部質保証システムの一環として機能することが期待される。」の指摘を受けた。

この指摘を受け、教育推進室と学生支援委員会学生部会において実施した支援内容の「2018 年度大谷大学第 3 回「学修行動調査」結果報告に基づく検証及び評価」及び「2019 年度新入生学科別茶話会について結果報告に基づく検証及び評価」について、大学運営会議に諮った。そこで出た指摘に関しては、教育推進室と学生支援委員会学生部会にフィードバックし、その内容を受け活動を継続することとした。2020 年度も同様に実施し、教育推進室と学生支援委員会の検証が、大学全体の内部質保証システムの一環として機能するように改善することができたと考えている。

## （3）問題点 （改善すべき事項）

### 【障がい学生支援】

現状においても障がいのある学生に対する支援は十分に行ってはいるが、2021 年度に専任教員を対象として実施したアンケート結果をもとに、大学運営会議、障がい学生支援委員会で現状を検証し新たに取るべき課題等を洗い出した。障がい学生支援をより向上させていくために、以下に問題点、課題を提起しこれを改善していく。

障がい学生支援に関する法律（合理的配慮）等の認知度及び理解度については、80%が知

っているとの回答だったものの、内容を理解している者は、40%という結果となった。支援体制の認知度については、「現状のままでいい」との回答が80%と肯定的な意見が多かったが、その反面自由記述にて、障がい学生支援における学内での連携に関して課題を感じているという意見も見られた。また、それら以外にも支援の必要な学生との個別対応における困難さが顕著に伺えた。配慮学生に限らず、グレーゾーンの学生対応では明確な合理的配慮の提示がない分、対応に苦慮するとの意見も多かった。

このアンケートを受け、以下4点を問題点と課題として整理した。

- ①合理的配慮の理解不足
- ②相談する場所が不明瞭
- ③障がい学生支援において「連携」「情報共有」が不可欠である
- ④グレーゾーンの学生への対応の苦慮

これらの課題の具体的な対応策案として、

- ①障がい学生支援に関する法律（合理的配慮）等の学習機会の確保  
教職員が合理的配慮等、障がい学生支援について学習する機会を確保するため、研修会の企画実施を行う。
- ②支援体制の連携の強化、連携における教職員間での認識の強化  
障がい学生支援体制をチーム化することで、横断的な対応を実現する。さらに、配慮学生の指導教員と関係事務職員が学内グループウェアで情報共有し、入学から卒業まで一貫した形で学生支援を行い、次期指導教員への引継ぎにもつなげる。
- ③支援体制の「見える化」  
部署ごとの支援内容を明確化することで、教職員、学生がより分かりやすく利用しやすくする。学内リーフレットの改訂、大学 Web サイトでの情報開示、入学時のオリエンテーションなどで案内を行う。
- ④「学内バリアフリーエリア（ポイント）」の創設  
支援を必要とする学生たちが安心して過ごせる環境の構築を目指す。

と以上4点を「障がい学生担当部会」及び「障がい学生支援委員会」において共有、確認したのち、大学運営会議へも報告し取組についても承認を得ることができた。

今後は、この対応策を実現すべく関係する会議体、委員会などと連携協力し取組改善を進めていく。

## 【キャリア支援】

2022年度以降も COVID-19 の影響で、学生にとって厳しい就職活動になることを踏まえ、次の3点を重点的に学生支援委員会キャリア部会で検討する。

1. 学内での企業説明会の積極的な実施、就職支援協定を始め各自自治体との連携強化など、適宜、適切な就職支援を行うこと。
2. 第1学年、第2学年に対して、正課授業（キャリアデザイン概論、キャリアデザイン実践、インターンシップ）や公務員・教員採用試験対策講習、資格取得講習などの案内を強化し、キャリア形成の意識を醸成できる内容を構築すること。
3. 第3学年の「GPS-Academic」の受検率が2020年度は63.7%、2021年度は71.8%であるため、更なる受検率の向上に向けての改善策を検討する。

#### (4) 全体のまとめ

「(1) 現状説明」で既述のとおり、本学における学生支援は、建学の理念・目的のもとに「学生支援に関する方針」及び「障がい学生支援に関する方針」を定め、その方針に基づき、支援体制を整備し、様々な部署や委員会が連携し適切な支援を実施している。その中でも、特に学習支援室での支援活動や学生支援委員会学生部会における検討・活動は有効に機能していると考えられる。

キャリア支援については、キャリアセンターが、ガイダンス、各種講習会、企業説明会など様々な企画を実施し、キャリア形成支援・就職活動支援を行っているが、今後就職状況の厳しさが見込まれる中で、一人ひとりの状況に寄り添った更なる支援が必要になると思われる。指導教員との連携を取りながら、早い学年からキャリアセンターとの関わり、接点を持てるよう取り組んでいくこととしたい。

また、2020 年度以降は COVID-19 の影響下においても、本学の学生一人ひとりが学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるよう環境を整えてきた。

授業面では、COVID-19 感染予防のため、教室定員を通常の 1/2 とすること、また多人数の科目についてはオンライン授業にするなど、密を避け教室における安全確保を行った。さらに、オンライン授業に対応するため、講義収録システムを導入しオンデマンドの収録はもちろん、他教室に同時配信が可能な体制を整えた。2020 年度は、学生たちがオンライン授業への急な対応を余儀なくされたことから、オンライン授業に対応するための経済的な支援のために、全在生に対して 1 名につき一律 5 万円の学修支援金の給付を行った。

学生生活面では、例年入学後の早い段階で大学に馴染み、人間関係を築くことにより授業の欠席を少なくするなど、留年、休学、退学抑止や改善を目的として実施してきた新入生学科別茶話会は、COVID-19 の影響により、例年と同じ 4 月のオリエンテーション期間中には実施できず、後期からの対面授業実施に合わせて「新入生対象学科クラス別親睦会」の名称のもと開催することとした。親睦会の実施は全体的に好評であり、学生同士、また学生と教員との交流を図る良い機会となった。また、課外活動については、前期は入構制限措置を講じていたこともあり、新入部員を勧誘する機会を設けることができなかったため、後期の対面授業の開始に合わせて、部活動紹介コーナーを設置し、課外活動団体のサポートを行った。さらに例年 11 月に実施される学園祭（「紫明祭」）は、2020 年度については学生の代表で構成される中央執行委員会が中心となって、「新入生歓迎・在学生応援「尋源祭」」という名称のもと、学内者に対象を限定して実施した。学園祭では、新入生に対して課外活動団体が活動内容を紹介する機会が設けられたほか、COVID-19 の影響で食生活に困っている学生を応援するために同窓会の協力のもと、食料の配布が行われた。当日は 400 人分（4000 食分）が準備されたが、1 時間程度で配布完了となり、たいへん好評であった。2021 年度についても、2020 年度と同様の感染防止策を講じながら、オリエンテーション期間中の「新入生対象学科クラス別親睦会」の実施や、4 月の新歓活動を含めた課外活動の実施、例年の内容に近い学園祭の実施など、学生同士や学生教員間の交流や活動が迅速かつ十分にできるよう支援を行った。また、キャリア支援においては、2020 年

度前期は、入構制限を行っていたため、就職活動に取り組む学生の支援として、就職希望の全学生に対して、電話で就職活動の状況を確認し、必要に応じて、電話での相談や、リモートでの相談を実施した。入構制限が解除された後期からは、学内にて個別企業説明会を10月から12月にかけて実施し、学生が企業・事業所と対面で接点を持つ機会を設けた。2021年度も例年の支援に加えて、人員の増員などセンター内における支援体制の充実、指導教員との連携の強化、各自治体との就職支援協定の推進、学内企業説明会の通年での実施など、就職支援の強化を図った。

以上のように、2020年度以降、COVID-19感染症の影響に応じて様々な支援を実施した。

## 第 8 章 教育研究等環境

## (1) 現状説明

点検・評価項目① : 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1 : 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

## 【方針の設定と明示】

本学では「仏教の精神に則り、人格を育成するとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、広く世界文化に貢献する」という建学の理念のもとに、学則の目的（資料 1-3 第 1 条、資料 1-4 第 1 条）や教育目標（人物養成上の目的）（資料 1-3 第 3 条第 2 項、資料 1-4 第 5 条第 3 項）を定めている。本学の教育研究等環境の整備に関する方針はこれらの目的等を踏まえて定めている（資料 8-1）。学生 1 人ひとりが主体的に学ぶことができる環境を整備するとともに、教育力を高められる教育環境と持続的に研究成果をあげられる研究環境の整備に努めるために、学修・教育研究環境の整備に関して 5 つの方向性を設定している。

この方針は、教授会、部課長会議及び助教連絡会を通じて全教職員に周知する（資料 2-7）とともに、大学 Web サイトで公表している（資料 2-9【ウェブ】）。

## 【有効性や適切性の判断】

教育研究等環境の整備に関する方針は、本学の建学の理念や目的に沿って、教育環境及び研究環境について、理念面と施設面の双方に言及して定めている。加えて、この方針は全教職員に周知の上、大学 Web サイトで広く一般に公表しており、適切に明示していると判断できる。しかし、2020 年度の外部評価において、社会的な変化や大学を取り巻く環境変化に対応した制度整備への取組等を含めた方針の改定が望まれるという指摘を受け（資料 8-2【ウェブ】 p.3）、第 2 次中長期プラン「グランドビジョン（2022～2031）」（第 1 章「理念・目的」参照）に対応する形での改正を予定している。

点検・評価項目② : 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1 : 施設、設備等の整備及び管理

- ・ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・ 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

### 【施設、設備等の整備及び管理】

本学は、本部キャンパスと湖西キャンパスを有している。校地面積は 64,850.4 m<sup>2</sup>、校舎面積については 58,464.0 m<sup>2</sup>を有しており、いずれも「大学設置基準」等の法令上必要な面積を満たしている（[大学基礎データ表 1](#)、[基礎要件確認シート 19](#)）。

また、本部キャンパス総合整備計画により、本学の主となる教室棟「慶聞館」が 2018 年 3 月に竣工し、教室とともに学生支援部事務室（教務課、学生支援課、キャリアセンター）や学習支援施設（学習支援室、語学学習支援室、文藝塾）が稼働している。

湖西キャンパスについては、竣工以来約 20 年が経過し大幅な改修が必要となっていたグラウンド（全面真砂土仕様）を、人工芝をメインとする仕様に改修し、2020 年 3 月に竣工した。

#### ○ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

ネットワーク環境については、場所にとらわれず学習、研究を行えることを目的として学内 LAN 上にファイルサーバを配置し、学生及び教員個人ごとに領域を割り当て、利用できるようにしている。これにより授業時間以外も、継続して学習及び研究を進めることができる。また、VPN も整備し（[資料 8-3【ウェブ】](#)）、一部の学内リソースへ自宅などからもアクセスできるよう整備している。学内の教室及び研究室を中心に無線 LAN を整備し（[資料 8-4](#)）、大学が設置した機器のみならず、個人が所有する ICT 機器も学内 LAN に接続して（[資料 8-5【ウェブ】](#)）、学習及び研究に利用できるよう整備している。

COVID-19 感染拡大防止策の一環によるオンライン授業実施に当たり、2020 年度から従来限定的に利用されてきた Moodle（学習管理システム）を全学に開放するとともに Microsoft Teams を導入し、一部の教室には授業収録システムを整備した（[資料 8-6【ウェブ】](#)）。これにより登校できない学生へオンライン授業や対面とオンラインのハイブリット型の授業に参加できる体制を整えた。

#### ○施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

校地・校舎等の管理責任体制については「固定資産及び物品管理規程」第 4 条に「経理責任者（各経理単位の長）は、管理責任者を命じ、管理単位ごとに管理担当者を置いて所属物件を管理させる」と規定している（[資料 8-7](#)）。また、「大谷大学危機管理規程」及び「大谷大学危機管理基本マニュアル」のもと（[資料 2-13](#)、[資料 8-8](#)）、防火・防災体制についても「防火・防災管理規程」並びに「大谷大学大規模地震対応消防計画」を整備し（[資料 8-9](#)、[資料 8-8 pp.7～20](#)）、学長を管理権原者として、自衛消防隊本部隊及び本部キャンパスの各建物を 3 地区隊で分担する自衛消防隊各地区隊を組織している。毎年、学長を委員長とする防火・防災管理委員会が年間の防火・防災訓練を計画し、特に防災の日にあわせて大規模災害の発生を想定した消防訓練（消防計画に基づく避難・消火訓練）を全職員

に案内して実施している。しかし、2021 年度は COVID-19 の影響から、防災意識の啓発活動として災害対策に関する DVD を視聴後、避難する形式での訓練とした。また、建築物の定期報告や法定停電による電気設備点検、煤煙測定、受水槽点検など、法令上で必要な安全面並びに衛生面の調査についても「大谷大学危機管理基本マニュアル」におけるリスク管理の体制に則し、毎年、定期的実施している。

COVID-19 感染防止対策としては、「大谷大学危機管理規程」に基づき設置した危機対策本部が主導し（第 2 章「内部質保証」点検・評価項目②参照）、授業実施時における教室収容定員の 50%制限や教室、研究室、図書館、事務室等へのパーティションの設置、学内各所の抗菌対策（光触媒施工）や手指消毒用アルコール消毒液・除菌スプレー（拭き上げ用ダスター含む）の設置等を行った。また、入退構可能な門を制限するとともに、学内において一定の行動履歴と影響範囲を把握することを目的として、カードリーダーを設置した。

#### ○バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

全てのキャンパスにおいて、ユニバーサルデザインや環境に配慮し、バリアフリーへの対応を進め、教育・研究のニーズに応じた設備を有して整備している。例えば慶聞館では、車椅子に対応できるよう通路は段差を解消の上、移動に必要な幅を確保しており、館内の扉は原則として引き戸にしている。加えて、大教室は前方まで車椅子で移動できるように設計しており、一部の中教室では車椅子が教壇に上られるよう教卓をフロアにおろしている。さらに慶聞館内では、館内重力換気や太陽光発電を利用したシーリングファン、地熱を利用したクールヒートチューブ、館外にはドライミストを設置し、省エネ化にも取り組んでいる（資料 8-10）。

また、多目的トイレについては、従来の身障者用トイレの表記から LGBTQ にも配慮して、2020 年 3 月より「みんなのトイレ（All Gender Restroom）」の表記を追加した。

#### ○学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習のための環境整備として、響流館には地下 1・2 階及び地上 1・2 階に図書館、3 階に総合研究室を接続する形で配置しており、総合研究室では任期制助教が大学院生や学部生の日常の学習指導や卒業研究の指導にあたっている。静謐な環境が保持されている図書館と、学習は元より各種相談が可能な総合研究室は、学生のニーズに応じて使い分けが可能である。また、慶聞館には学生と教員、学生同士が交流を図り、アクティブラーニングを展開できる「マルチスペース」や、輪読会や模擬授業、模擬プレゼンテーションなどに利用できる「サブゼミスペース」、大型モニターやホワイトボードを備え、ミーティングやグループワークなどに利用できる「コモンスペース」を配置している。これらの施設は学生が随時利用できるように整備されている（資料 8-10）。

このほか、慶聞館にはリメディアル教育に主眼を置く「学習支援室（LEARNING SQUARE）」、留学相談や外国語勉強会の提供などの語学学習支援に当たる「語学学習支援室（GLOBAL SQUARE）」、高度で応用的な文章作成能力を身につけることができる「文藝塾」を配置している（資料 8-10）。これらの学習支援施設は、授業での紹介や毎年の各種印刷物による周知等を通して学生への認知度を高めている。慶聞館と響流館との間は連結ブリッジを接続しており、教室棟と総合研究室・図書館が有機的にアクセスできるよう学

生の利便性に配慮した動線を確認している。また、地域連携室事務室と地域連携を目的とした共同スペースをターミナル駅である「北大路駅」と北大路通に隣接した響流館 1 階北側に配置し、地域連携をいかした学習支援を図っている。

### 【教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組】

新任の教員を対象に、大学のネットワークシステムである OUNET の説明会を毎年開催している（資料 8-11）。新入生には、第 1 学年の必修授業である「学びの発見」の授業内で行われる「情報入門」の時間に情報倫理の説明を行った上で、国立情報学研究所の情報倫理学習コンテンツ「倫倫姫」の受講を推奨している（資料 8-12）。なお、コンテンツのすべてで合格条件を満たした学生に対しては、期限を定めて総合テストを実施している。また在学学生へも、継続学習として国立情報学研究所の各種教材を Web で提供している（資料 8-13）。

### 【有効性や適切性の判断】

施設整備については、教育研究等環境の整備に関する方針に基づきながら、第 1 次中長期プラン「グランドデザイン（2012-2021）」に基づいた総合整備計画の推進により着実に実施してきた。情報倫理の確立のための情報倫理教育においても、文部科学省のガイドラインに沿って、対象となる教職員・学生に対して計画的に実施しており、適切であると評価できる。

点検・評価項目③： 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。  
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1： 図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2： 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

### 【図書資料の整備と図書利用環境の整備】

図書館は、本学が設置する 4 学部及び大学院で行われる教育や研究の多様性を考慮して、シラバス記載の参考図書を整備する等、教育研究に不足のない蔵書構築を行っている。年間の図書関係予算（図書、逐次刊行物、消耗資料費図書、オンライン資料等）として、約 8,000 万円を配分し、学部学科等の選書業務担当教員による選書と図書館委員会での審議を経て収書を行っている。2021 年 4 月 1 日現在、図書 891,291 冊（和漢書 704,258 冊、洋書 187,033 冊）、学術雑誌（電子ジャーナル含む）8,219 種（和 6,016 種、洋 2,203 種）、

各種データベース 7 点、Maruzen eBook Library や LibrariE を含む電子書籍 1,232 点、機関リポジトリ 7,939 件、その他 AV 資料も多数所蔵している（**大学基礎データ表 1**）。図書館以外にも総合研究室、仏教教育センター、人権センター、教職支援センター、及び実習支援センターにも、それぞれの施設の利用者にとって有益となるような図書資料を配置し、利用者の利便を図っている。また、図書館には東アジア全域にわたる古典籍資料等、特徴あるコレクションも所蔵している。

各種収蔵資料は、大学図書館特設 Web サイトによる検索システム「大谷大学図書館情報検索システム」の OPAC による検索が可能である（**資料 8-14【ウェブ】**）。OPAC は学内外のインターネット接続 PC より 24 時間検索が可能であり、Web を介して国立情報学研究所の学術情報コンテンツや他大学・研究機関、国立国会図書館など各種図書館の情報検索システムにもアクセス可能である。また、各種図書館協会に加盟している他、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）やオープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）等にも参加し、学外諸機関の学術情報にアクセスが可能である。古典籍資料は冊子目録により検索可能であるが、その一部は大学 Web ページ「古典籍データベース（試行版）」にデータを蓄積し公開している。また、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの利用は図書館内で可能である。

図書館利用環境に際しては、閲覧席数及び開館時間を次のとおり整備している。閲覧席数は 588 席用意し（**大学基礎データ表 1**）、学習及び研究に集中できるように仕切りのある個人ブースや、グループ閲覧室も整備している（**資料 8-15【ウェブ】**）。授業期は平日 9:00～20:30、土曜日 10:00～17:30 開館とし、長期休暇中は短縮開館を実施することで利用しやすい環境を確保している。学生は、「大谷大学図書館情報検索システム」上に各人がポータルサイトを持つことができ学習への利便を図っている。（**資料 8-16【ウェブ】**）

利用者である学生に対しては、図書館利用ガイダンスやガイドツアーをはじめ、図書収蔵のリクエスト制度や学生が選書に参加する選書プロジェクトを実施し、図書に親しむ機会を創出している（**資料 8-17**）。また、図書館長宛の意見・質問箱「館長直々」を設置し、回答を掲示するなど利用者の意見を運営に反映する仕組みを整備している。過去の事例では、利用者からの要望により、図書返却日をメールで連絡する仕組みを追加したり、閲覧室内ロッカー付近に一時的な物置台を設置するなど、利用環境の改善に寄与している。

なお、2021 年度は 2020 年度に引き続いて COVID-19 感染拡大防止対策として、閲覧席の減数、返却本の 24 時間以上隔離などを実施した。

### 【図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置】

運営スタッフについては、2021 年度の職員スタッフ 15 名（館長は教員兼務のため除外）のうち司書資格を有する者は 8 名である。なお、専任職員 2 名を司書として本学が認定している。この 2 名は漢籍、和古書それぞれの専門司書であり、所蔵資料の研究利用を支援する環境を整えている。

### 【有効性や適切性の判断】

本学図書館の蔵書の特徴である仏教典籍を基盤に、本学設置専門分野を中心とした蔵書構築を行うとともに、大学図書館特設 Web サイトによる検索システムと個人用ポータルサ

イトの運用など、利便性を着実に向上させている。また、専門スタッフの配置により、大学の理念に沿った特色ある図書館となっており、利用者の要望を取り入れながら適切に運用していると判断できる。

点検・評価項目④ : 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1 : 研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

#### 【研究活動を促進させるための条件の整備】

本学が定めた「教育研究等環境の整備に関する方針」の中で、研究活動のための環境整備に対する基本的な方向性を「大学が組織的におこなう研究活動と、教員が個々におこなう研究活動に適した環境の整備に加え、次代の研究者を育てる研究環境を整備・維持する」と明示している(資料 8-1)。本学ではこの方針に基づいて、教員の研究活動への各種支援や個人研究費の支給など、研究環境の整備を行っている。

専任教員及び任期制教員には1人1室の個人研究室を割り当てており、研究活動や学生指導の拠点となっている。また、任期制助教へは総合研究室の中央部に個人デスクを配置し、学生指導と個々の研究に取り組める環境となっている。博士後期課程の学生には、総合研究室内に個人デスクを用意している。さらに教員の教育研究時間確保のために、研究活動に関する書類作成等の手続のシステム化を試行的に開始した。詳細は、点検・評価項目⑥で後述する。

専任教員及び任期制教員個人の研究活動にかかる経費は、研究資料費として措置している(大学基礎データ表 8)。支給額は、全教員対象に研究資料費 A 35 万円、応募による研究資料費 B 20 万円(2021 年度 25 名)である。任期制助教に 48 万円、真宗総合研究所の PD 研究員(任期制)に 30 万円を支給している。この個人研究費は、科学研究費助成事業の支給基準に合わせて運用している。

また、真宗総合研究所では、科学研究費への応募を条件として個人研究及び共同研究に対して研究助成を実施している。

科学研究費の採択を促進するために、各教員が科学研究費申請の準備を開始する時期に、学内の採択経験者による申請書類作成のための研修会「科研費セミナー」を毎年実施している(資料 8-18)。受講は任意であるが、科学研究費を申請する教員にとって有用な機会となっている。また、科学研究費の採択経験のある教員による申請書類の事前チェックを希望者に対して行っている。これらの取組は、近年の科学研究費補助金の採択率上昇に寄与している(資料 8-19)。

専任教員の国内外機関における調査研究支援のため「在外研究員助成」制度を設けている（資料 8-20）。また、学術研究の成果として、その価値が認められる刊行物の出版に対して「学術刊行物出版助成」を行っている（資料 8-21）。

本学における教育研究の質的向上及び学生の学習研究能力の向上に資することを目的として、学部生・大学院生を登用するアシスタント制度を設けている。ティーチング・アシスタント（大学院生）、スチューデント・アシスタント（学部生）のほか、情報教育アシスタント、ライブラリー・アシスタント、語学学習支援室アシスタント等、多様なピア・サポート学生（ラーニング・アシスタント）を配し、学生の日常的な学習活動に対して十分な支援を提供している。また、真宗総合研究所において実施する研究事業の補助的業務に携わる嘱託研究員制度（リサーチ・アシスタント／本学大学院博士後期課程学生）を運用している。

なお、2021 年度は 2020 年度に引き続き、COVID-19 感染拡大防止策の一環として入構制限を実施した。2020 年度当初より学外者を招聘しての研究活動の自粛を要請したが、その後、入構制限の一部緩和に応じて学内及び学外研究者を対象とした研究活動の取扱い（資料 8-22、資料 8-23）を、学内者へは学内ポータルサイトの掲示板において、学外者へは個別連絡により周知した。2020 年度後半から 2021 年度は、オンライン形式による大規模な学外学会の開催やオンライン形式と対面形式併用の研究会開催など工夫を重ね、安全に配慮した研究活動を推進した（資料 8-24【ウェブ】）。

### 【有効性や適切性の評価】

専任教員や任期制教員、真宗総合研究所の嘱託研究員の研究活動と大学院生・学部生の各種アシスタント制度、リサーチ・アシスタントの制度を整備しており、多様な立場で研究活動が可能となっている。また、専任教員及び任期制教員の研究費については科学研究費の運用方法に準拠しており、有効に運用できていると判断している。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

### 【研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組】

研究倫理の遵守及び研究活動の不正防止に関する取組は、文部科学省決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、2017 年度から「大谷大学における公正な研究活動の推進に関する基本方針」をはじめとする関連規程をもとに運用してきた。しかし、当該ガイドラインに適切に準拠した規程の再整備が必要と判断し、2020 年度並びに 2021 年度に全面的な規程改正を行い、2021 年度より施行している（資料 8-25【ウェブ】）。

研究倫理及びコンプライアンス教育に関しては、公的研究費を管理する研究機関の義務となっていることから、教員及び大学院博士後期課程の学生に対し、2017年度から e-learning 講座である日本学術振興会作成「eL CoRE」の受講を義務付けてきた。2021年度は e-learning 教材を、人文・社会系研究者用プログラムを有する一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の研究倫理教育 e ラーニングプログラム「eAPRIN」に変更して受講を義務付け、受講率は 100%であった。また、学生（学部生・大学院修士課程・大学院博士後期課程）に対しては、研究倫理啓発用文書「レポート等における「盗用」等の「研究不正」について」を配付し、ゼミ等において指導教員より説明を行っている（資料 8-26）。2021年度も、同様に教員及び学生に対する研究倫理及びコンプライアンス教育を徹底している。2021年度は 4 半期に 1 度、学内グループウェア、教授会報告等にて研究不正事案等を紹介する取組を新たに始め、更なる公正な研究活動の推進に努めている。

教員の研究活動における研究倫理審査については、個人情報を含むアンケート調査を必要とする研究計画などについて、研究倫理教育・審査委員会を定期的で開催して審査を行っている。研究倫理教育・審査委員会における審査での指摘事項は該当する研究者に伝え、研究方法の改善を行っている。また、研究費不正防止委員会は、研究費の不正防止計画の策定及び点検を行っており、適正な研究費の管理運用体制の改善にも寄与している。さらに、公的研究費の不正防止への取組や管理体制は「公正な研究活動推進についての取り組み」として大学 Web サイト上で公表し、学内外からの相談窓口と研究不正告発のための第三者の窓口を設け、研究不正が発生した場合における対応等に関し必要な事項を定め、適正な研究活動が推進できる体制を整備している（資料 8-25【ウェブ】）。

### 【有効性や適切性の判断】

研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程は、文部科学省によるガイドラインに準拠して体系的に整備し、大学 Web サイトにて公開している。規程に基づいた委員会等では、必要な案件について審議する体制を整え、研究倫理及びコンプライアンス教育を実施し、啓蒙活動を推進するなど、研究者の研究倫理に対する意識の向上にも有効であると判断できる。

点検・評価項目⑥ : 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

### 【適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価】

教育研究等の環境整備については、教育研究支援委員会、研究倫理教育・審査委員会、図書館委員会、博物館委員会等の学内委員会で、現状把握と改善提案、結果報告など点検・評価を行っている。問題や課題が生じた場合には、内部質保証推進責任組織かつ大学運営責任組織である大学運営会議に報告している。その後、大学運営会議において改善が必要

な事項を審議し、関係する各組織で改善に取り組んでいる。2018 年度から内部質保証推進責任組織を中心とした全学的な点検・評価が行われるようになり、問題が生じるごとの点検・改善ではなく、点検・評価の指標（利用者数、スタッフからの聞き取り、学生からの要望等）を活用しながら、点検・評価を毎年実施している。

#### 【点検・評価結果に基づく改善・向上】

具体的な改善・向上に向けた取組として、2020 年度から研究資料費 B の申請書式を簡便に変更した（資料 8-27）。2019 年度までは当該年度から 3 年間の研究計画を記入する書式であったが、2020 年度書式から当該年度のみ研究計画を詳細に記入するよう変更し、当該年度終了後に研究活動の点検を促すべく「確認書」の提出を求めることとした。さらに、その「確認書」の提出を次年度研究資料費 B 申請の与件とし、研究成果の可視化及び研究活動のサイクル化を図っている。

また近年、研究活動に関する書類作成等の業務が教員の研究時間を圧迫する傾向にあることが課題であり、内部質保証推進責任組織である大学運営会議から 2020 年度末に指摘を受けた（資料 2-19-2）。そこで書類作成等の手続をシステム化し、教員が本来の教育研究時間を確保できるよう、2021 年度に科学研究費管理システム「Dr.Budget」を導入し試行的に運用を開始した（資料 8-28）。また 2022 年度以降、研究資料費執行申請にも拡張できないか模索している。

さらに、総合研究室では大学院生の減少やグループワークを必要とする学問分野の増加などにより、グループワークスタジオを設置（2014 年 4 月）するなどの改善を図ってきた。

#### 【有効性や適切性の判断】

点検・評価を毎年実施し、その結果や内部質保証推進責任組織である大学運営会議からの指摘をもとに改善・向上に向けての取組を着実に進めている。第 2 次中長期プラン「グランドビジョン（2022～2031）」では、基本的な教育研究環境の整備と時代状況に即した環境整備を予定しており、現在の内部質保証システムのもとで更なる改善・向上が期待できる。

ただし、新たに導入した施設・設備やシステムについては、有効性を検証する体制を整備しつつ今後の運用を進めていく必要がある。

### （2）長所・特色（意図した成果が見られる（期待できる）事項）

2018 年 4 月より新教室棟「慶聞館」が稼働しており、アクティブラーニングに適した多機能の教室が整備されていることと、学生の自主的な学習のための施設・設備の整備が図られていることは特色として挙げられる。従来の施設である響流館の図書館・総合研究室では、静謐な読書環境を提供する図書館と学習相談やグループ学習も視野に入れた総合研究室との連携が図られていたが、これに加えて慶聞館に各種学習支援施設（「学習支援室（LEARNING SQUARE）」、「語学学習支援室（GLOBAL SQUARE）」、「文藝塾」）を移設・

集約し、慶聞館と響流館を連結ブリッジで接続したことにより、より学生の学習活動への利便性が高まった。また、地域連携事業を行う地域連携室や、全学的な宗教教育の拠点となる仏教教育センターといった各種施設の稼働によって多様な関心を持つ学生の学習支援施設への動線が改善され、学生にとってより多様な学内拠点が選択可能となった。

### （３）問題点 （改善すべき事項）

点検・評価項目⑥で既述のとおり、新たに導入した施設・設備やシステムについては、有効性を検証する体制を整備する必要がある。また、図書館及び総合研究室と学習支援施設としての学習支援室、語学学習支援室、文藝塾、地域連携室、仏教教育センター等については、その連携と機能分化が課題となっている。特に、総合研究室に常駐する任期制助教制度は、本学が文学部単科大学であった時代に整備されており、その後、複数学部化したこともあって各学部のニーズと齟齬を来すなど現体制との不整合が発生している可能性について内部質保証推進責任組織である大学運営会議から指摘を受けている。この点については総合研究室主任を中心とした総合研究室運営委員会で意見を聴取し、各学習支援施設関係者とも調整の上、大学運営会議において継続的に改善に向けた協議を行う必要がある。

なお、教育研究環境の適切性の点検・評価については、2021年度以前の実績を踏まえて、教育研究支援委員会のワーキンググループにて実施し、改善・向上への施策をまとめた上で、委員会へ報告し審議する予定である。

### （４）全体のまとめ

本学の教育研究等環境の整備については、本学の教育理念に基づいて策定した第1次中長期プラン「グランドデザイン（2012-2021）」のもと、基本的な教育研究環境の整備と時代状況に即した環境整備を行ってきた。教育環境においては、アクティブラーニングに対応した教室、施設・設備や、地域との連携を推進する地域連携室の設置など、社会環境・教育環境の変化に対応して拡充してきたものもあり、仏教教育センターのように本学の教育理念の根幹を表現する機関も整備している。また、研究環境については、真宗総合研究所を中心として、科学研究費等の外部資金の獲得のサポートを行うなど支援体制の整備に努めている。また研究倫理教育や研究倫理に関する規程整備については、適切に対応している。

以上のように、本学の理念を踏まえた教育研究等環境に関する方針を明示して共有し、それに基づいた施設・設備の整備等を行っている。2018年度以降は内部質保証システムにより、定期的にその取組を点検・評価し、改善を行っている。

全体のまとめとして、本学の教育研究環境等の整備については、仏教の理念を基盤とする大学として、特色ある環境が実現できていると判断している。

## 第 9 章 社会連携・社会貢献

### (1) 現状説明

点検・評価項目① : 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1 : 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

#### 【方針の設定と明示】

本学では「仏教の精神に則り、人格を育成するとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、広く世界文化に貢献する」という建学の理念のもとに学則の目的（資料 1-3 第 1 条、資料 1-4 第 1 条）や教育目標（人物養成上の目的）（資料 1-3 第 3 条第 2 項、資料 1-4 第 5 条第 3 項）を定めている。本学の社会連携・社会貢献に関する方針はこれらの目的等を踏まえ、教育・研究の充実により地域社会を基盤として幅広く社会との連携を図ることができるよう、次のとおり定めている。

#### 《社会連携・社会貢献に関する方針》

本学は、教育・研究を通して、広く社会との連携を図り、以下の方向性をもって社会に貢献する。

- (1) 本学の学術資源を生かした社会貢献、国際貢献に取り組む。
- (2) 本学の教育研究の成果を基にしつつ、生涯学習の機会を社会に提供する。
- (3) 本学の教育活動を公開・提供する取り組みを推進する。
- (4) 全学的組織として地域連携室を設置し、教育と地域の連携を図る。
- (5) 学内の社会連携・社会貢献の取り組みが相乗的に効果を上げることをめざし、学内横断的な会議体を設置する。

この方針は、教授会、部課長会議及び助教連絡会を通じて全教職員に周知する（資料 2-7）とともに、大学 Web サイトで公表している（資料 9-1【ウェブ】）。

#### 【有効性や適切性の判断】

本学では、建学の理念・目的等に基づきながら、本学の学術資源の活用や、地域社会、国際社会に対する貢献の視点も含めて社会連携・社会貢献に関する方針を定めている。また、全教職員に周知の上、大学 Web サイトでも広く一般に公表しており、適切に明示していると判断できる。

点検・評価項目② : 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に

## 社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：国際交流事業への参加

### 【学内の実施体制並びに学外組織との連携体制】

本学の専門領域や研究・教育活動を通じた地域連携を行い、社会貢献活動を実施するために地域連携室を設置している。地域連携室では、近隣自治体や地域団体、企業、NPOなど学内外の諸機関と連携して、社会的活動である「地域連携プロジェクト」を実施し、正課授業と連動した教育プログラムのほか、正課外でも学生が活動する機会を提供し、社会学部現代社会学科・コミュニティデザイン学科の学生を中心に学生の主体的な学びの機会を提供している。学生や教員の地域活動の活発化により、地域との協働事業が年々増加している。また地域と大学との窓口は地域連携室が担っており、社会学部と連携しつつ、情報集約と教育活動への連携の拠点としている。

地域連携室は室長1名、副室長1名、室員若干名、専従のアドバイザー若干名で構成している。地域連携室長は大学執行部である社会学部長が兼任しており、内部質保証推進責任組織かつ大学運営責任組織である大学運営会議との連携を図っている。室員には、地域連携室が推進する「地域連携プロジェクト」に関係性の高い教員が就任しており、定期的に会議を開催してプロジェクト間の連携を取っている（資料9-2）。

また、地域連携室の円滑な運営を図るため、学内横断的な会議体として、地域連携室運営会議を置いている。地域連携室運営会議は教育・学生支援担当副学長、研究・国際交流担当副学長と、所管課である教育研究支援部教育研究支援課と学生支援部教務課の部課長が構成員となっており、地域連携プロジェクトの各種事業を教育プログラムとして点検・評価し、迅速な改善につなぐことのできる体制となっている（資料9-2）。

### 【社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進】

地域連携室における社会連携・社会貢献に関する代表的な取組は以下のとおりである。

- ①京都市北部山間地域の中川社会福祉協議会との連携事業として「中川学区の暮らし再発見プロジェクト」を実施している。学生が主体となった地域の高齢者向け福祉サロン活動（オンライン形式での活動を含む）や、地域伝統行事への協力・参加等を行っている。2019年度から福祉事業所を運営するNPO法人と連携し、中川産茶葉を使用したクラフトビール「京都・中川まんまビア！」を製造販売し、販売益の一部を地域活動に還元する取組を行っている（資料9-3）。
- ②「京都市北区における大学・地域包括連携協定」に基づき京都市北区役所と覚書を締結し（資料9-4）、「大学のまち・学生のまち北区の発展」に寄与している。その一環として、北区役所が進める「市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもを育む『はぐくみ文化』の創造・推進に資する活動」に参画し、子どもの地域での健全な育成や、大人の関わりとサポートの在り方などについて、教育学部教育学科幼児教育コースの学生を中心に有志で参加して取り組んでいる（資料9-5【ウェブ】）。
- ③大学周辺エリアの情報発信として、NPO法人コミュニティ・ラジオ京都と連携し、学

生自らがラジオの番組制作・放送を行っている。番組には、京都市北区など近隣で活動しているゲストを招き、地域のまちづくり等の情報や、大学の情報を発信している。また、学生が近隣店舗の取材を行い、フリーペーパー「キタキタ！」を発行する（資料 9-6）とともに、特設 Web サイト「キタキタ！」での情報発信を行っている。

- ④全学部の学生を対象とした「人間学Ⅱ-2」の授業では、祇園祭宵山での屋台等に起因する投棄ゴミが銚町エリアでの地域課題となっている事例を取り上げている。宵山当日は京都市内のいくつかの大学や企業とともに、「祇園祭ごみゼロ大作戦」（ごみ減量を目的としたリユース食器の回収やごみの分別指導、清掃活動等の実施）に参加するとともに、本学として活動への協賛を行っている。地域連携室では、主催する一般社団法人ごみゼロ大作戦と連携し、該当授業の受講生をはじめ全学生や教職員を対象に参加募集を行い、送り出しを行っている。なお、2020 年度及び 2021 年度は COVID-19 感染拡大防止の観点より開催規模を縮小して実施した（資料 9-7【ウェブ】）。
- ⑤左京東部及び左京西部の「いきいき市民活動センター」を運営する「劇研」と連携し、地域住民をはじめとする施設利用者への聞き取り調査を実施している。「新型コロナウイルスの地域社会への影響」や「若者と高齢者交流」など社会学的見地から、施設事業の効果検証や今後の施設運営への助言を行っている（資料 9-7【ウェブ】）。
- ⑥京都市営地下鉄を明るく、活性化する事業「KYOTO 駅ナカアートプロジェクト」では、京都市内 12 の大学と京都市交通局が実行委員会を組織し、参加大学の学生によるアート作品を地下駅構内に展示している。本学は、構成団体として北大路駅の展示と、事業全体の PR 動画の作成を担当し、事業の推進に貢献している（資料 9-8）。

上記以外にも、地域連携室では多数の社会連携・社会貢献活動に取り組んでいる（資料 4-6、資料 9-9、資料 9-10【ウェブ】、資料 9-11【ウェブ】）。

また、地域連携室以外でも、地域との交流事業を行っている。生涯学習講座や、博物館等の各種公開講演会、宗教行事とともに開講する講演会、教員免許状更新講習等の取組は、本学の教育研究の成果を基にしつつ、生涯学習の機会を社会に提供する取組である（資料 9-12）。特に、全国に 80 支部を有する同窓会組織と共同で実施している大谷大学公開講演会と教員免許状更新講習は、地域的な広がりという点においても、教育研究の成果を広く社会に還元する活動である（資料 9-13【ウェブ】、資料 9-14【ウェブ】）。また、暁天講座は、早朝開催にも関わらず多数の受講者を得ており、地域に根差した講座である（資料 9-15【ウェブ】）。そのほかに、教職支援センターが中心になって開催する地域交流イベント「おおたにキッズキャンパス」（第 4 章「教育課程・学習成果」点検・評価項目④参照）は学生をとおして本学の教育活動を公開・提供する取組である。なお、社会連携・社会貢献事業は、COVID-19 感染拡大防止の観点より 2020 年度及び 2021 年度は中止あるいは規模縮小したものがあつたが、オンライン形式での実施に振り替えるなど工夫して実施したものも多数あつた。

#### 【国際交流事業への参加】

国際交流事業については、海外の 27 大学・研究機関等と学術交流協定を締結し、学生の共同学位授与プログラムや学生交流を行っている（資料 9-16【ウェブ】）。また研究活動においては、インド大使館との共催により 10 月にオンライン国際仏教会議を開催した（資

料 9-17【ウェブ】)。本会議は、日本・韓国・タイ・カンボジアの 4 つの仏教国で、インド政府がインドと深い関係のある大学を選定し行われる国際会議であり、インド独立 75 周年及び印日国交樹立 70 周年記念として実施された。また、ハイデルベルグ大学（ドイツ）と写本研究の共同プロジェクトをオンライン形式にて 7 月より複数回にわたって開始した（資料 8-24-1【ウェブ】）。

大谷大学の国際交流は仏教研究における海外との研究交流に関連するものが多くあり、本学の特徴的な国際交流事業であるといえる。外務省の感染症危険レベル 2、又は 3 が発出されたことを受け、2020 年度に引き続き 2021 年度も COVID-19 感染拡大防止のため本学でも海外渡航を禁止した。研究者及び関係者の往来は中止となったが、オンライン形式で交流事業を実施するなどの成果があった。

### 【有効性や適切性の判断】

以上のとおり地域連携・社会貢献に関しては、2015 年に開設した地域連携室が地域と大学とを結ぶ拠点として機能している。地域連携室で行っているプロジェクトは、正課授業の受講者としての参加と正課外のボランティアとしての参加があり、その両方をサポートしている。地域連携室の所管部署である教育研究支援課と正課授業を所管する教務課が連携して事業を進めている。地域連携室開設以降、学生が地域活動に参加するための選択肢は増加しており、地域連携室の体制が有効に機能しており、適切であると判断できる。また、国際交流活動においては、所管部署である教育研究支援課が中心となり、入学センター、教務課、学生支援課、キャリアセンター、財務課の各部局並びに、語学学習支援室、真宗総合研究所が連携し、教育及び研究の双方から充実を図っている。

これらの社会連携・社会貢献に関する活動は、COVID-19 感染拡大防止対策を講じながらも、点検・評価項目①で既述した社会連携・社会貢献に関する方針に基づいて継続的に実施しており（中止となった事業を除く）、教育研究成果を地域活性化への貢献や講座・講演会の開講、Web での情報発信等をとおして社会に還元しているため、適切であると判断できる。

点検・評価項目③ : 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

### 【適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価】

正課授業や正課外のボランティアなどで交流のあった地域からの情報は地域連携室で集約し、有用な情報は地域連携室室員会議において精査している。

地域連携室長は大学執行部である社会学部長が兼任しており、適切な情報に基づく点検と改善が可能な運営体制となっている。また、地域連携室には教育活動との連携のために地域連携副室長を任命し、活動の統括を行っている。方針の内容や当該年度の地域連携活

動全体に関しては、地域連携室運営会議において各プロジェクトの報告をもとに点検・評価している。(資料 9-18)。地域連携室長は、地域連携室での点検・評価結果を自己点検・評価報告書として毎年取りまとめ、年度末に内部質保証推進責任組織である大学運営会議へ社会連携・社会貢献に関する取組の成果・課題・改善方策について報告している。大学運営会議は地域連携室や各学部・研究科からの報告を受け、必要に応じて改善・検討指示や助言を行っている(資料 2-19)。

国際交流に関する活動に関しては、前述のとおり、教育研究支援課が中心となり、入学センター、教務課、学生支援課、キャリアセンター、財務課の各部局の国際交流担当者が連携し、規程にはない組織ではあるが「担当者連絡会」を定期的開催し、情報の共有及び事業運営の調整にあたっている。

### 【点検・評価結果に基づく改善・向上】

国際交流に関する活動に関しては、大学運営会議の構成メンバーである研究・国際交流担当副学長(「社会連携・社会貢献」の点検・評価責任者)を委員長とする学術交流委員会において留学送出学生の支援施策に関する課題を洗い出し、2021 年度には新たな助成金制度を設けた(資料 9-19)。

### 【有効性や適切性の判断】

地域連携に関する活動については、地域連携室を中心に課題の集約と検証を行う体制をとっている。地域連携室長は、内部質保証推進責任組織及び大学運営責任組織である大学運営会議と連携を図っており、地域連携室室員会議は実施プロジェクトに関係の深い教員を構成員とすることで迅速な課題の把握・改善が可能となっている。さらに、地域連携室運営会議は点検・評価項目①に記載したとおり、地域連携活動を教育プログラムとして点検・評価し改善につなげる体制をとっている。

また、国際交流に関する活動については、関係部署の担当者による「担当者連絡会」を定期的開催し連携して運営を行っている。国際交流については点検・評価を行う上での指標の検討を継続している。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する活動については、課題集約と検証を適切に行う体制が有効に機能しており、大学運営会議と連携を取りながら改善・向上に向けた取組を行っている判断できる。一方で国際交流事業については、点検・評価プロセスを早急に確立する必要がある。

## (2) 長所・特色 (意図した成果が見られる(期待できる)事項)

地域連携事業においては、地域の課題と教育の課題を取り結ぶために 2015 年度に設置した地域連携室が有効に機能して推進している。「地域連携室規程」は、教育研究支援部教育研究支援課と学生支援部教務課との共同所管となっており、特に授業等において地域活動を行う場合には、教育プログラムとしての有効性を検討しつつ進めることができる点が、本学の地域連携事業に関する実施体制の特色である。

国際交流においては、国際的な学術協力や、仏教に関する講座への教員派遣など、本学の学術資源を生かした海外での学術情報の発信など、国際貢献につながる成果を挙げている。特に仏教研究の分野においては、真宗総合研究所を研究拠点として多彩な活動を行っており、本学の最も特徴的な部分であると考えられる。

地域連携室以外の事業でも、生涯学習講座や、博物館等の各種公開講演会、宗教行事において実施する公開講演会、教員免許状更新講習、同窓会との連携事業、教職支援センターで行う「おおたにキッズキャンパス」などは、本学の教育研究の成果を社会に提供する特徴的な取組である。

生涯学習講座・博物館等の公開講演会や、宗教行事は宗祖親鸞聖人御命日勤行・講話や暁天講座など全て一般公開しており、学外からも多くの参加者がある。宗教行事は、2018年に設置した仏教教育センターが中心となって実施している。教員免許状更新講習では高等学校等の教員の参加、同窓会との連携事業である大谷大学公開講演会では全国各地の同窓生の参加、おおたにキッズキャンパスでは開催地域の子供やその保護者の参加など、それぞれ多様な関心分野からの参加者があり、本学の教育研究成果の発信の場となっている。ただし、2021年度は、2020年度から続くCOVID-19感染拡大防止の観点により中止せざるをえない事業もあったが、いくつかの事業は規模を縮小しながら実施することができた。

### (3) 問題点 (改善すべき事項)

本学では、学部・学科、研究科・専攻、事務局、教職員・学生それぞれに多様な社会連携・社会貢献の活動を展開している。地域連携室では正課授業である教育プログラムを中心に事業を行っているが、それ以外にも、生涯学習講座や各種講演会など多様な活動があり、それらを総合的に点検・評価プロセスの中に組み入れ、全学的に特色ある活動を検証しながら推進する必要がある。

具体的には、内部質保証推進責任組織である大学運営会議で全学的な点検・評価を実施する前に、地域連携室(地域連携)、真宗総合研究所・語学学習支援室(研究成果公開、国際交流)、生涯学習講座運営委員会(各種講座)、仏教教育センター(講演会等)の各責任者や事務局との意見交換会や情報共有の場を設けるといった対策が考えられる。個々の取組を総合的に点検し、全学的な改善につながるように、点検・評価プロセスの改善を進める予定である。

なお、地域連携室は、開設期を経て安定的運用期に移行しており、今後は、社会学部等ともより密接に連携し、地域や社会の問題解決に資する展開の検討も課題である。

また国際交流事業については、点検・評価を行う上での指標が確定できていないことから、2022年度中に点検・評価プロセスを改訂し、改善に取り組む。具体的には、2021年度の国際交流活動の点検・評価について、①留学生受入・送出数、②留学送出学生の希望国・地域と協定大学とのマッチング状況、③各協定大学・研究所等の現況を指標として取りまとめ、学術交流委員会において、2022年度前期中に実施する予定である。

#### (4) 全体のまとめ

仏教の精神に則り、人格を育成するとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、広く世界文化に貢献するという本学の理念を踏まえた上で、特色ある教育研究活動としての社会連携・社会貢献を推進している。特に国際交流に関しては、本学の特徴ある資産である仏教研究に関連した交流活動を行っている。また、地域連携に関しても、本学の特徴ある教育内容の発信を行っている。本学の社会連携・社会貢献に関する方針は、適切に定めており、広く公表している。その方針に基づいた点検・評価を引き続き実施し、本学の特色ある学術資源や教育研究活動の成果をより社会に還元できるように改善を行っていく。

## 第10章 大学運営・財務

### 第1節 大学運営

#### (1) 現状説明

点検・評価項目① : 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1 : 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2 : 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

#### 【大学運営方針の明示及び周知】

第1章「理念・目的」で既述しているが、本学は2011年10月13日に第1次中長期プラン「グランドデザイン（2012－2021）」（以下、「グランドデザイン」）を公表し、2012年4月1日～2022年3月31日の10年間の中長期計画を明確にした。

本学では、このグランドデザインにおいて「管理運営に関する方針」を定めているが、その方向性をより明確にするため2014年度に見直しを行い、2018年度に「大学運営に関する方針」として次のとおり定めた。

#### 《大学運営に関する方針》

学長のリーダーシップのもと、教職協働体制を維持強化し、迅速な意思決定を行うことができる体制を構築する。また、大学経営・運営における戦略策定やその遂行に力を発揮することができる教職員を育成するとともに、増収による財政基盤の安定を図る。

この方針は、大学運営会議（点検・評価項目②「大学の執行部及び役職者の選任方法と権限の明示」において説明）で決定した後、教授会、部課長会議（事務局業務の連絡調整を図る）及び助教連絡会において報告し、教職員へ周知している（資料2-7）。また、大学Webサイトでも公表している（資料10(1)-1【ウェブ】）。

#### 【有効性や適切性の判断】

上記の方針は、教育・研究・社会貢献等、大学の重要な活動を支えるために必要な協働する体制づくりと実際に活動する教職員の育成、さらには財政基盤の安定など、これからの大学運営に必須である内容を盛り込んだ上で設定している。また、学内にも周知しつつ大学Webサイトで公表している。以上のことから、方針の明示・周知は適切であると判断している。

点検・評価項目② : 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1 : 適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・大学の執行部及び役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2 : 適切な危機管理対策の実施

### 【学長の選任方法と権限の明示】

本学では、大学運営に関する方針に「学長のリーダーシップのもと、教職協働体制を維持強化し、迅速な意思決定を行うことができる体制を構築する」と定めている（資料 10(1)-1【ウェブ】）。学長の意思を反映し、大学が一丸となって様々な活動が推進できるように各種規程を制定又は改正してきた（資料 10(1)-2）。

まず、学長の選出方法については、2012 年度に見直しを行い、専任の教育職員と事務職員の投票による選挙で最終候補者を決定することとした。従来は「信任投票」の権利しかなかった事務職員にも教育職員と同様に投票権を与えるなど、教職協働を進める改正となっている（資料 10(1)-3）。選挙は、5名の推薦人が推薦する者を候補者とし、候補者の所信表明を公示するなど、学長として任命された後の運営方針を確認できる方法をとっている。最終候補者として選出された者については、理事会の審議を経て、理事長（学校法人の設置母体である真宗大谷派の宗務総長が兼務）が学長として任命している（資料 10(1)-4、資料 10(1)-5）。

学長の権限については、「大谷大学職制規程」に「理事長の監督のもとに、本学を統理する」と規定している（資料 10(1)-4 第 3 条第 2 項）。また、「真宗大谷学園経理規程」においては「法人の経理については、財務理事を総括責任者とし、各経理単位については、その長を経理責任者とする」と規定しており、学長が本学における経理責任者となっている（資料 10(1)-6 第 5 条第 1 項）。さらに「大谷大学職員就業規則」では、「職員のサービスの監督は、学長がこれを行う」と定め、大学の教職員の職務に対する責任者として規定している（資料 6-5 第 5 条第 2 項）。

### 【大学の執行部及び役職者の選任方法と権限の明示】

本学では、本学の運営に関する重要事項を審議するために、2013 年 4 月に新たな組織を設置した。具体的には、経営に係わる事項について学内レベルの意思決定を行う「学長会」と日々の業務に関する意思決定を行う「大学運営会議」の設置である（資料 2-12）。

「学長会」は、学長、学監・副学長、学監・事務局長、教育・学生支援担当副学長、研究・国際交流担当副学長の 5 名で構成し、「大学運営会議」は、学長会メンバー 5 名に学生部長、入学センター長、文学部長（教育・学生支援担当副学長兼務）、社会学部長、教育学部長、国際学部長、大学院文学研究科長（以下、「研究科長」）と、企画・入試部、総務部、

学生支援部、教育研究支援部の4事務部長を加えた15名で構成している。この15名を「大学執行部」と位置づけ、迅速な意思決定と教職協働体制の強化を図っている。

これらの役職者の選任方法について、学監・副学長、教育・学生支援担当副学長及び研究・国際交流担当副学長は選挙を行わず、学長の推薦に基づいて理事長が任命することになっている。学監・事務局長は、理事長から直接任命されている。また、学生部長、入学センター長、文学部長、社会学部長、教育学部長、国際学部長、研究科長については、学長が任命する方法をとっている。これらは「大谷大学職制規程」に定めている（資料10(1)-4）。4名の事務部長は、「事務職員役職任免規程」及び「事務職員の育成に関する指針」に定めているとおり、学監・事務局長が発案し、学長が決定・任命する仕組みとなっている（資料10(1)-7 第4条・第6条、資料10(1)-8 p.2）。

役職者の権限については「大谷大学職制規程」に職務として定めているほか、「大谷大学職務権限規程」において役職者の権限を包括的に定めている。また、事務職員については「大谷大学事務組織における職務権限細則」において管理職の職務権限を定めているほか、「事務職員職務基準」において資格に応じた職務基準を定めている（資料10(1)-4、資料10(1)-9、資料10(1)-10、資料10(1)-11）。

#### 【学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備】

学長会及び大学運営会議については、「学長会及び大学運営会議規程」に「学長は、前項の審議事項について、学長以外の構成員の意見を考慮して決定する」と規定している（資料2-12 第3条第2項・第7条第2項）。学長会は、議長である学監・副学長が認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができるので、学長の意思決定を補佐するために、担当執行部等のメンバーを出席させる場合がある。また、月に1回程度、学長会メンバーに各学部長・研究科長を加えた拡大学長会を開催し、必要な意見を聴取した上で意思決定を行っている。

大学運営会議は、各部の事務部長が構成員として加わっているため、審議の上で学長が決定した事項については、即時に各課へ情報が伝わる体制となっている。学長会についても、各部に関わる内容の場合は学長会のメンバーから所管部署に指示が行くこととなる。いずれにしても、迅速に情報共有を行い、具体的な執行につながっている。

#### 【学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化】

##### 【教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化】

本学は、上記の会議体のほかに、教授会や大学院委員会並びに各種の委員会を設置している。教授会は、月に1回の定例開催のほか、入試判定、卒業・進級判定などにあわせて開催している（資料5-16）。また、学長の諮問機関として教育職員・事務職員それぞれが互選したメンバーで組織する「協議員会」を置き、教授会に先立って広く意見を聴取する体制を整えている（資料10(1)-12）。大学院委員会についても、教授会とほぼ同様の開催となっている。大学院委員会のもとには「大学院運営委員会」を置き、大学院委員会に先立って大学院の教育等に関する事項を協議している（資料5-17、資料4-41）。

本学では、従前より教授会と理事会の役割を明確に区別しており、予算・決算などの財産に関する事項や学則、就業規則などの根本規程の改正は理事会で審議・決定し、学生指

導や教育・研究に関する事項は教授会の審議となっていた（資料 1-5、資料 10(1)-13【ウェブ】、資料 10(1)-14【ウェブ】）。その上で、2015 年度から施行された改正学校教育法及び省令に沿って本学の教授会規程を改正し、教授会の役割を明確にするとともに、学長による意思決定との関係も整理した（資料 5-16）。

### 【学生、教職員からの意見への対応】

大学運営に対する学生からの声を聴く方法として、学生全員を会員とする「学生会」の代表者と学生部長との話し合いの場を設けている（第 7 章「学生支援」点検・評価項目②参照）。学生会では学生大会を開催し、学生からの大学に対する様々な意見を集約しており、学生会を通して出てきた意見に対しては、関係部署で検討して返答している。また、授業に関しては「学生の声」という意見箱を教務課に設置し、教務委員会教務部会が責任を持って返答している。

教職員からの意見は、事務職員であれば課長や事務部長を通して、教育職員であれば学科主任や学部長を通して集約している。教職員数が非常勤講師を除けば 240 名ほどの組織であるため、役職者に直接話すことも容易にできている。

大学運営会議において対応が必要と判断した意見については、関係する部署及び会議等で協議し、教授会や部課長会議等で報告している。

また、2016 年度には全教職員が自由に参加できる形のワークショップを開催した。これは、2018 年度からの複数学部化に向けて、本学の新たな姿を学内外に広く伝えるための柱となるメッセージが必要と学長が判断したからである。ワークショップは全 5 回開催され、毎回多くの教職員が参加して情報交換や意見交換を行い、「Be Real—寄りそう知性—」というタグラインを作り出した（資料 10(1)-15【ウェブ】）。教職員が自由に参加し、その意見を積極的に集約して新たなものを創造するこの取組も、方針に基づいた教職協働による大学運営の姿であると考えている。

### 【適切な危機管理対策の実施】

危機管理対策は、所管の総務課が中心となって実施している。本学の存立及び運営を損なう若しくは損なうことが予測される事態に対して、本学の学生及び教職員等構成員の安全確保を図るとともに、迅速かつ的確に対応するため「大谷大学危機管理規程」を整備している（資料 2-13）。また、第 8 章「教育研究等環境」点検・評価項目②において既述のとおり、防火・防災管理委員会を設置するとともに、執行部と事務局で自衛消防隊を組織し、所轄の消防署の指導のもとに毎年防災訓練を行っている。大規模災害時のための備蓄用品については、専用の倉庫を設置して充実を図っている（資料 8-9、資料 10(1)-16）。なお、COVID-19 の体制は、第 2 章「内部質保証」点検・評価項目②で既述のとおりである。

さらに、海外における危機管理対策としては「海外における事故等の防止及び緊急対策規程」「大谷大学海外渡航ガイドライン」を整備し、海外渡航に参加する学生等の安全と事故防止を図るとともに、万一の事故に備えて人命の安全確保及び被害の軽減に努めている（資料 10(1)-17、資料 10(1)-18）。

### 【有効性や適切性の判断】

以上のように、方針に基づいた大学運営ができるよう、組織や規程を整備し改善を重ねてきた。教職協働や迅速な意思決定など、整備した規程は有効に機能しており、また、法改正にも誠実に対応しているなど、適切であると判断できる。

### 点検・評価項目③ : 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1 : 予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

### 【予算編成の明確性及び透明性】

予算編成は「真宗大谷学園経理規程」に基づき、正確かつ迅速に対応するよう努め、透明性も確保しながら適切に行っている（資料10(1)-6）。

予算編成については、学内に財務会議及び事務部長会議を置き、財務会議では財務計画に基づいた年度予算の策定を、事務部長会議では事業計画の策定に関する審議を行い、適切に事業計画や予算編成が行えるよう体制を整えている（資料10(1)-19、資料10(1)-20）。

予算編成の過程は、次のとおりである。まず、法人全体の翌年度予算を編成するため、法人の各設置校に対して、法人事務局から「事業計画・予算編成の基本方針」が示される（資料10(1)-21）。その方針のもと、大谷大学、九州大谷短期大学、大谷中学校・高等学校、大谷大学附属大谷幼稚園の各設置校で予算編成作業を行い、法人事務局において集約した上で、法人全体の予算編成を行っている。

本学内での予算編成の手順は、次のとおりである。

予算年度の前年の9月頃に、翌年度の学生数等の見込みをもとに、翌年度の予算額想定をし、財務会議・事務部長会議合同会議（以下「合同会議」）において想定予算を作成する。その後、法人事務局が通知する「事業計画・予算編成の基本方針」に基づき、合同会議において、「予算編成基本方針」（以下「基本方針」）を作成し、大学運営会議において確認する。この基本方針をもとにして、各部署で事業計画とそれに伴う予算を編成し、合同会議に提出する。合同会議では、基本方針に則った事業であるかを審議した上で、ヒアリングを実施し、翌年度の事業計画とともに予算を編成する。また、この時に引当金を財源とする事業も選定し、特別事業として予算化する。取りまとめた予算（案）は、学長会の承認を得た後、法人事務局へ提出し、評議員会の意見を聴取した上で理事会に上程、承認をうけている（資料10(1)-22、資料10(1)-23）。

### 【予算執行プロセスの明確性及び透明性】

予算執行は、事業計画に基づき正確かつ迅速に対応するよう努め、透明性も確保し、適切に行っている。

本学内での予算執行の手順は、次のとおりである。

各部署において、予算執行担当者が支出申請書等を起案し、所属課長及び事務部長が承認した後、財務課に提出する。財務課では、担当者が確認し財務課長が点検する。支出金

額が100万円未満の案件については財務課長が決裁し、100万円以上の案件については申請書を事務局長に回付し、事務局長が点検の上で決裁している。

また、各部署において財務システムにより支出申請書の作成等執行手続を行っているが、予算の執行状況は各部署で確認できるようになっている。さらに必要に応じて予算を補正するが、特に事業計画において予定されていなかった事業を実施する場合については、改めて合同会議において審議している。いずれの補正予算においても、各部署の予算の執行状況を振り返り、予算執行の確認と今後の見通しをたてている。

#### 【内部統制等】

予算は、当年度の事業計画と密接に関連付けられており、財務システムにおいてもどの事業にどれだけの予算が計上されているかが一目で確認できるようになっている。事業実施の担当者だけでなく、課長、事務部長、事務局長及び財務課が予算額、執行額等を常時確認できる仕組みとなっており、予算が適正に執行されているかを確認している。また、予算額を超過して執行しなければならなくなった場合は、予め定めている手続に基づいて予算を執行している（資料10(1)-24）。

#### 【予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組み】

次年度の事業計画を作成する際には、過去2年間の決算額を参照できるようになっており、従来の予算執行の適切性を判断しながら翌年度の予算を編成できるようにしている。

さらに、過去2年間の事業の実施状況と予算執行の効果を事業計画書に記載するようにしており、それに基づいて合同会議において、事業計画のヒアリングの際に検証している（資料10(1)-25）。

#### 【有効性や適切性の判断】

以上のことから、予算編成及び予算執行のプロセスは明確になっており、透明性も確保され、予算を超える場合や、予め予算に計上されていない突発的な事業を行う場合の手続も明確に定めている。さらに予算執行の効果の検証も行っており、予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

## 【事務組織の構成と人員配置】

大学の事務組織は、4つの部、部のもとに10の課を置いている（資料1-6 p.2、資料10(1)-26【ウェブ】）。さらに、課の中にチームを置く体制をとっている。

具体的には、5～7名で遂行できる業務を単位として「チーム」を編成し、各チームにチームリーダーを配置している。チームをまとめる組織を「課」とし、課には課長を配置し、さらに複数の課を「部」として統合し、「部」には事務部長を配置している。チームリーダーは「監督職」としてチームのまとめ役を担っており、課長と事務部長は「管理職」としてマネジメントを行っている。労務管理や予算管理などは「課」単位で行うが、一般職員は「部」の所属として発令しており、一般職員の部内の人事異動を事務部長の裁量で行えるようにしている。チームや課の業務の繁忙期、急な病気休職や退職などに対応できる体制として2002年度に整えたものである。

また、複数の部署に関わる業務については部署を横断したチーム（横断型チーム）として、「国際交流」「情報システム」の2チームを置き対応していたが、担当業務の指示系統を明確にするために2020年6月に事務局改編を行い、教育研究支援部教育研究支援課に「国際交流チーム」及び「情報システムチーム」を置き、横断型チームを解消した。

なお、2021年5月現在で、本学の専任事務職員が79名、有期契約の事務系嘱託職員が35名おり、その他にアルバイト職員、派遣職員等という構成となっている（資料10(1)-27）。

事務職員の会議体として、学監・事務局長と4事務部長からなる「事務部長会議」がある（資料10(1)-20）。また、「事務部長会議規程」の中で、事務職員の連絡会としての機能を持つ「部課長会議」を規定している。この2つの会議は、それぞれ隔週で定例開催し、情報共有とともに各部署の課題について相談・協議する場となっている。さらに、学監・事務局長、総務部事務部長、総務課長と総務部事務部長以外の事務部長から1名を加えたメンバーで構成する「事務局人事会議」を設置している。ここでは、事務職員の採用や研修、異動などの人事について審議する（資料10(1)-28）。

## 【職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況】

### 【業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備】

事務職員の採用は、専任、事務系嘱託に関わらず大学Webサイトにおいて公募している（資料10(1)-29、資料6-8【ウェブ】）。専任事務職員の募集時には「求める職員像」を明示し、書類選考、適性検査、面接等、最終選考までに4回の選考を事務局人事会議のもとで行い、学長会において確認した後、最終候補者を決定している。（資料6-5 第6条～第7条の2）

また、昇格は、職能に応ずる処遇上の区分としての資格（書記補・書記・幹事）が上がることであり、「事務職員人事規程」で規定している（資料10(1)-30）。2016年度には、この「資格」と「役職」に対応する職務を示している「事務職員職務基準」を見直すとともに、その職務を遂行するにあたって遵守すべき行動規範を「事務職員行動規範」として整備し、本学事務職員として果たすべき役割について共有している（資料10(1)-11、資料10(1)-31）。「事務職員人事規程」には昇格の基準も明記しており、書記から幹事への昇格について、2016年度に「幹事昇格試験制度に関する取扱い」を整備し、幹事昇格試験を実施している。幹事昇格試験は、筆記試験、所属長による行動規範評価、事務部長による面

接によって合否を判断する。試験後は受験者に対して結果通知だけでなく、学監・事務局長、4事務部長によるフィードバックを行っている。なお、書記補から書記への昇格については、書記補において必要な経験年数を経れば能力がついたとみなして昇格することとしている（資料10(1)-32、資料10(1)-33）。

新採用職員の配属や職員の配置転換については、各部署の管理職にヒアリングを行い、事務局人事会議で決定している（資料10(1)-28）。若手職員には採用後10年以内に教育部門、管理部門両方を経験させる方針としているが、昨今の業務の多様化、専門化に伴い、困難な状況となっている。（資料10(1)-8）。

事務部長、課長、チームリーダーの役職者は、資格の中の「幹事」から任命し、3年任期としている。任期満了時に再任するかどうかを判断するが、再任しない場合であっても「降格」ではなく「交代」という意味づけをし、その時々での適任者を役職者として任用する制度を取っている（資料10(1)-7）。

なお、法人の事務組織は真宗大谷派宗務所内に事務室が設けられ、専務理事、事務局長、書記などの職員を配置している（資料2-20 p.6、資料10(1)-34）。ここは法人全体を統括する部門であるが、採用などの人事や給与、予算執行、情報システムや企画広報等については設置校単位で行っているため、理事会、常務理事会、評議員会、監事による監査等の事務、さらには文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団等の窓口となって設置校の取りまとめを行うことが主な業務である。

#### 【教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）】

2011年度に策定したグランドデザインにおいて、「大学運営を継続的に行うための意思決定体制、執行・責任体制を強化する」「グランドデザインを遂行するため、教育職員と事務職員が協働できる体制を整備する」の2つの目標に基づいて、学内における意思決定体制の見直しを2012年度に行った。

本学ではかつて、学長や学部長、研究科長、学生部長等の教員7名と理事長に任命される事務局長を加えた8名を「大学執行部」と位置づけて大学運営を行ってきた。しかしながら、執行部に関する規程を定めておらず、意思決定の場に日常の事務局運営を行う事務職員が入っていないことで確認作業が増えるなど、迅速な意思決定を行うには支障を来すことがあったため規程を整備し、日々の業務に関する事項を決定する場に事務部長を加えることとした。また、経営に係わる事項については、学内レベルの意思決定を行う場を新たに設けるとともに「副学長」制度を導入することとした（資料10(1)-4）。具体的には、2013年4月に立ち上げた前述の「学長会」及び「大学運営会議」が意思決定機関である（資料2-12）。

学内の意思決定の手順は、まず事務局の各組織で起案した内容を直属の執行部メンバーと相談した後、各種委員会や部課長会議で協議し、内容によって学長会又は大学運営会議で審議する。その後、協議委員会や大学院運営委員会で協議し、教授会若しくは大学院委員会の審議を経て学長が決定することとなっている。また、会議体の審議によらず稟議書による決定方法も取っている。

#### 【人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善】

本学において、現在のところ職員に対する業務評価や処遇改善を目的とする人事考課制

度は整備できていない。

本学では、事務職員において2004年度から「目標管理制度」を導入している。各部門の目標を設定し、その目標をもとに個人がそれぞれの担当業務に沿った目標を掲げて「チャレンジシート」を作成し、課長との面談を行っている（資料10(1)-35）。当初は処遇に反映することも検討したが、業務を組織で遂行する事務局においては、個人の成果を測ることが困難であるとの判断から、処遇への反映は見送り、職員の育成のために用いることにした。課長との面談は単に業務上の面談にとどまらず、人間関係の構築の面でも重要な位置づけとなっている。

また、専任事務職員を対象に、過去の振り返りと現在の業務へのかかわりや能力開発の状況などを問う「自己申告書」をもとに異動や役職登用の資料として活用したことが過去に数回あるが、2013年度に「ポートフォリオ」と名称を改め、学内外での活動実績欄を加えるなど、各人の振り返り、また育成に役立てられるよう内容を改めた（資料10(1)-36）。現在、ポートフォリオは毎年提出を求めており、新採用者、役職新任者、人事異動者並びに希望者については、学監・事務局長、総務部事務部長、総務課長のいずれかが面談を行っている。

#### 【有効性や適切性の判断】

以上のように、大学運営に関する業務、教育研究活動の支援等を推進するために組織や規程を整備し、改善を重ねてきており、大学業務を円滑かつ効果的に行えるような事務組織編成になっている。特に幹事昇格試験の導入や職務基準の見直し、行動規範の整備は、各人が果たすべき役割を明確にし、大学の構成員としての意識を高めるなど、有効に機能しており、適切であると判断できる。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施
--

#### 【大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施】

事務職員については、事務職員の能力開発のための「研修制度」を体系化すべく、2013年度に事務局人事会議において議論を重ね、「大谷大学職員研修概要（2013年度）」にまとめ、「本学の求める職員像」とともに整理し、全職員に周知した（資料10(1)-37）。また、2016年度には「大谷大学SD実施方針」を策定した（資料10(1)-38）。この方針に基づき毎年度「SD計画」を実施研修とともに学内グループウェア掲示板に配信し、学内周知している（資料10(1)-39）。

学内研修については、新規採用者対象の「新人研修」、それぞれテーマを設定した「階層別研修（若手・中堅職員研修、監督職研修、管理職研修）」、配属部署に関わらず本学職員として必要な基礎知識を習得するための「職員基礎研修」を行っている（基礎要件確認シート20）。新人研修は、専任事務職員とともに事務系嘱託職員も対象に合同で開催し

ている。職員基礎研修は、20代から30代前半の専任職員を対象に事務部長や課長が講師を務め、これまで「大学史」「学校会計」「学生募集」「キャリア教育」「研究」「図書館」「規程の作成・改正方法」「奨学金」などをテーマとして行ってきた（資料10(1)-40）。また、部署単位で実施する「部署別研修」への補助制度を設け、各課・部における独自の研修会の開催を奨励している。

学外研修の主なものとして、日本私立大学連盟主催の合宿型研修（COVID-19のため、2020・2021年度はオンライン研修）と大学コンソーシアム京都主催のSDゼミナール研修（全14コマのプログラム：COVID-19のため、2020・2021年度は休止）に毎年派遣している（資料10(1)-41）。これらの研修の終了後には学内で研修報告会を開催し、後に続く若手職員の研修意欲を高められるよう工夫をしている。先述の幹事昇格試験においては研修への参加履歴をポイント化し、受験資格の1つに設けている。また、チームリーダー・課長・事務部長などの役職者を登用する際にも、これらの研修参加歴を参考にしている。また、毎年大学コンソーシアム京都のインターンシップ・プログラムで受け入れている学生を指導することも「研修」と位置づけ、若手職員を指導担当としている。

このほかにも職員の研修を目的の1つとした「大谷大学職員出向規程」による出向制度を設けており、公益財団法人大学コンソーシアム京都に1名を送り出している（資料10(1)-42）。

これらの研修制度に加えて、大学職員としての職務に関連性のあるもので、自己研鑽、資格講習、資格試験に要した費用の一部について補助する「個人別研修補助」制度を整備し、自ら成長する意欲を喚起している。

教育職員を含めた教職員を対象とした体系的な研修制度は整備できていないが、毎年教職員を対象としたSD研修会を実施している。2020・2021年度は、「修学支援新制度」「2020年度自己点検・評価活動ー本学の取組と報告書記入のポイントー」（資料2-8）「自己発見診断（GPS-Academic）分析報告会」（資料10(1)-43）「ハラスメント対策関連法を職場に活かすためにーパワハラ問題を中心に考えるー（人権学習会）」「人権問題としてのプライバシー（人権学習会）」というテーマで研修会を実施した（資料10(1)-44）。

### 【有効性や適切性の判断】

以上のように、教職員の意欲及び資質の向上を図るために制度や規程を整備し、推進してきた。特に学外研修後の研修報告会の開催などは、研修報告者だけでなく、報告会の参加者についても研修意欲が高まり、更なる自己研鑽に繋がっている。また、各種研修に参加することは、自身の業務スキル向上及び業務遂行意欲の高まりにも、有効に機能しており、適切であると判断できる。

点検・評価項目⑥： 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

## 【適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価】

### 【監査プロセスの適切性】

### 【点検・評価結果に基づく改善・向上】

点検内容に応じて「総務部・人事会議・財務会議」がこの点検・評価の主体として随時の検証作業を行っており、その点検・評価結果をもとに成果や課題、改善方策について年度末に実施する大学運営会議（内部質保証推進責任組織）の報告会で報告している。2020年度末に実施した報告会では、SDとFDの切り分けに関して議論になり、今後教育推進室や教務委員会FD部会と調整を行うこととし、その調整結果を踏まえて「大谷大学SD実施方針」の改訂を検討する予定である。

大学運営に関する方針に基づき、適切に組織運営が行われているかの点検については、次年度の事業計画を検討する際に総務部において取りまとめを行い、必要に応じて事務部長会議や大学運営会議に上程することとしている。

職員人事のうち、採用・昇格・配置転換については、事務局人事会議において、それぞれの事項を検討する際に事務局組織全体を対象として、各部署の現状の聞き取りや直近の人事の効果についての検証を行うとともに、次の人事の参考としている。また、育成（SD）についても、事務局人事会議において、当該年度の研修内容や効果を検証し、次年度の参加研修プログラムの決定及び研修派遣職員の選定の参考としている（資料10(1)-28）。

予算編成については、前述のとおり、各部署から提出される事業計画書及び予算書をもとに合同会議において検証し、立案している。また、予算執行の適切性については、財務課で取りまとめ、合同会議で検証し、次年度の予算執行及び次々年度の予算編成の参考としている。

点検の結果、翌年度に向けて改善等が必要な場合は、1月から2月にかけて作成する「学園事業計画書」に記載し、大学運営会議に報告の上、3月の評議員会・理事会に上程する。その後の達成度や推進状況については、毎年11月に実施する本学園の監事による「監事期中監査」において報告を行い、指摘及び提言を受ける。また「学園事業報告書」を2月から4月にかけて作成し、大学運営会議へ報告し、5月の評議員会・理事会に上程する。

なお、2020年に自己点検・評価報告書をもとに実施した外部評価で、職務権限規程の整備に関して指摘があり、2021年度中に整備できるよう最終調整を行っている。

### 【有効性や適切性の判断】

以上のとおり、本学における大学運営の適切性の検証は、「学園事業計画」及び「学園事業報告」を取りまとめ、大学運営会議及び評議員会、理事会において点検するなど、適切に行っていると判断する。また、職員人事（採用・昇格・配置転換・育成（SD））についても、事務局人事会議において、必要に応じて点検・検証しており、適切に行っていると判断する。なお、決算報告書及び事業報告書については、法人の他の設置校とともに法人Webページにおいて広く外部に公表している（資料2-33【ウェブ】）。

## （２）長所・特色 （意図した成果が見られる（期待できる）事項）

### 【適切な大学運営のための組織の整備】

大学運営に関する「教職協働体制」の強化を図るために、2013年4月に執行部体制を改編し、事務職員である事務部長が執行部（大学運営会議）メンバーに加わったこと、また意思決定の事項を区分した執行部の2つの会議体（学長会、大学運営会議）を設置したことにより、迅速な意思決定につながっている。

## （３）問題点 （改善すべき事項）

### 【人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善】

現在、未整備である処遇への反映を視野に入れた人事考課制度の導入をめざし、研修及び試行的運用の検討を進めていく。

### 【大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施】

事務職員については、能力開発のための「研修制度」を体系化すべく、「大谷大学職員研修概要（2013年度）」をまとめ、「本学の求める職員像」とともに整理するなど、事務職員の能力開発のための「研修制度」の体系化を進めている。他方、教育職員については自己研鑽として外部のセミナー等に自発的に参加する場合や、人権学習会といった教育活動に関連する場合以外の研修制度が整備できていないため、SDとFDの切り分けを含めて、教育推進室や教務委員会FD部会と調整を行うこととし、その調整結果を踏まえて「大谷大学SD実施方針」の改訂並びに研修制度を検討する予定である。

## （４）全体のまとめ

「(1) 現状説明」で記述したとおり、本学における大学運営は、建学の理念をもとに大学運営に関する方針を定め、その方針に基づき、組織や規程等を整備し改善を重ねてきている。その中でも、特に執行部体制の改編に伴う教職協働体制の強化や迅速な意思決定など、整備した組織及び規程は有効に機能しており、概ね適切な大学運営を行っているといえる。

今後は、「(3) 問題点」として記述した教育職員をも対象とする組織的なSDプログラムの早期構築をめざし、大学として取り組んでいく。

## 第10章 大学運営・財務

### 第2節 財務

#### (1) 現状説明

点検・評価項目① : 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1 : 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2 : 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

#### 【中長期的な財政計画の策定】

#### 【財務関係比率に関する指標又は目標の設定】

本学においては、第1次中長期プラン「グランドデザイン(2012-2021)」(以下「グランドデザイン」)に示された方針のもと、2018年度に3学部体制への移行を機に学費を改定し、2019年度には将来の大学運営に支障をきたすことのないよう、指標とする財務比率と目標値を定めるとともに(資料10(2)-1)、2019年度～2028年度までの中長期的な財政計画(資金収支計画、事業活動収支計画)を策定した(資料10(2)-2)。

その計画では、将来の財政基盤の安定化を見据え、複数学部体制に対する学生募集及びブランド力向上のための広報に力を入れていたため、収支が厳しい状況ではあったが、2018年度の学費改定後の学生が全学年に揃う2021年度には、事業活動収支計算書の経常収支差額を黒字に転換することを目標とした。

なお、本学において目標値を設定している2020年度財務比率のうち、「経常収支差額比率」「事業活動収支差額比率」が目標値を下回っている要因は、前述した複数学部体制に対する学生募集及びブランディング広報に力を入れた特別事業の推進による一時的な事象である。目標値の達成のため、業務の効率化や厳正な相見積もりの実施、働き方改革の推進に伴う超過勤務時間の削減など、経費削減に向けて積極的に取り組んでいる。教育研究経費比率については、目標値の達成に加え、2022年度決算において学生生徒等納付金収入に対する教育研究経費支出(学費減免奨学費を除く)、教育研究用機器備品支出、図書支出等の比率を30%とすることをめざす(資料10(1)-22)。

また、将来に向けて更なる教育研究の充実・発展をめざし、計画的な引当金への繰入れを進めている。引当金には、教育研究の充実・発展を図るための教育研究充実資金引当特定資産をはじめ、将来に向けて必要となる建物建築のための第2号基本金引当特定資産のほか、施設資金引当特定資産、減価償却引当特定資産などを備えている(資料10(2)-3「様式3 5ヵ年連続貸借対照表」)。

#### 【有効性や適切性の判断】

従来から作成している「資金収支計画表」及び「事業活動収支計画表」に基づき(資料10(2)-2)、計画的に各種引当特定資産を備えることができている。加えて、財務関係比率

に関する指標と目標値の設定を行っており（資料 10(2)-1）、借入金が 2020 年度で完済したことで指標としている「経常収支差額比率」「事業活動収支差額比率」の改善も今後見込めることから適切な財政計画を策定していると判断している。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

### 【大学の理念・目的及びそれに基づく将来計画の実現のための財務基盤の確立】

大谷大学を設置する学校法人真宗大谷学園の経年財務比率は、事業活動収支計算書関係比率（法人全体）（大学基礎データ表 9）、貸借対照表関係比率（大学基礎データ表 11）のとおりである。

2019 年度決算額に見る本学の事業活動収支科目における全国平均（日本私立学校振興・共済事業団『令和元年度版今日の私学財政』医歯系法人を除く）との比較では、学校生徒等納付金比率は全国平均 81.2%に対し 77.7%と少し低く、寄付金比率は 1.7%に対し 4.2%、補助金比率は 7.9%に対し 11.2%と高くなっている。支出構成では、人件費比率は全国平均 49.3%に対し 55.9%、管理経費比率は 7.4%に対し 11.5%と高く、教育研究経費比率は 35.1%に対し 30.7%と全国平均よりも低くなっている。なお、借入金を 2020 年度で完済しているため、借入金等利息比率は 2020 年度から 0%となっている（大学基礎データ表 10）。

貸借対照表科目では、自己資金の充実度を見る純資産構成比率では、全国平均 87.8%に対し 88.9%（大学基礎データ表 11）、負債に備える資産が蓄積されているかを見る内部留保資産比率は 26.1%に対し 30.8%、運用資産余裕比率 1.9 年に対し 2.5 年と全国平均を上回り、運用資産の蓄積は良好であると言える。

本学が教育研究の維持・発展を図りながら持続していく上で、財務基盤の確立は重要な課題である。学生数の減少期の中で、2018 年度より文学部、社会学部、教育学部の 3 学部体制をはかり、それともなつて学費を改定した。また、2019 年度には文学部において、さらに 2021 年度の国際学部設置に伴う収容定員増の認可を受けた。学生数の減少期の中で、学生生徒等納付金収入の安定的な確保をめざすとともに、寄付金及び補助金等の外部資金の確保を目標としている。これらの資金を元にして、更なる教育研究の充実をめざし、一層の財務基盤の安定を図る（資料 10(2)-4）。

### 【教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み】

中長期的な財政計画のもと、例年 11 月に本学園理事長から翌年度の事業計画及び予算編成の基本方針が各設置校に通知される（資料 10(1)-21）。

学園の基本方針に基づき、本学における基本方針を策定し、その基本方針に則って各部

署において事業計画及び予算編成を立案している。同時に財務会議・事務部長会議合同会議（以下「合同会議」）において翌年度の想定予算を作成する。この想定予算をもとに教育研究経費の予算額や、将来のための引当金への繰入額、また、活動区分資金収支計算書の教育活動資金収支差額や事業活動収支計算書の経常収支差額を概算する。財務会議は、学監・事務局長、企画・入試部事務部長、総務部事務部長、企画課長、総務課長、財務課長で構成されるが、事務部長会議との合同会議とすることにより、学生支援部事務部長、教育研究支援部事務部長も出席することとなる。そのため、学生支援部門、教育研究支援部門からの意見も反映でき、管理部門だけで予算が立案されることはない。加えて、各部署から事業計画案及び予算案が提出された後、財務会議・事務部長合同会議によるヒアリングを行い、内容の確認並びに意見交換を行っている。

その他、学長裁量経費として、学内の教育改革や社会貢献活動等の推進、学習環境の整備等に措置できる予算を確保している。

なお、法人全体の予算編成、事業計画策定の手順については、第10章第1節「大学運営」で示したとおりであるが、毎年度定期的に公認会計士の監査並びに法人監事による監査を受け、予算が適正に執行されていることが確認されており、各財務資料とともに大学Webサイトに公表している（資料2-33【ウェブ】）。

#### 【外部資金の獲得状況】

外部資金については、収入の増額をめざし、積極的に獲得に動いている。

例えば、第8章「教育研究等環境」点検・評価項目④にも既述のように、科学研究費の積極的な獲得のために、本学教育職員が行う研究で学内公募により採択される真宗総合研究所の一般研究（予備研究）に応募する者には同時に科学研究費にも応募することを条件としており、外部資金の獲得を促進している。2021年度は科学研究費申請対象者向けに採択経験者による申請書類作成のための研修会を実施し、希望者には採択経験者からのアドバイスを受けられる機会も設けている。2017年度からの科学研究費の申請数と採択数は下記のとおりである。

年度	申請件数	採択件数
2017	38件	9件
2018	50件	19件
2019	40件	17件
2020	35件	13件
2021	27件	11件

寄付金では、設立母体である宗教法人真宗大谷派（以下、「真宗大谷派」）から毎年約1億円を受け入れている。学生の保証人で組織される教育後援会からも毎年1,500万円を受け入れている（2020年度は、COVID-19の影響を受けて休止）。また、奨学金として使用する目的のために毎年企業から100万円の寄付を受け入れている。これら以外にも、キャンパス総合整備・新教室棟建築資金募金として、2015年8月から2019年10月31日までの間、募金活動を展開した。この募金活動においては、真宗大谷派から総額2億円の申込

みがあり、2015 年度及び 2016 年度は 5,000 万円、2017 年度から 2019 年度は 2,000 万円、2020 年度及び 2021 年度は 500 万円の寄付金を受けており、2022 年度以降も寄付金を受け入れる予定である。

補助金では、従来からの補助金のほかに、私立大学等改革総合支援事業への採択に向けての取組をすすめ、2021 年度は 2020 年度に引き続きタイプ 3（プラットフォーム型）の採択が決まった（資料 10(2)-5）。なお、2017 年度に採択された私立大学研究ブランディング事業は、補助対象期間が当初予定の 5 年間から 2019 年度までの 3 年間に短縮されたため、2020 年度からは補助金を獲得することができなかった。更なる補助金の獲得に向けて、事務局各部署から選出された事務職員で構成される補助金プロジェクトにおいて、引き続き情報収集並びに様々な取組を検討、実施していく。なお、本プロジェクトは、2014 年度から事務部長会議・財務会議合同会議のもとに設置され、プロジェクトにおける協議内容や改善策は事務部長会議・財務会議合同会議に報告される（資料 10(2)-6）。

以上のように、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立するために、学生生徒等納付金収入だけでなく、科学研究費の採択数を増やし、寄付金、補助金を積極的に獲得することに努めている。

#### 【教育活動外収入の状況】

資産運用収入では、「真宗大谷学園資金運用規程」に則り、安全確実かつ効率的に運用している（資料 10(2)-7）。従来から国債を中心として地方債や取引金融機関の社債などでの運用を進めてきたが、利回りの低下などにより利息収入は減少してきている。「真宗大谷学園資金運用規程」に定められた資金運用方針に基づき、既発債や期間の幅を広げるなど、運用収入の確保をめざしている。

#### 【有効性や適切性の判断】

以上のように、学生生徒等納付金収入だけでなく、科学研究費、寄付金、補助金を積極的に獲得することに努め、その収入を合わせると（科学研究費については間接経費）、2017 年度は 8 億 6856 万円、2018 年度は 8 億 4025 万円、2019 年度は 7 億 2924 万円、2020 年度は 7 億 3189 万円と予算に相応した収入を確保できており、教育研究活動は安定的に遂行できていると判断する。引き続き、財務基盤の確立をめざす。

### （2）長所・特色 （意図した成果が見られる（期待できる）事項）

教育研究活動を安定して遂行するために、予算編成時に翌年度の収支の状況を把握できるように、想定予算を作成した後、予算編成をはじめている。予算編成にあたっては、管理部門だけで策定するのではなく、各部署へのヒアリング並びに学生支援部門や教育研究部門の事務部長の意見を反映できているため、教育研究活動に支障をきたすことがない。さらに引当金への繰入れを計画的に進めることにより、自己資金の充実度を見る純資産構成比率、負債に備える資産が蓄積されているかを見る内部留保資産比率、運用資産余裕比

率すべてにおいて高比率を維持でき、財務基盤を充実させることを実現させている（**大学基礎データ表 11**）。

今後さらに、検証を進め起こりうることに対応できるように財源確保に努める。

### （3）問題点 （改善すべき事項）

#### 【大学の理念・目的及びそれに基づく将来計画の実現のための財務基盤の確立】

2019年度決算額に見る本学の事業活動収支科目における全国平均（日本私立学校振興・共済事業団『令和元年度版今日の私学財政』医歯系法人を除く）との比較において、教育研究経費比率が全国平均を下回り、管理経費比率が全国平均を上回っている。この点について、今後の改善を課題としている。教育研究経費については、学生への還元を主目的とする教育研究事業の創設を検討していく。管理経費についても全体的な見直しや整理を進めるとともに、特別事業としている学生募集及びブランディング広報事業の今後の在り方についての検討を進めていく（**大学基礎データ表 10**）。

#### 【外部資金の獲得状況】

予算に相応した収入を確保し、安定した教育研究活動を遂行できているが、更なる外部資金の獲得のために、私立大学等改革総合支援事業への採択に向けて補助金プロジェクトを中心に取組を進めている。2021年度はタイプ3【地域社会への貢献】（プラットフォーム型）のみの採択となっているため、今後は補助金プロジェクトにおいて、他の補助金獲得をめざし、情報収集及び様々な取組に向けた検討を進めていく。

### （4）全体のまとめ

(1) 現状説明で述べたとおり、予算の段階から教育研究活動に支障をきたさないように財務基盤の確立をめざしている。今後も、教育研究の充実、発展をめざすことを最優先とするが、引当金への繰入れを進め、将来の活動のために備えていく。

また、2019年度に設定した財務関係比率に関する指標及び目標をもとに、大学の永続的な存続のためにも、重要な財務比率の目標値を達成できるよう取り組んでいく。

大学の将来計画に対しては、2019年度に策定した中・長期の財務計画をベースに、大学内外の状況に変化が起こっても柔軟に対応できるよう取り組んでいく。

さらに私立大学等改革総合支援事業をはじめとする補助金事業や宗教法人真宗大谷派からの寄付金等の状況が変わった際にも安定的な財源が確保できる方策を検討していく。

## 終章

本学は「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、仏教の精神に則り、人格を育成するとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、広く世界文化に貢献すること」を目的としている。この目的を達成するため、大谷大学第1次中長期プラン「グランドデザイン（2012－2021）」の下に様々な変革を行ってきた。例えば、2018年度より文学部に社会学部と教育学部を加えた3学部体制へ、2021年度からは国際学部を加えた4学部体制へと改組した。研究科においては、2022年度から4学部の各学問分野を包括する研究科名称となるように、人文学研究科へ名称変更することが決定している。これらの改組と同時に、教育機関としての質を担保するべく、大学基準協会の定める10の基準に従って点検・評価活動を行ってきた。

このように、かつての1学部体制から現在の4学部体制をとったことで、より広い視点からの教育を展開していることを学内だけでなく、学外にも周知できるようになった。加えて、本学の研究科での教育・研究を更に充実化する取組を行っており、いっそう幅広い層に本学の取組を知ってもらうことが期待できる。さらに本学では、正課の教育改善に加え、建学の理念に基づく教育を全学的に具現化して展開するために仏教教育センターを2018年度に設置するなど、正課外でも自由に利用できる各種学習支援施設を設置してきた。各組織が有機的に連携することで、本学の理念の実現に向けた更なる歩みを着実に進めることができると期待している。

2021年度の自己点検・評価結果から、本学は大筋において十分な教育の質を担保できていると自負している。第1章で既述した大谷大学第2次中長期プラン「グランドビジョン130（2022～2031）」（以下、「グランドビジョン130」）は、“「Be Real—寄りそう知性—」の発揮に向けた、学び空間の創生”を目指している。「グランドビジョン130」は本学の魅力を更に発展させていくためのビジョンであり、その達成に向けての取組を実施する中で、今回の自己点検・評価結果から見えてきた課題の解決もできると考えている。

「グランドビジョン130」は、教育・学生支援・研究・社会連携・管理運営の5つの部門方針の下、それぞれで重点施策を策定している。なお、教育部門は大学教育全体、各学部と研究科、及び学生の受入れに中分類した上で、重点施策を策定している。例えば、教育部門の大学教育全体では、重点施策の1つとして「総合的な学習支援体制の構築と関連諸施設の連携強化」を挙げている。これにより、既存の学習支援組織体系のスリム化や関係性の強化が可能となる。また、大学院では、「汎用的（トランスファラブル）な力をもった知のプロフェッショナルの育成」、「専門分野を超えた横断的な教育環境の構築」、「大学教員をめざす博士後期課程学生のキャリア支援」の3つを重点施策として立てている。これらの重点施策は、大学院の教育をより魅力のあるものにするとともにその内容を様々な層に伝えることにある。そうすることで、本学大学院の教育及び研究の場としての魅力を継続して発信することが可能になる。

本学の理念は、仏教精神に則った人格の育成である。本学の求める仏教精神に則った人格とは、人間とは何かという問いを生涯追究する態度といえる。その問いは学術的な研究にとどまるのではなく、様々な実践をとおして追究されるべきものである。大学という限られた時間や環境の中で、この仏教精神に則った人格の基礎を学生が形成できるように本

学は努力を重ねてきた。今後も多様な価値観を持つ存在が互いに敬愛しながら、真実を問い続ける学びの場の創生に邁進していくことで、そうした人格形成の礎となるべく努力し続けることを誓う。